

編 等 害 水 風

目 次

風 水 害 等 編

第1章 総 則

第1節 対策の基本方針	風-1- 1
第2節 市の地勢と風水害等の災害	風-1- 2
1 地勢	風-1- 2
2 過去の風水害	風-1- 3
第3節 災害の想定	風-1- 4
1 水害（内水はん濫）	風-1- 4
2 土砂災害	風-1- 5

第2章 災害予防計画

第1節 防災体制の整備	風-2- 1
1 市の防災体制の整備	風-2- 1
2 市における業務継続体制の整備	風-2- 2
3 消防体制の整備	風-2- 2
4 応急医療体制の整備	風-2- 3
5 広域防災体制の整備	風-2- 4
第2節 自主防災組織・事業所の防災活動の促進	風-2- 5
1 自主防災組織の強化	風-2- 5
2 事業所防災体制の強化	風-2- 6
第3節 防災意識の向上	風-2- 7
1 防災訓練の充実	風-2- 7
2 防災教育の普及推進	風-2- 8
3 防災広報の充実	風-2- 8
第4節 水害予防対策	風-2-10
1 治水対策	風-2-10
2 農作物等の水害防止対策	風-2-10
3 浸水予想区域の調査・把握	風-2-10
4 道路・橋梁の防災管理	風-2-11
第5節 風雪害予防対策	風-2-12
1 風害予防対策	風-2-12
2 雪害予防対策	風-2-14
第6節 高潮災害予防対策	風-2-15
1 護岸の高潮対策	風-2-15
2 河川の高潮対策	風-2-15
第7節 土砂災害の予防対策	風-2-15
1 土砂災害（急傾斜地）対策	風-2-16
2 警戒避難体制の整備	風-2-17
第8節 火災予防対策	風-2-19

1 火災予防に係る立入検査	風-2-19
2 出火防止	風-2-19
3 初期消火	風-2-20
4 延焼拡大の防止	風-2-21
5 建築物の不燃化	風-2-21
6 防災空間の整備	風-2-22
第9節 防災施設等の整備	風-2-23
1 防災拠点等の整備	風-2-23
2 防災倉庫等の整備	風-2-23
3 飲料水・食料等の備蓄	風-2-24
第10節 通信施設の整備	風-2-26
1 災害通信網の整備	風-2-26
2 情報伝達体制の整備	風-2-27
第11節 避難体制の整備	風-2-28
1 避難所等の指定	風-2-28
2 避難の事前準備	風-2-29
3 避難施設・設備等の整備	風-2-30
4 避難体制の周知	風-2-31
第12節 災害時における要配慮者対策	風-2-33
1 要配慮者の範囲	風-2-33
2 在宅避難行動要支援者に対する対応	風-2-33
3 社会福祉施設等における防災対策	風-2-35
4 外国人に対する対策	風-2-36
第13節 帰宅困難者等対策	風-2-37
1 一斉帰宅・帰宅困難者発生抑制	風-2-37
2 帰宅困難者の安全確保	風-2-37
3 関係機関と連携した取組み	風-2-38
第14節 調査・研究	風-2-39
1 風水害等対策に関わる情報の収集	風-2-39
2 専門調査の実施	風-2-39

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害応急活動体制の確立	風-3- 1
1 参集・配備	風-3- 1
2 職員の動員	風-3- 3
3 災害対策本部設置前の体制	風-3- 3
4 災害対策本部	風-3- 4
5 地区対策支部	風-3- 7
6 災害救助法の適用等	風-3-17
7 災害時会計・出納対策	風-3-18
第2節 情報の収集・伝達	風-3-19
1 情報通信手段の確保	風-3-19
2 気象情報等の収集伝達	風-3-21

3 災害情報の収集・記録	風-3-24
4 被害報告	風-3-24
第3節 災害時の広報	風-3-28
1 災害広報	風-3-28
2 報道機関への対応	風-3-30
3 市民相談	風-3-31
第4節 水防活動	風-3-32
1 水防活動の実施	風-3-32
2 地下空間の災害対策	風-3-33
第5節 消防・救助・救急活動	風-3-34
1 消防活動	風-3-34
2 救助活動	風-3-36
3 救急活動	風-3-37
4 消防の広域応援要請	風-3-37
第6節 自衛隊への災害派遣要請	風-3-38
1 災害派遣要請	風-3-38
2 受入体制	風-3-40
3 撤収要請	風-3-40
4 経費負担区分	風-3-40
第7節 広域応援の要請	風-3-41
1 県への応援要請	風-3-41
2 指定地方行政機関等への応援要請	風-3-41
3 協定締結自治体への応援要請	風-3-42
4 消防機関の相互応援	風-3-43
5 水道・下水道事業体の相互応援	風-3-43
6 海外からの支援受入れ	風-3-44
7 広域避難者の受入れ及び支援	風-3-44
第8節 警備・交通規制	風-3-45
1 千葉県警察災害警備計画	風-3-45
2 交通規制計画	風-3-46
3 緊急通行車両の確認等	風-3-47
第9節 避難対策	風-3-49
1 避難の勧告・指示等	風-3-49
2 避難・誘導	風-3-53
3 避難所等の開設と運営	風-3-53
4 避難所等の閉鎖	風-3-55
第10節 災害時における要配慮者への対応	風-3-56
1 要配慮者の安全確保	風-3-56
2 避難生活支援	風-3-57
第11節 帰宅困難者への対応	風-3-59
1 一斉帰宅抑制の呼びかけ	風-3-59
2 大規模集客施設、駅等における対応	風-3-59
3 帰宅困難者等の把握と情報提供	風-3-60

4 一時滞在施設の開設及び施設への誘導	風-3-60
第1 2節 医療・救護対策	風-3-61
1 医療救護体制	風-3-61
2 医療・救護活動	風-3-63
3 医療用資機材・医薬品等の確保	風-3-64
4 被災者の健康管理	風-3-65
第1 3節 行方不明者の捜索・遺体の処理・埋火葬	風-3-66
1 行方不明者の捜索	風-3-66
2 遺体の処理と安置	風-3-66
3 遺体の埋火葬	風-3-67
第1 4節 救援物資供給活動	風-3-69
1 給水活動	風-3-69
2 食料の確保・供給	風-3-71
3 生活必需品等の供給	風-3-72
4 救援物資の受入れ	風-3-73
第1 5節 緊急輸送対策	風-3-75
1 輸送方法	風-3-75
2 緊急輸送道路	風-3-75
3 トラック輸送	風-3-76
4 ヘリコプター輸送	風-3-77
5 その他の輸送	風-3-77
第1 6節 清掃・障害物の除去	風-3-78
1 廃棄物（ごみ）の処理	風-3-78
2 し尿の処理	風-3-79
3 障害物の除去	風-3-79
4 環境汚染の防止	風-3-81
第1 7節 防疫・保健活動	風-3-82
1 防疫・感染症対策	風-3-82
2 保健活動	風-3-83
3 動物対策	風-3-83
第1 8節 住宅等応急対策	風-3-84
1 崖地の危険防止	風-3-84
2 住家の被災調査・り災証明書の発行	風-3-84
3 被災建築物の応急修理	風-3-85
4 住宅の解体	風-3-85
5 応急仮設住宅の建設	風-3-85
6 空き家の斡旋	風-3-86
第1 9節 文教対策	風-3-87
1 災害発生時の対応	風-3-87
2 避難所としての対応	風-3-88
3 地区対策支部としての対応	風-3-88
4 応急教育	風-3-88
5 応急保育	風-3-89

6 文化財の保護	風-3-89
第20節 ボランティアの協力	風-3-90
1 ボランティアの受入れ	風-3-90
2 ボランティア活動	風-3-91
第21節 ライフライン施設の応急復旧	風-3-93
1 上水道	風-3-93
2 下水道	風-3-93
3 廃棄物処理施設	風-3-94
4 電気	風-3-95
5 ガス	風-3-96
6 電話	風-3-96
7 郵便	風-3-97
第22節 交通応急対策	風-3-98
1 鉄道	風-3-98
2 バス	風-3-99
3 道路・橋梁	風-3-99

第4章 災害復旧計画

第1節 市民生活安定のための支援	風-4- 1
1 被災者総合相談窓口	風-4- 1
2 災害公営住宅の建設等	風-4- 2
3 災害弔慰金・障害見舞金の支給	風-4- 2
4 被災者生活再建支援金の支給	風-4- 2
5 災害援護資金の貸付け	風-4- 4
6 生活福祉資金の貸付け（社会福祉協議会）	風-4- 5
7 市税等の減免	風-4- 6
8 国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険における対応	風-4- 7
9 義援金等の受付・保管及び配分	風-4- 7
10 災害応急資金融資	風-4- 7
11 郵便物の特別取扱い等	風-4- 8
12 雇用の確保	風-4- 8
13 公共料金の特例措置	風-4- 9
14 市民への周知・広報	風-4- 9
第2節 生活関連施設の復旧	風-4-10
1 災害復旧事業	風-4-10
2 国の財政援助等	風-4-10
第3節 災害復興	風-4-12
1 災害復旧・復興本部	風-4-12
2 災害復旧・復興計画	風-4-15
3 各種事業の推進	風-4-15

第 1 章 総 則

第 1 節 対策の基本方針

～ 近年増加する風水害等による教訓を踏まえた災害に強いまちづくり ～

近年増加する局地的な集中豪雨や台風、竜巻等突風などに起因する風水害等による被害を軽減するため、総合的な治水対策を推進するとともに、住民避難を基本とした情報伝達や避難対策を強化し、ハードとソフトの両面から自助・共助・公助が連携した防災対策の推進を図る。

我が国は、温帯な地域に位置し、春夏秋冬の四季の移り変わりが明確である。そのため、四季の気象現象である台風、梅雨前線などの大雨、冬季においては、首都圏においても大雪を発生させるなど、自然災害による被害を受けるおそれがある。また、近年は局地的な集中豪雨や竜巻等の突風災害も増加しており、各地で甚大な被害が頻発しており、本市においても大きな被害をもたらす要因の一つとなっている。

さらに、人口等の集中により都市化が進展する本市においては、市街地の拡大と過密化、高層化等による都市構造の急激な変化が、複合的、広域的な災害の発生と被害を増大させる新たな要因となりつつある。

災害が発生した場合には、被害の軽減及び早期の復旧を目指し、「市民自らが自らの身の安全とまちを守る」という防災の基本に立ち、市・県・市民・事業所及び関係機関等が連携して迅速な対応を図る。

第 2 節 市の地勢と風水害等の災害

1 地勢

(1) 位置・面積

習志野市は、千葉県の北西部に位置し、東は千葉市、西は船橋市、北は八千代市と接し、南は東京湾に面している。海岸線は、千葉港の一部を形成している。

市域は、東西 8.9km、南北 6.2km で北東半部が関東ローム層で覆われた台地で、南西半部が埋立地や海岸平野からなっており総面積は、20.99 km²である。

■本市の位置等

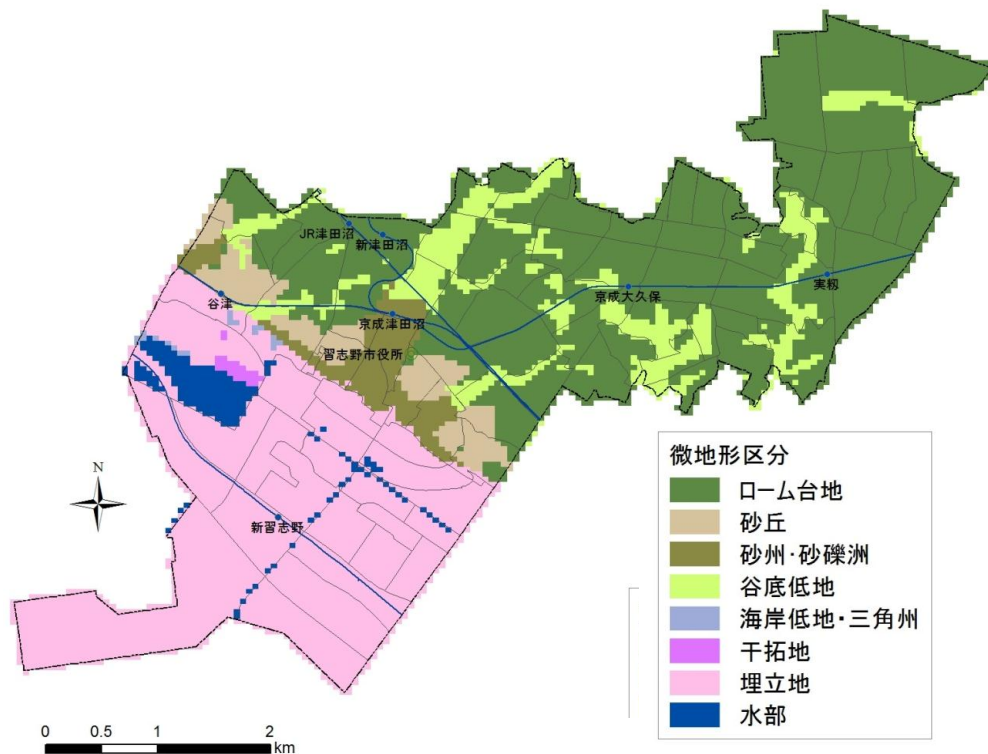
緯度及び経度					海 抜		市 域	
区分	極 東	極 西	極 南	極 北	最 高	最 低	東 西	南 北
東経	140° 05' 18"	139° 59' 24"	140° 01' 22"	140° 04' 18"	30.6m	0.8m	8.9km	6.2km
北経	35° 42' 02"	35° 39' 25"	35° 38' 58"	35° 42' 19"				

(2) 地形・地盤

習志野市の地形は、台地とそれらを刻む谷底平野(谷津)、さらに海岸平野、埋立地よりなる。地盤は、概ね地形に対応し、台地は砂層である成田層が形成し、これを古い火山灰から形成された粘土質の関東ローム層が覆っている。

台地を刻む谷底平野では、表層に軟弱な地層が堆積し、海岸平野や埋立地では軟弱層が厚くなっている。

また、台地は入り組んだ多くの谷底平野によって刻まれるため、台地と谷底平野の境界には崩壊しやすい関東ローム層が露出し、数多くの急斜面が形成されている。



■ 習志野市の微地形区分

(3) 気候

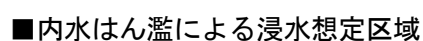
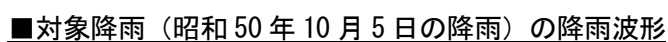
習志野市の気候はおおむね温暖で、海洋性気候に属している。

年平均気温が 15.3°C （平成 19 年～23 年：習志野市統計書平成 24 年版）、年間平均降水量は 1,381mm（平成 19 年～23 年：習志野市統計書平成 24 年版）、風向は冬に北西の風、夏に南西の風が卓越している（習志野市消防年報 25 年度版）。

2 過去の風水害

習志野市では、大きい流域をもつ河川がないため洪水等の水害による大きな被害は発生していない。これまでに台風や前線など大雨により、谷底平野で局地的な浸水被害が発生している。

浸水シミュレーションの対象降雨として、一時間当たりの降雨量が 71.0mm と過去最大であった「昭和 50 年 10 月 5 日の降雨」を設定し、この計算結果と過去の浸水実績を重ね合わせて浸水想定区域を設定した。

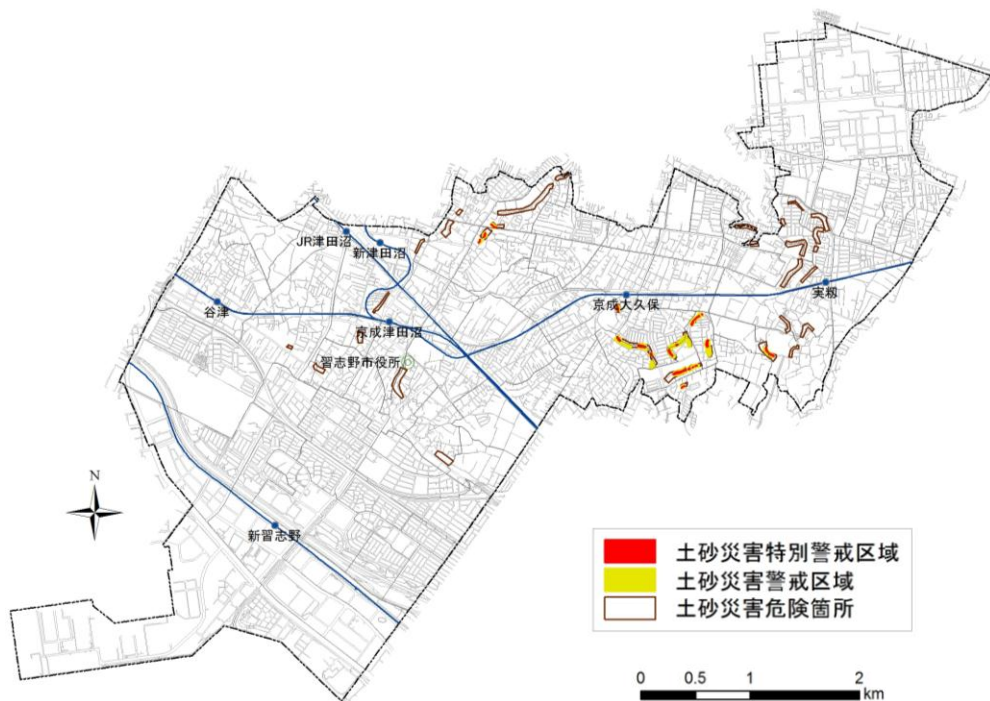


2 土砂災害

習志野市内には、37 か所の土砂災害危険箇所（急傾斜地）が存在している。また、土砂災害警戒区域が13 か所（うち土砂災害特別警戒区域12 か所）指定されている。（平成25年10月1日現在）

種 別	箇所数
土砂災害特別警戒区域	12 か所
土砂災害警戒区域	13 か所
土砂災害危険箇所（急傾斜地）	37 か所

■土砂災害危険箇所等の箇所数（平成25年10月1日現在）



■土砂災害危険箇所等の分布

第 2 章 災害予防計画

第 1 節 防災体制の整備

【対策の項目・担当】

項 目	担 当（○主務）
1. 市の防災体制の整備	各部局、防災関係機関
2. 市における業務継続体制の整備	○企画政策部
3. 消防体制の整備	○消防本部、企画政策部
4. 応急医療体制の整備	○保健福祉部、企画政策部、消防本部
5. 広域防災体制の整備	○企画政策部、消防本部

1 市の防災体制の整備

(1) 庁内体制の整備

風水害等への警戒、災害発生初動期においても、迅速かつ円滑に対応できる体制となるよう、災害対策本部及び本部事務局の機能強化を推進し、災害時の対応全般の総合調整を行う危機管理監を中心に、災害対策本部の円滑な運営ができるよう、体制を整備する。

市職員は、一人ひとりが災害発生時に迅速に行動できるよう、日頃から災害時の参集場所や参集基準、各自の役割などについて確認する。また、庁内各部局での職員の役割分担を明確化するとともに、定期的な防災訓練や研修を通じて、それぞれの役割・対応の習熟に努め、防災意識や危機管理意識、災害対応能力の向上を図る。

なお、庁内各部局の役割については、定期的に関係機関と協議し、適宜必要な体制の見直しを図る。

(2) 地区対策支部体制の整備

風水害時は、災害の状況等を考慮し、必要に応じて地区対策支部を設置するため、震災時と同様に地区の情報拠点となる地区対策支部の設置・運営の担当職員として、地区対策支部職員を庁内各部局から選任する。地区対策支部職員は、災害発生後速やかに支部での対応が行えるよう、定期的に教育及び訓練を受けるとともに、地区対策支部運営マニュアル等を活用し、設置・運営の手順や流れなどの習熟に努める。

また、地区対策支部職員は、日頃から学校職員、自主防災組織、町会・自治会等、連合町会、設置・運営に関わる関係者と事前に協議し、各主体の役割などについて確認する。

(3) 避難所運営体制の整備

庁内各部局から避難所配備職員を選任し、円滑な避難所生活となるよう開設・運営の支援に当たる。避難所配備職員は、避難所の開設・運営の支援を行うに当たって、避難所運営マニュアル等を活用し、日頃からその手順や流れなどの習熟に努める。

また、避難所配備職員は、日頃から学校職員、自主防災組織、町会・自治会等、連合町会、開設・運営に関わる関係者と事前に協議し、各主体の役割などについて確認する。

(4) 市関連施設の体制整備

学校、幼稚園、保育所等の市関連施設においては、施設管理者が職員の非常参集、避難体制、

《予防》1 防災体制の整備

保護者・関係機関との連絡体制を確立するなどの事前準備を行い、災害時対応マニュアル等を作成する。施設職員は、マニュアル等を活用し、日頃から災害時の対応について確認するなど習熟に努める。

また、災害時における庁内各部局との情報連絡体制についても、事前に検討する。

(5) 人材の育成

各種防災体制の整備を図るとともに、それらを効果的に運用していくため、過去の災害経験や教訓を踏まえ、研修や訓練を充実させ、大規模災害に対応できる幅広い知識や視野をもった職員の育成強化に努める。

2 市における業務継続体制の整備

災害時は、被災者の救出救護や市民生活の再建など、全庁的な体制により全力を注いで災害対応に当たることは当然のことながら、行政としての重要業務を継続する必要もある。そのため、限られた資源の有効活用や事業継続体制について検討し、事業継続計画（ＢＣＰ）の整備を推進するとともに、事業継続に必要な体制の整備に努める。

また、主体的に災害対応に当たる庁内各部局が、被災者の生活が安定するまでの間、継続して災害対策業務を行うよう、体制の整備や人員の確保、業務の調整などを図り、被災者への混乱を軽減するよう努める。

3 消防体制の整備

風水害や火災等における、市民の安心・安全を向上させるため、消防防災体制や危機管理体制を強化する。また、地域防災の中核的存在として消防団を育成するとともに、消防団員を確保する体制を検討する。

さらに、自主防災組織等との連携方策を検討し、組織強化を図る。

(1) 消防力の整備

市街地の拡大や人口の増加に対応し、風水害や火災等の災害発生時における迅速かつ的確な対応を遂行するため、消防車両や装備・資機材の整備・拡充を図る。

また、災害時には水道施設の破損等により、消火栓が使用できない場合があるため、災害に対する安全性を有する防火水槽の整備や自然水利の活用等を検討する。

(2) 人材の育成

消防車両や装備・資機材の整備・拡充を図るとともに、それらを有効活用するため、過去の災害経験や教訓を踏まえ、大規模災害に対応できる幅広い知識や視野をもった消防隊員の育成強化に努める。

(3) 救急・救助体制の整備

大規模災害に対応できるよう、高度な知識や技術をもった救助隊の育成強化を図るとともに、高度な救助資機材や特殊車両等の導入を図る。

《予防》1 防災体制の整備

また、傷病者の早期救命、また高度な救急処置が行えるよう、高規格救急車や高度救命処置用資機材の充実を図り、あわせて救急救命士等の計画的な養成を推進するとともに、住民に対する普通救命講習等の講習会を実施し、地域住民や事業所等が一体となった救急・救助体制の整備に努める。

(4) 消防団の体制整備

消防団の強化・活性化を図るため、資機材等の装備及び消防団詰所の整備・拡充を推進し、地域の防災機能を強化する。また、消防団員を確保するため、広報・啓発に努めるとともに、事業所等と連携し、消防団員の活動環境の整備に努める。

(5) 初期消火体制の強化

大規模災害における初期消火は、非常に重要であるため、自主防災組織を初期消火体制の担い手として育成する。なお、育成に当たっては、具体的な訓練指導マニュアルを策定し、消防本部や消防団と連携して教育・訓練を実施する。

4 応急医療体制の整備

大規模災害時に備えて、関係機関で構成する「習志野市災害医療対策会議」において、市内における応急医療体制について検討し、より実効性のある体制の整備に努める。

また、災害初動時に円滑な対応がとれるよう、各機関の役割等を明確にした「習志野市災害時医療救護活動マニュアル」を作成し、関係機関と共有する。

(1) 初期医療体制の整備

1) 災害医療体制の整備

災害時に三師会の協力のもと、速やかに災害医療本部を設置し、円滑な運営ができるよう体制を整備する。また、災害時に編成される医療救護班は、三師会を中心に編成するため、日頃から災害の対応について、各機関の役割や通信機器等の習熟などに努める。

2) 応急救護所の設置

多数の傷病者が発生した場合に、医療機関での診療が円滑に進むよう、傷病者の緊急度の見極め（トリアージ）や応急処置を行うための応急救護所について、設置場所や必要な資機材、運営方法などを整備する。

3) 後方医療体制の整備

大規模な災害による多数の傷病者の発生に対しても、迅速かつ適切な応急医療が行われるよう、救急告示病院を基幹とした、市内収容医療機関のネットワーク化を進めるとともに、近隣の病院及び災害拠点病院との連携も考慮する。

また、引き続き市域における医療施設の拡充・強化を図るよう、県その他の関係機関に要請する。

(2) 三師会等との連携の強化

市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、市接骨師会、県看護協会等と、応急救護所の設置・運営、傷病者の搬送、医療救護班の編成、避難所での回診などについて協議し、応急医療体制の整備を図る。

《予防》1 防災体制の整備

(3) 応急救護所への医療器具及び医薬品の適正配備

災害時における応急救護所として位置づけられている中学校及び市施設への医療器具及び医薬品の配備について、医師会等の指導協力を経て、適正な配備に努めるとともに、通信設備等の必要な資機材を事前に配備するなど、初動体制の確立を図る。

また、習志野健康福祉センター（保健所）に備蓄している医薬品のほか、千葉県と千葉県医薬品卸協同組合が締結した協定に基づき、速やかに医薬品の供給を受けられるよう、体制を整備する。

(4) 習志野健康福祉センター（保健所）との連携強化

災害時における医薬品等の供給・確保、防疫・衛生、保健活動等について、習志野市健康福祉センター（保健所）と平常時から協議を重ね、円滑に支援が受けられるよう、連携強化を図る。

5 広域防災体制の整備

(1) 相互応援体制の整備

大規模災害発生時には、市のみでの災害対策が困難となることが予想されることから、近隣の地方公共団体等との相互応援体制の整備充実を図る。

また、広域での甚大な災害の発生に備え、遠方に所在する自治体との間の相互応援協定の締結も充実させるとともに、防災部局に限らず、各種災害対応業務に当たる庁内各部局において、多様な防災関係機関との災害時における応援協定の締結を推進する。

(2) 受援体制の整備

他市町村、県、自衛隊、警察、消防、国土交通省等からの応援などを効果的に受けるため、受援に関する対応・流れを整理し、明確化するなど、受援体制の整備を図る。

(3) 広域避難者の受入体制の整備

被災地からの市域を越える避難者に対応するため、県等からの要請に迅速に対応し、受入れ及びその後の対応が円滑に行えるよう、対応の手順を検討する。

また、市域を越える避難者に関する情報の共有や避難元との連携強化を図るとともに、受入施設の確保等、体制の整備に努める。

第2節 自主防災組織・事業所の防災活動の促進

【対策の項目・担当】

項 目	担 当（○主務）
1. 自主防災組織の強化	○企画政策部、消防本部
2. 事業所防災体制の強化	○消防本部、企画政策部、習志野商工会議所

1 自主防災組織の強化

(1) 自主防災組織の設立促進

災害発生時には、防災機関のみで対処することは困難であるため、自主的な防災活動として市民自らが初期消火、安否確認、救出・救護、避難誘導等を行うことが必要である。

特に、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助としての防災活動の中心を担うのが自主防災組織である。本市における自主防災組織の設置数は、188組織（平成25年9月末現在）であり、未だ、地域により設置率には差がある。引き続き、出前講座や広報などにより普及啓発し、さらなる組織設立を促進する。

(2) 自主防災組織の育成・活動支援

十分な活動ができるよう防災知識の普及、自主防災組織の訓練への指導・助言、女性の経験・能力の活用、自主防災組織リーダー研修会の実施等により防災行動力の向上を図る。

また、災害発生時に地域で行うべき行動・対応を整理した地区別活動マニュアルを作成するとともに、風水害による被害想定調査の結果等を地区別に整理した地区別防災カルテとあわせて地域に配布し、地区単位での防災活動の基礎資料として活用を図る。

さらに、組織の管理運営等の事業費に対して助成金の交付を行い、各種防災資機材等の整備の充実を図る。

(3) 自主防災組織間の連携強化・新たなネットワークづくり

自主防災組織は、他の組織と連携することにより、災害発生時にさらに大きな力を発揮することが期待されるため、自主防災組織の連絡協議会の設置や合同訓練の実施などにより、日頃から、近隣の自主防災組織や消防団、学校、町会・自治会等との連携を強化し、新たなネットワークをつくり、地域防災力の強化を図る。

■自主防災組織の活動

【平常時】

- 防災に関する知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策）
- 災害による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ）
- 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練）
- 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検）
- 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備）
- 要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の検討など）
- 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練）

【災害発生時】

- 情報の収集及び伝達（地域内の被害状況、災害対策本部からの情報、気象警報等の状況、ライフラインの状況、地域住民に対する避難勧告・指示等）
- 出火防止及び初期消火の実施
- 地域内の安否確認の実施
- 救出・救護の実施及び協力（救出活動・救護活動）
- 避難に関する協力（避難誘導、避難所の運営等）
- 給食・給水に対する協力（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出し等）
- 避難住民宅周辺の防犯パトロールの実施

2 事業所防災体制の強化

(1) 防災・防火管理体制の強化

学校、病院、百貨店等多数の人が出入りする施設について、管理権原者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備を行うことになっているため、消防本部は、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

また、高層建築物、雑居ビル等の防火体制については、消防法第8条の2の規定により、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、災害発生時には、事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとれるよう指導する。

なお、平成21年6月から百貨店、旅館・ホテル、オフィスビル等多数の人が利用する大規模・高層の建築物等については、消防法第36条の規定により防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成、自衛消防組織の設置及び防災管理点検報告の実施が義務付けられたことから、消防本部は、事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう指導する。

(2) 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、災害によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対策を図ることができないことが考えられるため、消防本部は、危険物施設等管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

また、高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を設立し、相互に効果的な応援活動を行うことができる体制の確立を図る必要があることから、高圧ガス関係保安団体に対し防災活動に関する技術の向上、連携体制の確立、保安教育及び防災訓練の実施等に関し指導・助言を与え、その育成強化を図る。

(3) 事業継続計画の作成

各事業所は、災害時に企業が果たすべき役割を認識するとともに、災害時にも事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行う事業継続計画（BCP）を作成するように努める。特に、取組みが遅れている中小企業者等を対象に、習志野商工会議所等と連携し、普及啓発と取組みの促進を図る。

第3節 防災意識の向上

【対策の項目・担当】

項 目	担 当（○主務）
1. 防災訓練の充実	○企画政策部、消防本部
2. 防災教育の普及推進	○企画政策部、教育委員会、こども部
3. 防災広報の充実	○企画政策部、消防本部

1 防災訓練の充実

風水害等の災害時における防災活動を円滑に行うため、各種訓練を次のとおり実施する。

実施に当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに、被害に基づく条件を設定し、より具体的で実践的な訓練となるよう検討する。

また、訓練実施後には検証を図り、諸課題を明らかにしてその改善に努める。

(1) 総合防災訓練

防災関係機関、県等と連携して、市民、事業所等も参加する実践的な総合防災訓練を実施する。

なお、実施時期については、防災の日（毎年9月1日）を中心とした適切な時期に実施する。

■総合防災訓練の訓練項目（例）

- | | |
|---------------|------------------|
| 1) 予知対応型訓練 | |
| ① 情報伝達訓練 | ② 災害対策本部設置訓練 |
| ③ 職員非常招集訓練 | ④ その他 |
| 2) 発災対応型訓練 | |
| ① 災害対策本部設置訓練 | ② 安否確認訓練 |
| ③ 避難誘導訓練 | ④ 被災者救護訓練 |
| ⑤ 被災状況の収集報告訓練 | ⑥ 初期消火訓練 |
| ⑦ 避難所の開設・運営訓練 | ⑧ 地区対策支部の設置・運営訓練 |
| ⑨ その他 | |

(2) 個別訓練

防災計画等に基づいて、それぞれの部署で目的を定めて個別に訓練を行うものとする。また、各主体における訓練の実施を促進するとともに、必要に応じて支援する。

1) 市職員訓練

市職員は、災害対策本部の設置・運営、職員の配備・動員及びその他の災害応急活動訓練（資機材等の操作の習熟等）、また、防災行政無線を活用した通信情報伝達訓練や緊急情報サービスならしの（職員用）を活用した安否確認訓練を実施する。

2) 水防訓練

浸水に備え、水防計画に基づく水防活動を円滑・適確に遂行するため、梅雨・台風期を考慮して最も効果の得られる時期を選んで関係機関の協力を得て訓練を計画実施する。

3) 消防訓練

①消防本部では、日常から消防隊の訓練を繰り返し行っているが、その他に訓練計画に基づ

《予防》3 防災意識の向上

き、特に強風下の火災を想定して実施する。

②総合訓練は、人家の密集度及び地域の交通状況、水利の現況を考慮し、悪条件下での消防活動を想定して消防本部、署、団、消防協力隊、住民等が一体となって実施する。

4) 各施設等における訓練

学校、幼稚園、保育所等は、児童・生徒及び園児等の避難訓練や風水害等を想定した対応訓練等を実施する。

5) 町会・自治会等、連合町会における訓練

町会・自治会等、連合町会においては、地域住民が主体となり地域の災害特性を考慮しつつ、それぞれ従来の固定的な性別役割分担に偏らないよう配慮し防災訓練を実施する。

6) 関係機関連携訓練

防災関係機関等と協力し、風水害等を想定した連携訓練などを実施する。

■個別訓練項目（例）

① 避難訓練	② 図上訓練（DIG）	③ 参集訓練
④ 消火訓練	⑤ 救急・救助訓練	⑥ 避難所運営ゲーム（HUG）
⑦ 安否確認訓練	⑧ 連携通信訓練	⑨ 帰宅困難者対応訓練
⑩ 給水訓練	⑪ 炊き出し訓練	⑫ ロールプレイング方式訓練 等

2 防災教育の普及推進

(1) 防災教育

地域コミュニティにおける社会活動等を促進し、多様な主体の関わりの中で防災教育の普及促進を図る。出前講座や地域で実施する防災訓練の支援等を活用し、地域住民の正しい防災知識を普及するとともに、市職員及び消防団等を地区で行う防災活動や訓練等に積極的に参加させ、地域住民を含めた社会全体の防災意識及び地域の防災力の向上に努める。

学校等の教育機関においては、児童・生徒等が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断のもとに適切な対応や避難が実施できる力を養うため、家庭や地域、行政等と連携し、防災に関する教育の充実を図る。なお、防災教育の推進に当たっては、児童・生徒等の発達段階に応じた指導を行う。

(2) 災害教訓の伝承

風水害等による被災や対応における教訓等を、風化させることなく伝承していくため、被災の体験談や写真等の災害記録を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、それらを活用した防災教育用の資料を作成し、市民が閲覧できるよう公開する。

また、市民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

3 防災広報の充実

災害による被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりが災害についての正しい知識をもち、自らが考え迅速な行動がとれる力を身につけることが必要となる。

《予防》3 防災意識の向上

このため、市及び関係機関は、あらゆる広報媒体を活用し、防災知識の普及と啓発に努める。
特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、日本語の理解が十分でない外国人等の要配慮者への
広報に配慮し、わかりやすいそれぞれの立場に合った広報資料の作成に努める。

なお、防災知識の普及に当たっては、市民にとって特に重要となる知識を重点的に知らしめる
ものとする。

- (1) 自らの身を守るための知識
- (2) 地域防災力を向上させる知識
- (3) 市や県の防災体制に関する知識 等

■広報手段と内容

1) 広報手段

- | | |
|---|----------------------|
| <u>○ 講習会、説明会、まちづくり出前講座</u> | <u>○ 広報紙</u> |
| <u>○ 防災マップ、パンフレット</u> | <u>○ ビデオ、スライドの貸出</u> |
| <u>○ ケーブルテレビ</u> | <u>○ ツイッター</u> |
| <u>○ 緊急情報サービスならしの（住民用）</u> | <u>○ 広報車</u> |
| <u>○ 防災行政無線（防災ラジオ・戸別受信機）</u> | |
| <u>○ 市ホームページ（URL http://www.city.narashino.lg.jp/）</u> | |

2) 広報内容

- 地域防災計画の概要
- 各防災機関の風水害等対策
- 風水害、火災等に関する一般知識
- 災害予防の心得（救急用品等非常持出品の準備、水、食料の備蓄等）
- 災害時の心得
- 避難経路、避難所等に関する情報（位置づけ、対象施設等）
- 避難方法、避難時の心得
- 帰宅困難となった場合の心得
- 要配慮者支援の心得
- 災害時の情報収集、情報伝達の流れについて
- 気象警報や注意報、気象情報などの種別と対策
- 災害危険箇所
- 自主防災活動の実施
- 防災訓練の実施
- 災害に関する調査結果
- 講演会、シンポジウム等の実施
- 発生した災害の情報及び市の対策 等

第4節 水害予防対策

【対策の項目・担当】

項 目	担 当（○主務）
1. 治水対策	○都市整備部
2. 農作物等の水害防止対策	○市民経済部
3. 浸水予想区域の調査・把握	○都市整備部、企画政策部
4. 道路・橋梁の防災管理	○都市整備部

1 治水対策

本市には、大きな河川がなく雨水排除は下水道を主体としているため大規模な水害の発生はないが、雨水が下水道の排水能力を上回ることに伴う内水はん濫等により、浸水被害が発生している。これらの対策を総合的に強化するため、浸水対策の基本計画を策定し、計画的に対策を推進する。また、下水道の整備を引き続き推進するとともに、雨水流出抑制のための対策を行うなど、効果的な治水対策を実施する。

(1) 下水道の整備

汚水については、津田沼・印旛・高瀬の三処理区の整備を促進するものとし、他事業との調整を図りながら整備を進める。雨水については、汚水処理計画と整合を図りつつ、浸水地域の解消に努める。

(2) 雨水排水の流出抑制

1) 小規模貯留施設及び浸透施設の設置

市営住宅、小学校等の公共施設内の用地を利用し、貯留池あるいは浸透トレンチ、雨水浸透枳、地下式簡易貯留槽の組み合わせによる雨水流出抑制施設の設置を行う。

2) 雨水貯留施設の設置

住宅に雨水貯留タンク（雨タン君）の設置を促進する。

3) 雨水浸透枳等の設置

雨水浸透枳を設置する者に補助金を交付し、下水道等への流入抑制や地下水の確保等を図る。

2 農作物等の水害防止対策

農作物の水害防止については、農業協同組合等を通じて常時指導し、被害の軽減を図る。

3 浸水予想区域の調査・把握

(1) 浸水予想区域の調査・把握

浸水による被害の軽減を図るため、河川はん濫や内水はん濫によって浸水のおそれのある地域や、過去に浸水した地域の把握に努め、発災時に迅速な対策が行えるよう浸水予想区域を地図等に整理し、関係部署で共有する。

《予防》4 水害予防対策

また、それぞれの浸水区域ごとに、浸水する原因などを詳細に調査し、効果的な浸水対策を実施する。

(2) 地盤沈下の防止

「習志野市防災地区の指定に関する条例」（昭和 48 年条例第 37 号）に基づき、がけ崩れ及び地盤沈下等により建築物の倒壊又は浸水のおそれのある地域を防災地区に指定し、必要な指導を行う。

現在、指定がされているのは次の地区である。

■実籾防災地区（軟弱地盤）

昭和49年習志野市告示第10号

指定年月日：昭和49年3月1日

指定面積　：165,400㎡

区　　域　：実籾町の一部

実籾1丁目の一部　大原神社下の造成地及びその周辺

実籾6丁目の一部　実籾小学校下の造成地及びその周辺

また、地盤沈下の防止は、沈下の原因である地下水汲み上げに対する規制について法令等（「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号）、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号）及び「千葉県環境保全条例」）に基づき適切な指導を行っていく。

(3) 浸水予想区域の周知

水害の危険性や浸水の危険がある区域を正しく認識してもらうため、洪水及び内水ハザードマップや広報紙等により浸水予想区域や避難所等の周知に努める。

また、過去に発生した浸水区域や浸水状況・道路冠水箇所などについても併せて周知するとともに、現地への標示の促進や改善を図り、被害の防止・軽減に努める。

4 道路・橋梁の防災管理

道路及び橋梁の水害予防については、側溝、暗きよの整備、橋脚の補強、崩土の防止等、平常からその点検や補修、清掃等を行い適正な管理に努めるとともに、災害の拡大防止と災害時の交通確保に努める。

第5節 風雪害予防対策

【対策の項目・担当】

項 目	担 当（○主務）
1. 風害予防対策	○企画政策部、都市整備部、市民経済部、環境部、消防本部、東京電力株式会社、東日本電信電話株式会社
2. 雪害予防対策	○市民経済部、都市整備部、環境部、東京電力株式会社、東日本電信電話株式会社

1 風害予防対策

(1) 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発

台風・竜巻等による被害を軽減するため、広く市民、事業者等に対して、以下に関する情報の周知・啓発に努める。

- 1) 気象庁が発表する警報や注意報、気象情報等を日頃から確認するよう心掛けること

■風害に関する気象情報等

気象情報	内 容
予告的な気象情報	発達した低気圧などにより大雨などの災害が予想される場合、通常半日～1日程度前に、予告的な気象情報が発表される。 このとき、竜巻などの激しい突風も予想される場合には、「竜巻などの激しい突風に注意」という言葉を用いて特段の注意を呼びかける。
雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷・ひょう・急な強雨・突風）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。 竜巻などの激しい突風が予想される場合には、数時間前に「竜巻」を明記して注意を呼びかける。
竜巻注意情報	気象ドップラーレーダーの観測などから、竜巻やダウンバーストなどによる激しい突風が予測されるときに、発表される。 雷注意報を保管する気象情報であり、発表から1時間が有効時間である。 有効時間経過後も危険な気象情報が続くと予想される場合には、再度、竜巻注意情報が発表される。
竜巻発生確度ナウキャスト	気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻等の激しい突風の可能性のある地域分布図（10km格子単位）で表し、その1時間後までの移動を予測する。平時を含めて常時10分毎に発表される。 発生確度は「竜巻が現在発生している（または今にも発生する）可能性の程度」を示すものである。

2) 台風・竜巻等から身を守るための知識や心得

台風から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること。また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、次のことを心掛け、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めること。

《予防》5 風雪害予防対策

■竜巻が発生するような発達した積乱雲の近づく兆し

- 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる
- 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする
- ヒヤッとした冷たい風が吹き出す
- 大粒の雨やひょうが降り出す

■発生時に屋内にいる場合

- 窓を開けない、窓から離れる、カーテンを引く
- 雨戸・シャッターを閉める
- 1階の家の中心に近い、窓のない部屋に移動する
- 頑丈な机やテーブルの下に入り、両腕で頭と首を守る

■発生時に屋外にいる場合

- 車庫・物置・プレハブを避難場所にしない
- 橋や陸橋の下に行かない
- 近くの頑丈な建物に避難する、又は頑丈な構造物の物陰や近くの水路やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る
- 電柱や太い樹木であっても倒壊することがあり危険

(2) 風害防止施設対策

強風時における公共施設、住家、農耕地等の風による被害をなくすように指導する。

(3) 農作物等の風害防止対策

農作物の風害防止については、農業協同組合等を通じて指導し被害の軽減を図る。

また、近年降雹等の被害があることから、このことも含め指導する。

(4) 立木・街路樹対策

植栽地の気象・立地条件等を考慮した樹種の選定を行う。

台風等に備えて、適時パトロールを実施し、支柱の見直し及び結束の点検等の対策を講じる。

(5) 電力施設の風害防止対策

1) 風害予防計画

送電、配電、通信の各設備とも風圧加重は「電気設備技術基準」の各該当項目によるが、標準的には風速 40m/s の風圧に耐えるよう設計している。

また、樹木倒壊等による事故防止のため、平常時から剪定に努める。

2) 塩害予防計画

送電設備、変電設備、配電設備とも、碍子の増結、又は耐塩碍子の使用による設備の強化を主体とする対策を実施している。

また、塩害汚損の測定、碍子洗浄などの保守体制にも万全を期している。

(6) 通信施設の風害防止対策

1) 風害対策

《予防》5 風雪害予防対策

局外設備は、過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため、設備の２ルート化及び地下化を推進する。

局内設備は、風害時の停電による通信機器用電源の確保対策を計画的に推進する。このため、大局における予備エンジンの整備、小局の可搬型電源の配備の重点的实施と移動電源車の配備を実施する。

空中線は、無線のアンテナ支持物に対する強度は、電気設備技術基準又は鋼構造物設計基準によっている。

2) 塩害対策

沿岸線付近に設置する空中線は、塩害防止対策を施している。

2 雪害予防対策

(1) 道路雪害防止対策

本市は、年間の降雪量が少なく積雪による通行の途絶はまれのため予防施設はないが、今後の異常降雪の場合は、その状況により都市整備部が中心となり、ショベルカー等の機械及び人力による除雪を実施し、交通の確保を図る。

また、道路雪害対策に備え、職員の配備体制及び関係業者等との連絡体制を整備するとともに、応急対策に必要な車両及び資機材の備蓄・確保に努める。

(2) 農作物等の雪害防止対策

農作物の雪害防止については、農業協同組合等を通じて常時指導し被害の軽減を図る。

(3) 立木・街路樹雪害対策

適時、パトロールを実施し、剪定等の対策を講じる。

(4) 電力施設の雪害防止対策

送電設備、配電設備とも、電線への着雪防止対策等を実施している。

(5) 通信施設の雪害防止対策

水害、風害防止対策に準じ、局外設備、局内設備対策を実施するとともに、通信施設途絶時の対策として、可搬型無線機を配備している。

第6節 高潮災害予防対策

【対策の項目・担当】

項 目	担 当 (○主務)
1. 護岸の高潮対策	○都市整備部
2. 河川の高潮対策	○都市整備部

1 護岸の高潮対策

(1) 高潮等により被害を受ける危険のある区域

高潮等により被害を受ける危険のある区域は、次のとおりである。

■高潮等により被害を受ける危険のある区域

所管	沿岸名	海岸名	地区海岸名	延長	告知番号及び年月日	海側	陸側
国土交通省	東京湾	習志野	習志野	5,100m	昭和33年5月31日 千第267号の2	50m	30m

所管	沿岸名	海岸名	地区海岸名	延長	告示年月日及び番号	海岸管理者
国土交通省	東京湾	千葉港	習志野	3,300m	平成2年3月28日 千葉県告示274号	千葉港 港湾管理者の長

(2) 高潮対策

茜浜・芝園地区の高潮対策については、本市域内の防潮堤は完了している。

2 河川の高潮対策

菊田川、支川菊田川、谷津川及び高瀬川の高潮対策のため、排水機場の整備に努める。

第 7 節 土砂災害の予防対策

【対策の項目・担当】

項 目	担 当 (○主務)
1. 土砂災害（急傾斜地）対策	○企画政策部、千葉土木事務所
2. 警戒避難体制の整備	○企画政策部

1 土砂災害（急傾斜地）対策

(1) 土砂災害防止法に基づく対策の推進

1) 土砂災害危険箇所の調査・把握

県及び市は、土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を行うことを趣旨とする「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害警戒区域等の危険箇所の実態を調査し、必要な手続きを推進する。

2) 土砂災害警戒区域等の指定

土砂災害のおそれのある区域「土砂災害警戒区域」と、建物の損壊により大きな被害が生ずるおそれのある区域「土砂災害特別警戒区域」は、土砂災害防止法に基づく基礎調査を踏まえ、市長の意見を聴いた上で県（知事）が指定するものである。

市は、以上の区域において、土砂災害から住民の生命及び身体を守るため、災害情報の伝達や避難が速やかにできるよう、警戒避難体制の確立を図る。特に、要配慮者の円滑な避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達体制を整備する。

3) 土砂災害危険箇所等の公表

土砂災害発生のおそれのある場所を地域防災計画（資料編）に掲載するとともに、防災マップの作成、地区別防災カルテ等への掲載、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、さらには現場への標識・標柱の設置等により周辺住民に対し周知徹底を図り、併せて広く市民への周知に努める。また、土砂災害警戒情報や千葉県土砂災害警戒情報システムの活用、県がインターネットで公表している土砂災害危険箇所等についても周知する。

■土砂災害警戒区域指定基準（急傾斜地の崩壊）

次の基準に基づき基礎調査を行い、市長の意見を聴いた上で知事が指定する。

- ① 傾斜度が 30 度以上で高さが 5m の以上の区域
- ② 急傾斜地の上端から水平距離が 10m 以内の区域
- ③ 急傾斜地の下端から急傾斜地高さの 2 倍（50m を超える場合は 50m）以内の区域

(2) 急傾斜地崩壊対策

1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号。以下「急傾斜地法」という。）第 3 条の規定により、急傾斜地崩壊危険区域の指定に適合する地域については、県と市が協議の上、住民の協力を得ながら順次「急傾斜地崩壊危険区域」として県が指定手続を行う。

《予防》7 土砂災害の予防対策

■急傾斜地崩壊危険区域指定基準

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの。

- ① 急傾斜地の勾配が 30 度以上のがけ
- ② 急傾斜地の高さが 5m 以上のがけ
- ③ 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれのある人家が 5 戸以上あるもの、又は 5 戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの。

2) 行為の制限

県は、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域内における居室を有する建築物については、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限を行う。

3) 防止工事の実施

県は、急傾斜地崩壊危険区域内において、土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が防止工事を施行することが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから順次、法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

また、県単緊急急傾斜地崩壊対策事業及び市が行う防止工事に対し、県費助成を行い災害の未然防止に努める。

4) 急傾斜地等の調査

県と協力して、定期的に危険箇所の調査を行い、実態を把握する。

5) 急傾斜地崩壊危険区域の公表

急傾斜地崩壊危険区域（箇所）について防災マップの作成、地区別防災カルテ等への掲載、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、さらには現場への標識・標柱の設置等により周辺住民に対し周知徹底を図り、併せて広く市民への周知に努める。

2 警戒避難体制の整備

(1) 土砂災害に関する情報の収集

平常時から、巡視により土砂災害危険箇所等の状況把握に努めるとともに、台風及び豪雨等により大雨が予測されるときは、随時防災パトロールを実施し、当該箇所での災害発生の兆候についての的確に把握するものとする。

(2) 警戒・避難体制の整備

土砂災害の発生に対し、警戒・避難等が円滑に実施できるよう、次のような措置により体制の強化を図る。

- 1) 土砂災害警戒区域内の住民に対し、日頃から地域の危険性を周知し、自宅内での安全行動や周辺にある避難所の場所、避難経路等についても周知を図る。
- 2) 緊急時の連絡先や連絡方法等についてあらかじめ住民と協議し、必要な情報の把握に努める。
- 3) 土砂災害警戒区域及び危険箇所周辺地域に対して早めの警戒活動の実施や、情報収集などの手順を明確にし、電話連絡や広報車での巡回、戸別訪問等の実情に即した情報伝達体制を

《予防》7 土砂災害の予防対策

整備する。

- 4) 個々の土砂災害警戒区域及び危険箇所に対する実情に即した避難所及び避難路をあらかじめ定め、誘導手順等の整備を図る。
- 5) 土砂災害における指揮命令体制や情報収集・伝達体制及び職員の動員配備体制等の整備を図る。特に、避難所配備職員の動員・配備については、事前準備等も含め、円滑に配備できるような体制を整備する。
- 6) 自主防災組織は、災害に関する情報や気象予報及び警報、避難勧告等の伝達、区域周辺の情報収集等、地域実情に合った防災活動を行う。
- 7) 土砂災害警戒区域内に設置されている要配慮者施設及び、区域内における在宅の要配慮者に対する情報伝達体制や避難支援体制の確立を図る。

(3) 土砂災害警戒情報の発表

県及び銚子地方気象台は、気象業務法及び災害対策基本法に基づき、市に対して土砂災害警戒情報を発表する。

市は、土砂災害警戒情報が発表された際に、土砂災害警戒区域周辺の住民に対し、迅速かつ確実に周知徹底できるよう情報伝達体制の強化を図る。特に、避難の対象となる要配慮者や要配慮者施設の状況などの把握に努め、避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令など、情報伝達及び避難誘導・支援体制の確立に努める。

第 8 節 火災予防対策

【対策の項目・担当】

項 目	担 当（○主務）
1. 火災予防に係る立入検査	○消防本部、企画政策部
2. 出火防止	○消防本部、企画政策部
3. 初期消火	○消防本部、企画政策部
4. 延焼拡大の防止	○消防本部、消防団、消防協力隊
5. 建築物の不燃化	○都市整備部
6. 防災空間の整備	○環境部、都市整備部

1 火災予防に係る立入検査

消防本部は、春季（3月1日から7日間）、及び秋季（11月9日から7日間）の火災予防運動期間中、重点的に消防法第4条の規定等により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施するなど、計画的な火災予防の徹底を図る。

■立入検査の主眼点

- 1) 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。
また、消火設備・警報設備・避難設備・消防用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法令で定める基準どおり設置・維持管理されているかどうか。
- 2) 炉・厨房設備・ストーブ・ボイラー・乾燥設備・変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が、火災予防条例で定める基準どおり確保されているかどうか。
- 3) こんろ・火鉢等火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が、火災予防条例どおり確保されているかどうか。
- 4) 劇場・映画館・百貨店等公衆集合同場所での裸火の使用等について、市町村火災予防条例に違反していないかどうか。
- 5) 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱の状況が、火災予防条例に違反していないかどうか。
- 6) その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項、及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているかどうか。

2 出火防止

(1) 建築物等の防災

1) 一般住宅等

火災に関する一般知識の広報活動や住宅防火診断の実施などにより、防災性にすぐれた住環境づくり、出火防止と初期消火の重要性についての指導を推進する。

特に、自主防災組織等、町会・自治会、連合町会等を通じて、一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方法に関する指導を行い、出火防止の普及啓発を行う。

《予防》8 火災予防対策

2) 防火対象物の防火管理体制の確立

防火管理者選任義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者の選任を期すとともに、小規模防火対象物についても、火災に対する事前対策と災害発生時の応急対策が効果的に行えるよう指導を強化し、職場における防火管理体制の確立を図る。

特に、劇場、旅館・ホテル、病院及び高層建築物等火災時の危険性の高い建築物に対しては、指導の強化を図る。

3) 消防同意制度の活用

建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の同意時、防火の観点からその安全性を確保するため、消防法第7条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

4) 火災警報器の設置

消防法による住宅用火災警報器等の設置義務化に基づき、すべての住宅へ住宅用火災警報器又は住宅用自動火災報知設備が適正に設置されるよう、普及・促進に努める。

(2) 危険物製造所等の保安

消防法の規制を受ける危険物製造所等の所有者、管理者に対し、自主防災体制の確立や保安要員の配置、教育等を行うように指導する。

また、消防法の規定に基づく立入検査を実施し、必要な助言、指導を実施する。

火災予防条例の規定に基づく少量危険物・指定可燃物についても同様に助言、指導を行う。

(3) 化学薬品等の取扱施設

化学薬品を取り扱う学校、病院、薬局、研究所等の立入検査を定期的の実施し、保管の適正化の指導を行う。

(4) 火災予防についての啓発

1) 火災予防運動

春季及び秋季火災予防運動において、火災予防思想の普及のため市内各地で次のような啓発活動を実施する。

① 火災予防運動に係る広報活動

② 防災・防火管理者講習会等の実施

③ 危険物施設、建築物、車両、雑草地等の査察

④ 商店街、小・中・高等学校、保育所、幼稚園、こども園、百貨店、病院等の消防訓練

3 初期消火

家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。

また、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図るとともに、自主防災組織等への初期消火に関する指導を徹底する。

4 延焼拡大の防止

(1) 消防本部の体制強化

消防力を災害時においても最大限有効に活用するため、災害の態様に応じた消防計画を樹立し、これに基づく訓練の徹底に努め体制の確立を図るとともに、今後の都市構造、災害態様の変化に応じ、緊急消防援助隊への登録を含め、消防力の増強を図っていく。

(2) 消防団の強化

消防団は、災害時に常備消防を補完して消火活動を行うとともに平常時は住民や自主防災組織に対して出火防止、初期消火などの指導を行っていく。とりわけ、弾力的な運営、他組織との連携・協力、教育訓練における工夫、被用者による消防団活動等の促進などについて配慮していくことが必要である。

消防団員の確保のため留意すべき事項

- 1) 消防団に関する住民意識の高揚
- 2) 処遇の改善
- 3) 消防団の施設・装備の改善
- 4) 女性消防団員の積極的確保、能力活用等
- 5) 機能別団員・分団の採用の推進

(3) 地域消防力の向上

大規模災害時に自主防災組織が中心的な初期消火活動の担い手となるよう、消防本部や消防団と連携して指導・教育を推進する。また、軽可搬型消防ポンプやスタンドパイプ等を活用した実践的な初期消火活動を指導・訓練する。

(4) 消防水利の整備

災害時には、消火栓は水道施設の被害などにより断水又は大幅に機能が低下するおそれがあることから、耐震性貯水槽等の整備や、自然水利の活用等の消防水利の計画的な整備を図る。

(5) 市街地における空中消火の検討

市街地に同時多発火災が発生した場合に備え、消防本部は「消防防災ヘリコプターの効果的な活用に関する検討会報告書（平成 21 年 3 月）」を基に、市街地における空中消火について検討する。

5 建築物の不燃化

災害時における火災の延焼拡大を未然に防ぐため、地域の災害危険性に即し、都市計画法、建築基準法等法令に基づき、建築物の不燃化を図る。

(1) 防火地域・準防火地域制度の活用

都市計画法により指定されている防火地域・準防火地域では、階数、延べ面積、用途等が一定基準を超える建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

本市では、各駅周辺等が指定されており、さらに、市街地の土地利用転換や再開発などの際に

必要に応じて指定する。

(2) **都市防災不燃化の推進**

大規模な地震等に伴い発生する火災から住民の生命・財産を守るため、避難地・避難路・延焼遮断帯等周辺における一定範囲の建築物の不燃化推進に努める。

6 防災空間の整備

公園・緑地・道路・その他大規模な公共施設用地は、災害発生時には、建物の倒壊や火災から一時的に避難するための避難場所や避難路、また、延焼を防止する有効なオープンスペースとしての機能を果たすとともに、発災後の応急対策時には、物資備蓄、応急仮設住宅用地など様々な救援活動の場にも活用される重要な都市施設である。このため、市街地における有効な防災空間として、緑地の保全や公園・道路の整備及びその他大規模な公共施設用地の緑化を推進する。

(1) **緑地の保全及び緑化**

緑地は火災の延焼防止に大きな効果を発揮する他、避難地を火災のふく射熱から遮断する機能を有している。

地域の市街地特性を十分に踏まえた上で、防災上有効な樹林や農地を保全し、公園や道路等の公共緑化や住宅地の民有地緑化を推進する。

(2) **公園の整備**

公園は、災害時における延焼防止、避難地や救援活動の拠点として重要な役割を持っていることから、今後は、谷津地域に防災機能を持たせた近隣公園の整備を行う他、主要な公園に防災機能を持たせるように努める。

(3) **幹線道路の整備**

道路は、災害時の緊急輸送のみならず火災の延焼遮断機能を持ち合わせている。そのため、幹線道路となる広幅員の道路については、都市の構造、交通機能を防災上の観点から検討し、必要性和効果の高い路線から整備を進める。

第9節 防災施設等の整備

【対策の項目・担当】

項 目	担 当（○主務）
1. 防災拠点等の整備	○企画政策部、財政部、総務部、教育委員会
2. 防災倉庫等の整備	○企画政策部
3. 飲料水・食料等の備蓄	○企画政策部

1 防災拠点等の整備

(1) 市庁舎の整備

災害発生時においても、確実に災害対策業務を実施できるよう、災害対策本部を設置する市庁舎の防災機能の充実や災害対策本部の施設、設備等の機能強化を図るとともに、市庁舎が被災等により災害対策本部としての機能を果たせなくなった場合を想定した代替施設を検討する。

また、市庁舎の建替えに当たっては、物資集積拠点や給水設備、汚水槽、宿泊施設、燃料供給施設等の防災拠点等としての機能を有するよう、浸水対策や電力、燃料の安定供給に留意するものとする。

さらに、住民基本台帳、固定資産税台帳、その他個人情報等の電子データ類の保護に努め、災害時においてもデータを喪失しないよう、データのバックアップ体制を強化する。

(2) 地区対策支部及び避難施設の整備

地区対策支部を設置する小学校及び避難所を開設する小・中・高等学校・市立体育館の管理者に対し、非常用電源・照明設備、通信機器設備、換気設備、冷暖房設備等の整備を促進するとともに、運営に必要な資機材を各施設へ設置する。

また、災害時に円滑に施設が利用できるよう、各施設の鍵の管理体制を整備する。

2 防災倉庫等の整備

(1) 防災倉庫の整備

災害から被害を最小限に防止して円滑な復旧活動を行うため、避難所や帰宅困難者の一時滞在施設への、耐震・耐火設計の防災倉庫の整備・拡充に努める。

また、災害時に各主体の判断で使えるよう、危機管理課での管理に加え、自主防災組織の代表者、連合町会長、各小・中・高等学校長など、必要に応じた関係者にも倉庫の鍵を配布し、それぞれが管理することとする。

(2) 水防倉庫の整備

現在、市役所の防災倉庫を水防倉庫と兼ねて必要な資機材等を整備しているため、今後も、適正な維持管理に努める。

(3) 事業所及び自主防災組織・町会・自治会等の団体の保有する倉庫

事業所及び自主防災組織・町会・自治会等の団体の保有する倉庫にあっても、その団体・地域

《予防》9 防災施設等の整備

の実情に応じて各自整備を進め災害に備えるものとする。

(4) 防災資機材等の整備

水防資機材、流出油防除用資機材等、土のうなどの必要な資機材の整備充実を図り、その機能を有効適切に発揮できるよう日頃から点検整備し、その操作についても訓練等により習熟を図る。

3 飲料水・食料等の備蓄

(1) 飲料水・食料等の備蓄

災害時の応急対策においては、住宅を失った市民に対し、飲料水や食料、避難所生活に必要な生活必需品を速やかに供給支援できる体制を整備する。

■備蓄の方針・目標

- ① 市民は、災害発生後 3 日間から 1 週間は自力でしのげるだけの飲料水、食料、生活必需品等を自主的に備蓄する。
[飲料水、非常食、非常用トイレ、給水容器、貴重品、懐中電灯、携帯ラジオ、救急薬品、衣類、タオル、紙おむつ、生理用品、歯ブラシ、洗口液（液体ハミガキ）、その他各自が必要なもの]
- ② 事業所は、従業員等の飲料水・食料・非常用トイレ等の備蓄に努め、自立できる体制整備に努める。
- ③ 宿泊者、入院者、入所者等の多数の滞在者がある事業所は、可能な限り自らの責任において滞在者の救援救護活動を行うよう努める。
- ④ 学校等は、園児、児童・生徒、学生、職員等の飲料水・食料・非常用トイレ等の備蓄に努め、応急的な対応に当たれるよう努める。
- ⑤ 市職員が継続して災害対応に当たれるよう、職員向け備蓄に努めるとともに、各職員も職場等に各自が必要な備蓄を行うよう努める。

1) 飲料水

地域住民が、徒歩圏内（水源から 1.5km の範囲内）で飲料水等を得ることができるよう、市の井戸を始め、県水・市水の浄・配水場を有効活用するとともに、飲料水兼用貯水槽の設置及び災害に強い施設の整備を進め、水源の確保に努める。また、発災後初日の給水のため、容器入り飲料水を備蓄する。

2) 食料

燃料や調理器具が必要でなく、長期保存が可能な食料を備蓄する。

3) 物資

救助活動、給水活動、避難所開設・運営等、緊急的に必要な資機材を備蓄する。

(2) 食料、物資等の確保体制

- 1) 市が保有する備蓄品に加え、民間流通事業者との協定により、飲料水・食料・生活必需品等を確保できるよう努める。
- 2) 千葉県防災情報システムの中の「物資管理サブシステム」により、備蓄情報の共有化を図り、県の備蓄等の活用を図る。

《予防》9 防災施設等の整備

- 3) 国や県等からの食料、物資等の支援に対し、支援物資の集配拠点の確保を進めるとともに、輸送や供給等における対応や役割分担を明確化し、受援体制の整備に努める。
- 4) 被災者に迅速に食料、物資等を供給するため、集配拠点での仕分けや物資の配送等に関して、関係事業者との連携も含め、供給体制の整備を図る。
- 5) 備蓄物資の選定に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性の避難生活に配慮した物資の備蓄・確保を推進する。

第 10 節 通信施設の整備

【対策の項目・担当】

項 目	担 当（○主務）
1. 災害通信網の整備	○企画政策部、総務部、東日本電信電話株式会社、県
2. 情報伝達体制の整備	○企画政策部、総務部

1 災害通信網の整備

災害に対処するために、情報収集、広報活動が迅速かつ的確に行われるよう、各種通信設備の整備を図る。

(1) 災害時優先電話の整備

災害時に一般電話が異常や輻輳（ふくそう）により通話不能であっても、優先的に通話が確保される「災害時優先電話」が東日本電信電話株式会社により市役所、消防、病院ほか市関係施設に設置されているため、災害時に有効活用できるよう、関係部課は「災害時優先電話」の設置箇所を普段から認識しておくとともに、必要に応じて増設も検討する。

なお、災害時における迅速な通信連絡を確保するため、あらかじめ東日本電信電話（株）千葉支店に対し、電話番号を指定し届出て災害時優先電話としての承認を受けておくものとする。

(2) I P 電話の整備

庁内各施設間の情報連絡の手段として、庁内 LAN 回線を利用する I P 電話を設置しているため、関係部課は、I P 電話の設置箇所を普段から確認し、災害時の有効活用を図る。

(3) 災害時特設公衆電話の整備

災害時に避難者が、避難所等で家族等との連絡が可能となるよう、「災害時特設公衆電話回線」の整備を進めるとともに、各施設に必要な電話機等を整備し、有効活用を図る。

(4) 防災行政無線等の整備

全国瞬時警報システム（J - A L E R T）、市内の固定系無線（親局、子局、戸別受信機、防災ラジオ）、移動系無線（基地局、陸上移動局〔車載型、携帯型〕）について、デジタル化も含め整備拡充を図る。

(5) 通信機器の維持管理・災害に対する安全性の強化

既設の通信機器及び機材が常に活用できるように、年 2 回以上定期又は随時に点検整備を行う。
また、定期的な通信訓練、研修を実施することにより、防災関係機関との協力体制づくりと無線局の適正な運用を図る。

さらに、機器の維持・更新についても老朽化したものから順次行い、災害に対する安全性を有するものを使用するなど、安定した維持・管理に努める。

(6) 非常用電源の確保

災害時の停電に備え、通信機器が使用できるよう、発電機を整備し電源の確保を図るとともに、運用に必要な燃料の確保・調達体制を整備する。また、太陽光や風力等の新エネルギーの導入についても検討する。

2 情報伝達体制の整備

(1) 多様な情報ツールの活用

災害時における市民への情報伝達及び情報発信の手段として、携帯電話用メールサービス「緊急情報サービスならしの（住民用）」への登録を促進する。また、市ホームページ、エリアメール、緊急速報メール、ケーブルテレビ、ソーシャルネットワーキングサービス、その他多様な情報ツール・通信手段の活用を図る。

(2) 情報伝達体制の整備

災害時における情報伝達体制として、災害対策本部に専任の広報担当者を配置し、必要な情報発信ができる体制を構築する。

第 1 1 節 避難体制の整備

【対策の項目・担当】

項 目	担 当 (○主務)
1. 避難所等の指定	○企画政策部
2. 避難の事前準備	○企画政策部
3. 避難施設・設備等の整備	○企画政策部、保健福祉部
4. 避難体制の周知	○企画政策部

1 避難所等の指定

局地的な集中豪雨や台風、竜巻等突風などの風水害発生時には、建物の 2 階以上へ移動するなど自宅等での安全対策をとることが基本となるが、住民の自主避難や、避難勧告等を発令した場合に、その地域の住民を収容し保護するための施設として、風水害等の災害特性や地域の実状を考慮した上で避難所を指定する。

県が策定した「災害時における避難所運営の手引き（平成 21 年 10 月）」の指定基準を参考に、収容を必要とする避難者に対応して市内公共施設を避難所とする。

避難所等については、市民により分かりやすく避難に適した指定とし、定期的にその安全性並びに収容力を検証するなど、適宜必要な見直しを行うこととする。

■ 避難所等の種類

種 類	定 義
一時避難場所 (いっときひなんばしょ)	地域において災害が発生するおそれのある場合、又は発生した場合に、延焼火災などから身を守り生命の安全を確保するため、一時的に避難する場所である。 (学校のグラウンド・敷地内の空地、公園等)
避難所 (ひなんじょ)	避難勧告等により避難が必要となった地域の住民や、風水害によって住居を失った者又は居住が困難となった者のうち、引き続き避難を必要とする者を一定期間収容し、保護するための施設である。 (主として小・中・高等学校の体育館や武道場及び市営体育館等、補助施設として公民館、幼稚園、保育所等の公共施設)
福祉避難所 (ふくしひなんじょ)	一般の避難所では対応できない要配慮者（高齢者や障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者等の特別な配慮を要する者）を収容し、必要な支援をしながら保護するための施設である。 (特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等)
帰宅困難者向け一時滞在施設 (きたくこんなんしゃむけ いちじたいざいしせつ)	災害発生時に公共交通機関が運行停止したことにより、帰宅が困難となった者が、一時的（1 日程度）に滞在するための施設である。 (駅周辺の学校やホール、ホテル等)

(1) 一時避難場所指定の目安

- 1) 耐災害性に比較的優れていること（耐倒壊・耐火・耐水害等）
 - ① がけ地等損壊する危険性のあるものが付近にないこと
 - ② 緑地や耐火建物群等の防火帯に面するなど、火災の熱から十分に安全性を保てること
 - ③ 相当の広さを有し、1人当たりの面積が少なくとも1㎡以上確保できること
 - ④ 津波や堤防の決壊による浸水のおそれのある場所ではないこと
- 2) ある程度のオープンスペースが確保されていること
- 3) できるだけ四方に出入口が確保されていて、常時出入りが可能なこと
- 4) 情報伝達上の利便性があること
- 5) できるだけ避難所と隣接した場所であること
- 6) できるだけ公共施設であること

(2) 避難所指定の目安

- 1) 被災者を一定期間宿泊滞在させることが可能な設備、施設を有すること
- 2) 被災者の利便性を考慮し、市内全域の配置バランスを確保できること
- 3) 情報伝達上の利便性があること
- 4) 耐災害性に比較的優れていること（耐倒壊・耐火・耐水害等）
- 5) できるだけ公共施設であること

(3) 福祉避難所指定の目安

- 1) 耐災害性に比較的優れていること（耐倒壊・耐火・耐水害等）
- 2) 要配慮者向けの生活環境にあること（バリアフリー・身体障がい者用トイレ等）
- 3) できるだけ要配慮者の対応になれた職員等がいること
- 4) 情報伝達上の利便性があること

(4) 帰宅困難者向け一時滞在施設の目安

- 1) できるだけ駅周辺にあること
- 2) 施設内に一時受入れ場所として提供できるスペースがあること
- 3) 水道水及びトイレが提供可能なこと
- 4) 情報伝達上の利便性があること

2 避難の事前準備

予測できない災害に対応するため、市民は日頃から、避難する時の準備をしておくものとし、市はこれの広報に努める。

■非常持ち出し品

貴重品、現金、有価証券、印鑑、食料、飲料水、タオル、チリ紙、常備薬（お薬手帳）、懐中電灯、携帯ラジオ、携帯トイレ、メガネ、その他各自が必要なもの
--

3 避難施設・設備等の整備

(1) 避難所の整備

避難所に指定した建物については、避難所生活を円滑に進めるため、防災倉庫の設置等を進めるとともに、「大地震に対する市町村避難対策計画推進要領（千葉県防災会議 昭和48年8月30日）」に準じて、次のような設備や環境を整備する。

■避難所の設備・環境

- ① 避難所に指定した施設については、必要に応じ冷暖房、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- ② 応急救護所、通信機器等施設・設備の整備を図る。
- ③ 防災倉庫の整備を図るとともに、次の物品の備蓄を進める。
 - 飲料水 ○ 食料 ○ 非常用電源 ○ 照明器具
 - 炊き出し用具 ○ 毛布 ○ 仮設トイレ ○ マスク ○ 歯ブラシ
 - 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮したもの 等
- ④ 避難生活の長期化、障がい者等の要配慮者に対応するため、さまざまな生活施設・設備の整備や支援体制の整備に努める。
- ⑤ 間仕切りや照明等、被災者のプライバシーを考慮しつつ、女性や子どもが性犯罪に合わないよう場を設定し、また洗濯干し場や授乳のためのスペースなどの設備を確保する。
- ⑥ 灯油、エルピーガスなどの非常用燃料の確保に努める。
- ⑦ 避難所の開設・運営を支援する避難所配備職員は、女性の視点を反映させるため、女性職員を含めた配備体制とし、災害時の対応などについて、継続した教育・研修を実施する。

(2) 福祉避難所の確保

避難生活の長期化に対応するため、要配慮者や避難生活により支援が必要となった者のうち、一般的な避難所での避難生活が困難な者の避難施設（以下「福祉避難所」という。）のさらなる確保を推進する。

また、関係部課から職員を選定し、福祉避難所の運営支援などの対応を行うため、保健福祉部を中心に専属の支援班等を設置し、福祉避難所を設置する施設との連絡手段や各主体の役割分担などについて事前協議をするなど、連携体制の強化を図る。

■福祉避難所の確保状況（平成25年5月現在）

- ① 社会福祉法人等5団体と「災害時における要援護者の受入れに関する協定」を締結しており、法人が運営している施設を福祉避難所として指定し、要配慮者の受入れや施設の一部使用などの避難支援を要請することとしている。
- ② 上記のほか、3団体との指定管理の基本協定において災害時等における施設の使用等を規定済みであり、災害時に福祉避難所となる。

※「帰宅困難者向け一時滞在施設」の整備については、第13節帰宅困難者対策の中で記載

※ 各避難所等の一覧は「資料編」参照

4 避難体制の周知

(1) 広報活動

広報紙、防災マップ、地区別防災カルテの他、各種の広報媒体を活用し、市民に対し災害が発生した時の避難所・福祉避難所及び避難する場合の留意事項等について、広報・啓発活動に努める。

(2) 避難行動・避難の必要性の周知

市民、市内の学校、事業所等の責任者、管理者等に対し、避難する場合の留意事項等について周知に努めるとともに、避難者抑制のため、自宅が無事である者に対しては、避難所への避難を控え、自宅避難により生活が送れるよう、日頃から備蓄物資の確保などの必要な備えをしておくことについて啓発に努める。

(3) 避難所運営についての周知

災害時に、地域が主体となり自主的に避難所開設・運営ができるよう、避難所運営の手順や各主体の役割を示した避難所運営マニュアルを町会・自治会等、連合町会、自主防災組織、学校等の関係者へ周知する。

(4) 各避難所等への標識の設置

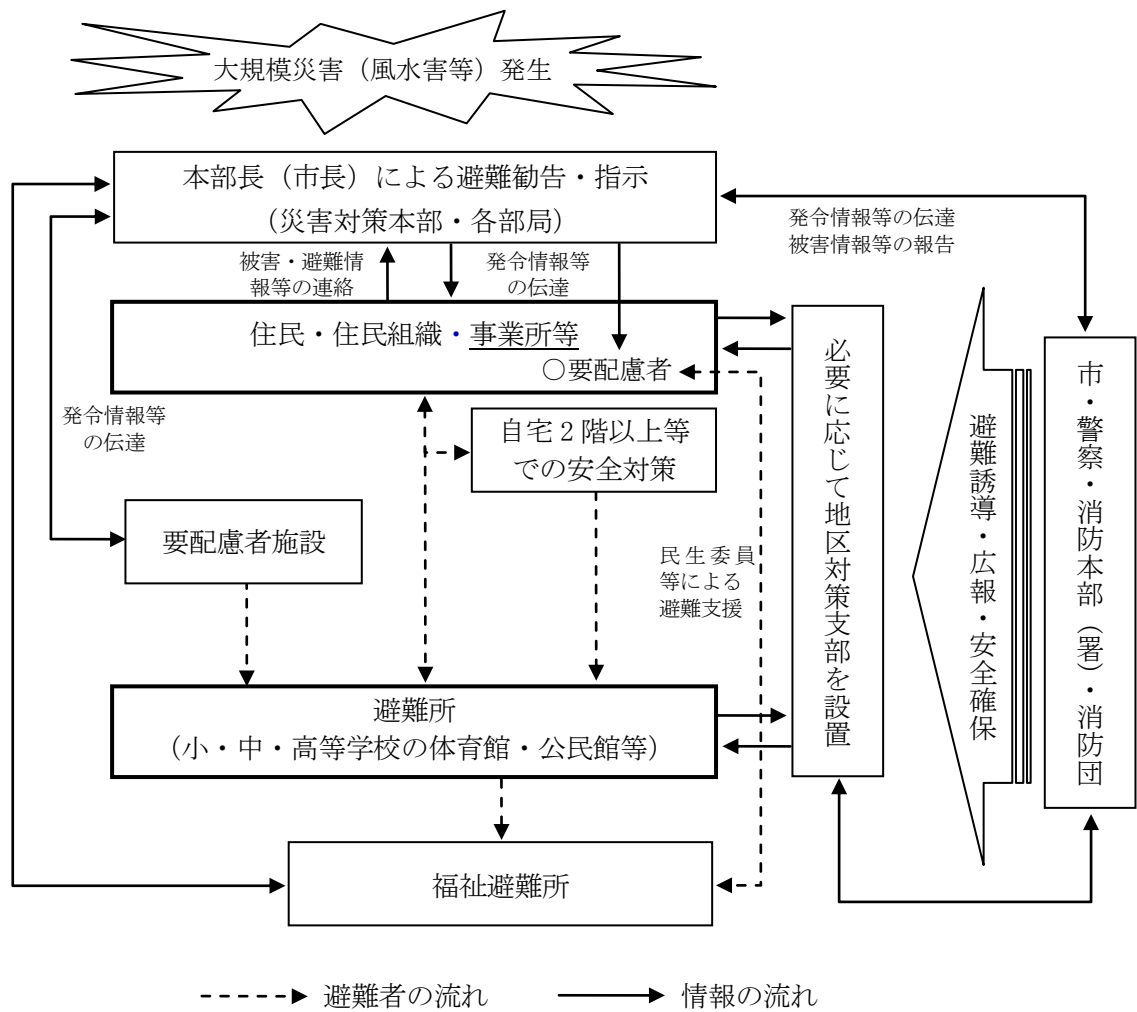
各避難所等への避難誘導を円滑に行うため、道路その他周辺の状況の変化等を考慮し、必要に応じた案内標識の設置、駅前表示板及び地域表示板の設置を行い、外国人にも分かるよう、外国語表記の併用に努める。

(5) 事業所等における避難体制の整備

事業所等は、各施設で働く従業員の安全を確保することはもとより、施設を訪れた者の安全に配慮し、施設内での避難及び、周辺避難場所や避難所の情報を日頃から把握し、安全確実な避難体制の整備を図る。

特に、土砂災害危険箇所周辺や沿岸部の事業所等においては、土砂災害警戒情報や高潮警報等の各種気象警報の発表、避難勧告等の情報を把握し、迅速かつ自主的に安全な場所へ避難することを周知する一方、事業所という特性から、事業所間の協力等による「共助」の基本理念により、風水害等に強くある程度の高さを有する強固な建物の事業所は、階数の低い建物の従業員等の受入れや沿岸部を訪れた市民等を受入れる体制確保に努める。

《予防》11 避難体制の整備



■大規模災害発生時における避難行動・情報伝達の概念図

第 1 2 節 災害時における要配慮者対策

【対策の項目・担当】

項 目	担 当（○主務）
1. 要配慮者の範囲	○企画政策部、保健福祉部、こども部、 市民経済部
2. 在宅避難行動要支援者に対する対応	○保健福祉部、企画政策部
3. 社会福祉施設等における防災対策	○保健福祉部、こども部、企画政策部、消防本部
4. 外国人に対する対策	○市民経済部、企画政策部

1 要配慮者の範囲

災害時において、避難行動や避難生活で配慮を要する者を総じて要配慮者と定義する。

また、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者を避難行動要支援者と定義する。

■要配慮者の範囲

要配慮者	避難行動 要支援者	65 歳以上の要支援又は要介護認定者で、一人暮らし又は高齢者世帯の方
		介護保険の 2 号被保険者（40 歳～64 歳）のうち要支援又は要介護認定者で、一人暮らし又は高齢者のみの世帯と同居している方
		「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に規定する介護給付のサービス及び地域生活支援事業を受けている方
		上記のほか、地域の中で見守りが必要な一人暮らし又は高齢者世帯、障がい者のみの世帯及び準ずる世帯である方
	乳幼児	
	妊産婦	
	日本語の理解が十分でない外国人	
	病弱者（アレルギー等の慢性疾患を有する者等）	

2 在宅避難行動要支援者に対する対応

国が策定した「避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針（平成 25 年 8 月内閣府）」、千葉県が策定した「災害時要援護者避難支援の手引き（平成 21 年 10 月）」及び市が実施している「災害時における要配慮者支援制度」に基づき、在宅の避難行動要支援者に関する避難支援計画書を策定し、地域防災力の強化を図る。

また、市が策定した「災害時における要配慮者支援マニュアル」を関係者と共有することで、全市的な支援体制の確立に努める。

《予防》12 災害時における要配慮者対策

(1) 避難行動要支援者情報の共有

1) 避難行動要支援者の所在把握

平常時及び災害発生における情報の収集方法について検討し、避難行動要支援者の所在を把握するとともに、避難行動要支援者名簿を作成し、年1回更新する。

なお、在宅の状態にない病院や社会福祉施設等に入院・入所している避難行動要支援者に関しても、可能な限り把握しておく必要がある。

2) 情報の管理

避難行動要支援者の所在情報は個人情報であり、個人情報保護の観点から必要最低限の限られた範囲での利用が求められていることから、コンピューターを利用して、データの流出防止を図る。情報は適切な管理の基に、常に必要最低限の情報が取り出せるように整備する。また、避難行動要支援者名簿は、本人の同意のもと、市職員（保健福祉部・危機管理課）、消防本部、民生委員・児童委員、高齢者相談員、消防団が適切に管理する。

なお、災害時における情報の開示時期、情報の開示先、情報開示の内容等をそれぞれ定める。

(2) 支援体制の整備

保健福祉部が主体となり、避難行動要支援者一人ひとりに対する避難支援計画書を作成し、民生委員・児童委員、高齢者相談員、消防団等、地域社会全体で避難行動要支援者を支援することができる体制にする。なお、体制整備に当たっては、女性の意見を取り入れ、支援体制の中に女性を位置付けるとともに、自主防災組織、町会・自治会等、連合町会と連携した体制整備に努める。

また、災害発生後も避難所における支援、福祉避難所の活用、福祉サービスの継続などについて関係機関との連携を図る。

(3) 防災設備等の整備

一人暮らしや寝たきりの高齢者及び障がい者等の安全を確保するための緊急通報システムや防災行政無線の放送を自宅の中で聴ける防災ラジオ及び聴覚障がい者等への災害情報の伝達を確実にするための文字放送受信装置、電光掲示板等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、住宅用自動消火装置及び住宅用火災警報器の設置を促進する。

(4) 避難施設等の整備

要配慮者に特別な配慮をするための福祉避難所のさらなる確保・整備に努めるとともに、国が策定した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成25年8月内閣府）」、千葉県が策定した「災害時における避難所運営の手引き（平成21年10月）」及び「災害時要援護者避難支援の手引き（平成21年10月）」などに基づき、要配慮者が避難生活を送るために必要となる資機材等をあらかじめ避難施設等へ配備するように努める。

また、避難所のバリアフリー化に考慮した施設の整備を行う。

(5) 防災知識の普及、防災訓練の実施

要配慮者及びその家族に対し、災害への備えや災害時の対応等を示した「災害時における要配慮者支援マニュアル」、パンフレット、ちらし等を配布するなど、広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。

(6) 避難指示等の情報伝達

要配慮者について、その状態に応じた情報伝達体制の確立に努めるとともに、災害発生時には、速やかに巡回等による避難指示等の周知を図る。

また、民生委員・児童委員及び高齢者相談員は、各自が所有している避難行動要支援者名簿を活用し、避難行動要支援者に対し、安否の確認や必要な情報の伝達などに努める。

(7) 避難計画の作成

要配慮者の避難誘導について、避難順位、避難後の対応、被災した要配慮者の生活の確保を考慮した避難計画を作成する。

3 社会福祉施設等における防災対策

幼稚園児、保育児童や福祉施設等に通所（園）あるいは入所する者の安全を確保するとともに、民間福祉施設に対しても、以下の対策を講じるよう指導する。

(1) 施設の安全対策

幼稚園、保育所、こども園、総合福祉センター、障害福祉サービス事業所、特別養護老人ホーム及びその他の施設管理者は、施設の災害に対する安全性の向上に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧に必要な非常用の自家発電機等の防災設備の整備に努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、消防署の指導などを受け、防火管理者等を中心として防災組織を整え、職員の任務分担、動員網、緊急連絡体制等を明確にしておく。

また、日頃から近隣住民及び自主防災組織等とのつながりを深め、入通所（園）者の実態等に応じた支援・協力が得られるような体制づくりを行う。

(3) 施設の防災計画の作成

施設管理者は、災害時における業務の内容と従事職員の役割分担を整備し、施設の保全対策や入通所（園）者の避難対策等を明確にした施設の防災計画を作成する。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、職員や入通所（園）者に対し、災害に関する知識や災害時にとるべき行動について、理解や関心を高めるための実践的な教育と防災訓練を定期的に行う。

4 外国人に対する対策

(1) 防災知識の普及・啓発

言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人に対し、災害発生時に的確に対応できるよう環境づくりに努める。

避難所等の表示やパンフレット等について、外国語を併用した表記とするなど、外国人に配慮し、日頃から外国人への防災知識の普及・啓発に努める。

(2) 対応体制の整備

日頃から県、国際交流協会、ボランティア団体等の関係機関と連携を強化し、災害時には、避難所等に通訳者の派遣や外国語を表記した案内板の作成、また、的確かつ迅速に必要な災害情報を提供するなど、災害時における外国人支援が円滑に行える体制の整備を図る。

第 13 節 帰宅困難者等対策

【対策の項目・担当】

項 目	担 当（○主務）
1. 一斉帰宅・帰宅困難者発生抑制	○企画政策部、財政部
2. 帰宅困難者の安全確保	○企画政策部、財政部
3. 関係機関と連携した取組み	○企画政策部、財政部

1 一斉帰宅・帰宅困難者発生抑制

(1) 基本原則の周知・徹底

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を、平常時から市民や市内の事業者等に対して広報・周知に努める。

また、鉄道事業者や駅周辺事業者等の関係機関に対し、各機関の従業員や職員への基本原則の周知と、利用客へのルールของ普及・啓発を促進する。

なお、風水害の場合には、ある程度の災害発生の予測が可能であることから、早めの帰宅や外出を控える等の帰宅困難者にならないための対策も周知する。

(2) 安否確認方法の事前周知

災害時の安否確認手段として、災害用伝言ダイヤル 171 や災害用伝言板等のサービスの活用について、広報紙やホームページなどを通じて、市民及び市内の事業者等に対し、広報・周知する。

鉄道事業者や駅周辺事業者等の関係機関にあつては、従業員や従業員の家族との安否確認方法について、事前に検討しておくものとする。

2 帰宅困難者の安全確保

(1) 一時滞在施設の確保

風水害の場合には、ある程度の災害発生の予測が可能であり、地震・津波災害発生時に比べて帰宅困難者の発生は抑制されることが予想される。また、発生した帰宅困難者は、使用できる他の交通機関等により、できる限り帰宅行動を取るものとするが、やむを得ず帰宅する手段のないものを一時的に受け入れ、可能な範囲での物資提供等の帰宅困難者支援を行うための一時滞在施設を、関係機関との協定締結を含め、さらなる確保に努める。また、一時滞在施設における帰宅困難者用の飲料水、食料、物資の整備についても支援する。

さらに、帰宅困難者を一時滞在施設等へ速やかに誘導できる体制を整えるとともに、一時滞在施設の開設・運営についての体制も整備する。

(2) 支援体制の整備

「帰宅困難者支援マニュアル（平成 25 年 8 月）」等を活用し、交通事業者や企業・学校、警察、消防機関等との間で、各主体の役割分担等について確認する。

また、帰宅困難者支援についての訓練を定期的に実施するとともに、各機関の積極的な参加を促進し、帰宅困難者への支援体制の強化を図る。

3 関係機関と連携した取組み

市では、県が示した「駅周辺帰宅困難者等対策協議会設置のためのガイドライン」に基づき、J R津田沼駅を中心とした鉄道事業者及び、駅周辺事業者、学校、警察、消防機関等により構成する「津田沼駅周辺帰宅困難者等対策協議会」を設立し、地震災害を想定した帰宅困難者対策の強化を図っている。

本協議会での取組みを踏まえ、市内の各駅周辺においても関係機関の認識の共有を図り、風水害による帰宅困難者についても、市全体での対策の強化に努める。

第 1 4 節 調査・研究

【対策の項目・担当】

項 目	担 当（○主務）
1. 風水害等対策に関わる情報の収集	○企画政策部、都市整備部、各部局、関係機関
2. 専門調査の実施	○企画政策部、都市整備部、各部局

1 風水害等対策に関わる情報の収集

国、都道府県、他市区町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関が実施した調査・観測・研究の成果などの風水害等対策に関わる資料及び情報について、継続して随時収集・整理に努める。

- ① 過去の風水害等に関する調査報告書
- ② 風水害等に関する学術刊行物等、自然科学の基礎的研究に関する資料
- ③ 先進地域の風水害等対策に関する資料 等

2 専門調査の実施

国、都道府県、他市区町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関等から収集した情報を参考に、本市の社会状況の変化、国の防災方針や災害予測に関する研究の進展に応じて、関係機関と連携しながら専門的調査・研究を実施するよう努める。

調査・研究に当たっては、風水害等に関する総合的な防災対策に関わる事項に加え、浸水対策や高潮対策、竜巻対策などの個別の防災対策についても、実施を推進する。

第 3 章 災害応急対策計画

第 1 節 災害応急活動体制の確立

【対策の項目・担当】

項 目	担 当（○主務）
1. 参集・配備	○本部事務局、全職員
2. 職員の動員	○本部事務局、全職員
3. 災害対策本部設置前の体制	○本部事務局、全職員
4. 災害対策本部	○本部事務局、企画政策部、各部局
5. 地区対策支部	○地区対策支部職員、本部事務局
6. 災害救助法の適用等	○本部事務局
7. 災害時会計・出納対策	○協力部、財政部

【対策の基本方針】

- 風水害発生時において、避難に資する情報の周知・伝達や避難所の開設・運営等、状況に応じた対応ができるよう、参集・配備の体制をより明確にする。
- 気象情報等に対応して必要な職員を動員し、配備基準に応じた配備体制をとる。
- 習志野市に特別警報が発表された場合、又は本部長（市長）が必要と認めた場合、全ての職員は、指定された場所に参集し、体制を確立するとともに、災害対策本部及び地区対策支部等の設置・運営並びに各部局において必要な対策を実施する。
- 必要に応じて、市役所に災害対策本部、被害が発生又は被害が発生するおそれのある地区に地区対策支部を設置する。地区対策支部では、地区対策支部職員が中心となり、地区の被害情報を収集し、災害対策本部からの情報を地区住民へ発信する。

1 参集・配備

(1) 参集条件

全ての職員は、災害が発生又は被害が発生するおそれのある場合、勤務時間外であっても、気象警報及び気象情報等の状況に応じて、指示を待たずに参集し、対策を実施する。

■風水害等の気象警報に応じた参集条件

気象警報	参集職員	参集場所
本市に大雨・洪水・暴風・高潮・暴風雪・大雪警報が発表された場合	○ 危機管理課職員の半数 ○ 消防本部の職員（独自の体制）	各所属勤務場所
本市に大雨・洪水・暴風・高潮・暴風雪・大雪の特別警報が発表された場合	○ 全ての職員（再任用職員含む）	各所属勤務場所
	地区対策支部職員	各所属勤務場所
	避難所配備職員	各所属勤務場所

《応急》1 災害応急活動体制の確立

(2) 参集手段等の整備

二輪車、徒歩など、迅速に参集できると思われる手段を考慮し、参集を開始する。各職員は、公共交通機関の運休や交通渋滞の発生時でも参集できる手段や、各自が参集・配備するために必要なものについて、日頃から検討を行い、必要な準備を整えておく。

(3) 配備体制の基準

災害が発生又は被害が発生するおそれのある場合は、勤務時間内外によることなく、次の基準により配備体制をとる。

■風水害における配備体制の基準

区分	種別	指揮	配 備 時 期	配 備 要 員
災害対策本部設置前	情報収集体制	危機管理監	<u>次のいずれかに該当し、危機管理監が必要と認めたとき</u> 1. 次の警報の1以上が習志野市に発表されたとき (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 暴風警報 (4) 高潮警報 (5) 暴風雪警報 (6) 大雪警報 2. 本市が台風の暴風域に入ることが見込まれるとき 3. 県が第1配備又は第2配備体制をとったとき 4. その他災害の発生が予想されるとき	1) 危機管理課職員の半数 2) 消防本部及び企業局の職員※1
	警戒配備		1. 本市に土砂災害警戒情報が発表されたとき 2. 情報収集体制の配備時期の他に、災害の推移によっては市域に大きな被害の発生が予想される場合で、 <u>情報収集体制以上の体制が必要と危機管理監が認めたとき</u>	1) 危機管理課全職員 2) 消防本部及び企業局の職員※1 3) その他危機管理監が必要と認めた各部局の職員
災害対策本部設置後	風水害本部第1配備	本部長（市長）	1. 災害対策本部の設置が必要であるとの危機管理監の <u>進言に基づき本部長（市長）が必要と認めたとき</u> 2. 避難所を開設する必要があるとき、又は、開設準備をする必要があるとき 3. その他の状況により本部長（市長）が必要と認めたとき	1) 企画政策部の全職員 2) 風水害本部第1配備職（震災時警戒配備職員※2） ① 部課長職以上の職員を含む各部所属人員の3分の1の職員 ② 出先機関の施設長※3 ③ 地区対策支部職員及び避難所配備職員（各所属勤務場所で待機）

《応急》1 災害応急活動体制の確立

風水害本部第2配備	1. 第1配備では対処できないとの危機管理監の進言に基づき本部長（市長）が必要と認めたとき 2. その他の状況により本部長（市長）が必要と認めたとき	風水害本部第1配備職員の他に、本部第2配備職員（各部局所属人員の3分の2配備人員）
風水害本部第3配備	1. 次の特別警報の1以上が習志野市に発表されたとき <u>（1）大雨特別警報</u> <u>（2）洪水特別警報</u> <u>（3）暴風特別警報</u> <u>（4）高潮特別警報</u> <u>（5）暴風雪特別警報</u> <u>（6）大雪特別警報</u> 2. 第2配備では対処できないとの危機管理監の進言に基づき本部長（市長）が必要と認めたとき 3. その他の状況により本部長（市長）が必要と認めたとき	1) 全ての職員 2) 長期にわたるときは、あらかじめ編成した各本部配備の3グループがローテーションで対応する

※1 消防本部及び企業局は、地域防災計画に準じた独自の計画に基づき、必要な体制をとる。

※2 風水害本部第1配備職員（震災時警戒配備職員）は、部課長職以上を含む各部所属人員の3分の1の職員をあらかじめ指定しておく。

※3 出先機関の施設長とは、所長、園長、館長、場長、センター長などをいう。

2 職員の動員

(1) 勤務時間内の動員

危機管理監又は危機管理課長は、気象情報又は異常気象のおそれのある情報を確認し市長に報告のうえ、市長からの動員指示を各部局長に連絡する。連絡方法は、庁内放送、電話、緊急情報サービスならしの（職員用）のうち可能な手段とする。

(2) 勤務時間外の動員

危機管理監又は危機管理課長は、災害の状況等を考慮した上で市長に連絡する。危機管理監又は危機管理課長は、市長からの動員指示を非常連絡網により各部局長に連絡する。

連絡方法は、電話又は緊急情報サービスならしの（住民用）のいずれか可能な手段とする。

3 災害対策本部設置前の体制

災害対策本部を設置するまでに至らない状況の時は、災害の規模に応じて情報収集体制及び警戒配備をとり、危機管理監の指揮の下、情報収集及び必要な災害対策に当たり、災害の状況に応じて、市長の判断により災害対策本部を設置する。

また、災害対策本部を設置する前の体制をとった場合は、危機管理監は、必ず市長及び副市長に報告し、必要な指示を仰ぐものとする。

(1) 初動対応

定められた配備基準に基づき、危機管理監を中心として、必要に応じた配備体制を迅速にとり、

《応急》1 災害応急活動体制の確立

気象情報の収集・伝達、被害状況の把握・報告、庁内関係部署及び関係機関への連絡を行う。

(2) 報告

危機管理課長は、被害状況を取りまとめ、速やかに危機管理監を経由して市長及び副市長に報告する。

その際、被害が発生、若しくは発生すると予測される場合は、市長は、危機管理監からの進言に基づき災害対策本部を設置する。

また、県、自衛隊、習志野警察署、その他防災関係機関等に対し、必要に応じて電話等の可能な手段により報告する。

■災害対策本部設置前の体制の基準

情報収集体制	<u>次のいずれかに該当し、危機管理監が必要と認めたとき</u> <u>1. 次の警報の1以上が習志野市に発表されたとき</u> <u>(1) 大雨警報 (2) 洪水警報</u> <u>(3) 暴風警報 (4) 高潮警報</u> <u>(5) 暴風雪警報 (6) 大雪警報</u> <u>2. 本市が台風の暴風域に入ることが見込まれるとき</u> <u>3. 県が第1配備又は第2配備体制をとったとき</u> <u>4. その他災害の発生が予想されるとき</u>
警戒配備	<u>1. 本市に土砂災害警戒情報が発表されたとき</u> <u>2. 情報収集体制の配備時期の他に、災害の推移によっては市域に大きな被害の発生が予想される場合で、情報収集体制以上の体制が必要と危機管理監が認めたとき</u>

4 災害対策本部

市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条第1項及び習志野市災害対策本部条例に基づき、災害対策本部を設置する。

災害対策本部を設置した場合は、災害の規模に応じた相当の被害を予測し、市民の生命や身体及び財産を災害から守るため、市の組織及び機能の全てを挙げて災害対策に当たるとともに、全職員が必要な対策に当たる。

(1) 設置基準

市長は、次の基準において災害対策本部を設置する。

なお、消防本部及び企業局にあつては、地域防災計画に準じた独自の計画に基づき本部体制をとり、災害対策本部と連携して災害対策に当たる。

《応急》1 災害応急活動体制の確立

■災害対策本部の設置基準

風水害 本部第1配備	1. 災害対策本部の設置が必要であるとの危機管理監の進言に基づき本部長（市長）が必要と認めたとき 2. 避難所を開設する必要があるとき、又は、開設準備をする必要があると本部長（市長）が認めたとき 3. その他の状況により本部長（市長）が必要と認めたとき
風水害 本部第2配備	1. 第1配備では対処できないとの危機管理監の進言に基づき本部長（市長）が必要と認めたとき 2. その他の状況により本部長（市長）が必要と認めたとき
風水害 本部第3配備	1. 次の特別警報の1以上が習志野市に発表されたとき (1) 大雨特別警報 (2) 洪水特別警報 (3) 暴風特別警報 (4) 高潮特別警報 (5) 暴風雪特別警報 (6) 大雪特別警報 2. 第2配備では対処できないとの危機管理監の進言に基づき本部長（市長）が必要と認めたとき 3. その他の状況により本部長（市長）が必要と認めたとき

(2) 設置場所

災害対策本部は、市庁舎第四分室1階及び2階に設置する。ただし、損壊等の理由により設置予定の建物へ本部設置が困難な場合は、本部長（市長）の判断で、次の順位により本部設置場所を変更する。

■災害対策本部の設置場所

第1順位	第四分室1階及び2階
第2順位	消防庁舎4階
第3順位	仮庁舎3階

(3) 災害対策本部設置の報告

本部を設置した場合、直ちに県、自衛隊、習志野警察署、その他防災関係機関等に対して報告する。

■災害対策本部設置の報告

報告先	報告方法
市各部局	庁内放送、電話、口頭、緊急情報サービスならしの（職員用）、防災行政無線
県	県防災情報システム、県防災行政無線、電話、FAX
防災関係機関	県防災行政無線、電話、FAX、口頭
一般市民	防災行政無線（防災ラジオ・戸別受信機）、緊急情報サービスならしの（住民用）、ホームページ、ツイッター、広報車
報道機関	電話、FAX、口頭
隣接市	県防災情報システム、電話、FAX、県防災行政無線

《応急》1 災害応急活動体制の確立

(4) 廃止基準

本部長（市長）が予想された災害の危険が解消したと認めた場合、又は災害応急対策が概ね完了したと認められた場合は、災害対策本部を廃止する。その決定方法や手続き等については、本部設置の場合に準ずる。

(5) 災害対策本部廃止の報告

本部長（市長）は、災害対策本部を廃止したときは、設置した場合と同様に、直ちにその旨を県及び防災関係機関等に報告する。

(6) 組織及び事務分掌

災害対策本部の組織及び運営は、習志野市災害対策本部条例の定めるところによる。
また、運営の詳細については、災害対策本部運営マニュアルに基づき対策に当たる。

■災害対策本部の組織

① 本部の構成

本部に本部長、副本部長、危機管理監、本部長付、本部員（部局長）を置く。

② 本部会議

災害に対する総合的な応急対策、その他災害対策に必要な事項を協議し決定するため、本部会議を置く。本部会議の構成員は、本部長、副本部長、危機管理監、本部長付及び本部員の中から本部長（市長）が指名した者とする。

③ 本部事務局

防災関係機関との連絡及び調整を行うため、本部事務局を置く。本部事務局長は危機管理課長とし、本部事務局員は、危機管理課を中心とした企画政策部の職員によって構成する。

④ 各部局連絡調整員

本部長（市長）の命令あるいは本部会議で決定した事項等を、各部局に確実に連絡するとともに、各部局との調整を図るため、各部局からの派遣職員を各部局連絡調整員として本部事務局に置く。

(7) 本部長（市長）との連絡・視察者等の対応

本部長（市長）との連絡にあつては、電話等のあらかじめ定めた連絡方法により連絡する。また、災害の状況により連絡がとれないときは、職員の参集条件に基づき、利用可能な参集手段により、本部長（市長）自らの判断で参集する。

また、本部長（市長）が行う被災地への視察や、国等からの視察者への対応については、企画政策部が本部事務局と調整を図りながら対応する。

(8) 本部長（市長）の代理

本部長（市長）が、被災等の理由により本部長としての職務を執れない場合は、習志野市長職務代理規則の規定に基づき、次の順に本部長代理を充て、災害対策に当たる。

また、本部長以外の本部会議構成員についても、状況に応じて代理を充て、対策に当たる。

《応急》1 災害応急活動体制の確立

■災害対策本部長（市長）の代理者順位

第1順位 副市長	第6順位 市民経済部長
第2順位 企画政策部長	第7順位 保健福祉部長
第3順位 総務部長	第8順位 都市整備部長
第4順位 財政部長	第9順位 こども部長
第5順位 環境部長	

(9) 個別の災害対策

個別の災害対策は、実施主体の各部局が基本的な単位となるため、各部局長を中心として各部局に属する各課の調整を図り災害対策に当たる。ただし、各部局内での調整が困難な場合は、災害対策本部で調整を図る。

(10) 関係機関からの派遣要員の受入れ

災害対策本部の中に、外部の関係機関から派遣される要員を受け入れるためのスペース（関係機関調整所）を確保し、情報共有を図り、連携して災害対策に当たる。

(11) 災害対応職員への支援

災害対策本部事務局を始めとする各部の災害対応職員の水や食料等の活動必需品は、平常時から各自が準備している水や食料等により対応するが、災害対応が長期にわたる場合など、必要に応じた支援を実施する。

5 地区対策支部

習志野市に特別警報が発表された場合、又は危機管理監が必要と認めた場合は、地区の情報拠点として、被害が発生又は被害が発生するおそれのある地区に地区対策支部を設置し、市職員の中から選任された地区対策支部職員が中心となり、地区の被害情報の収集や災害対策本部からの情報を地域住民へ発信する。

詳細については、地区対策支部運営マニュアルに基づき活動する。

(1) 体制

- 1) あらかじめ各部局から指定された4名の「地区対策支部職員（市職員）」が、災害対策本部に参集し、災害対策本部からの指示を受け、必要な資機材等を受け取ってから各小学校に向かう。
- 2) 地区対策支部の運営主体は、地区対策支部職員であり、4名の中から運営の責任者を1名定める。

(2) 活動内容

1) 地区の情報収集

地区及び支部内の避難所を巡回し、被害状況や避難者の状況等を収集する。また、自主防災組織、地域住民等がそれぞれ収集・集約した地区の情報を、地区対策支部にて受け取り、それを整理する。

《応急》1 災害応急活動体制の確立

2) 災害対策本部との情報連絡

防災行政無線やＩＰ電話等を活用し、収集・整理した情報を災害対策本部へ報告する。また、災害対策本部から、市全体の被災状況や災害対策本部で決定した方針などの情報を受け取る。

3) 情報発信

地区対策支部で収集した情報は、支部内に設置するホワイトボードや地図に記録し、また紙面の貼り出し・配布等により、地域住民へ発信する。重要な情報については、避難所配備職員や施設職員を経由し、避難者へ伝達する。

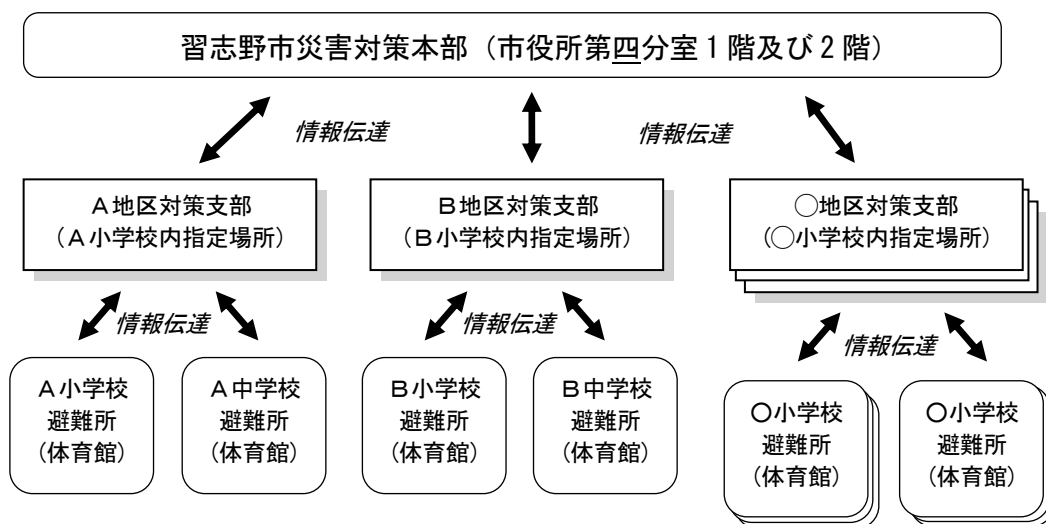
(3) 活動範囲

地区対策支部は、小学校区を基本単位とし、支部の活動範囲は小学校区内を目安とする。

(4) 地区対策支部と避難所の関係

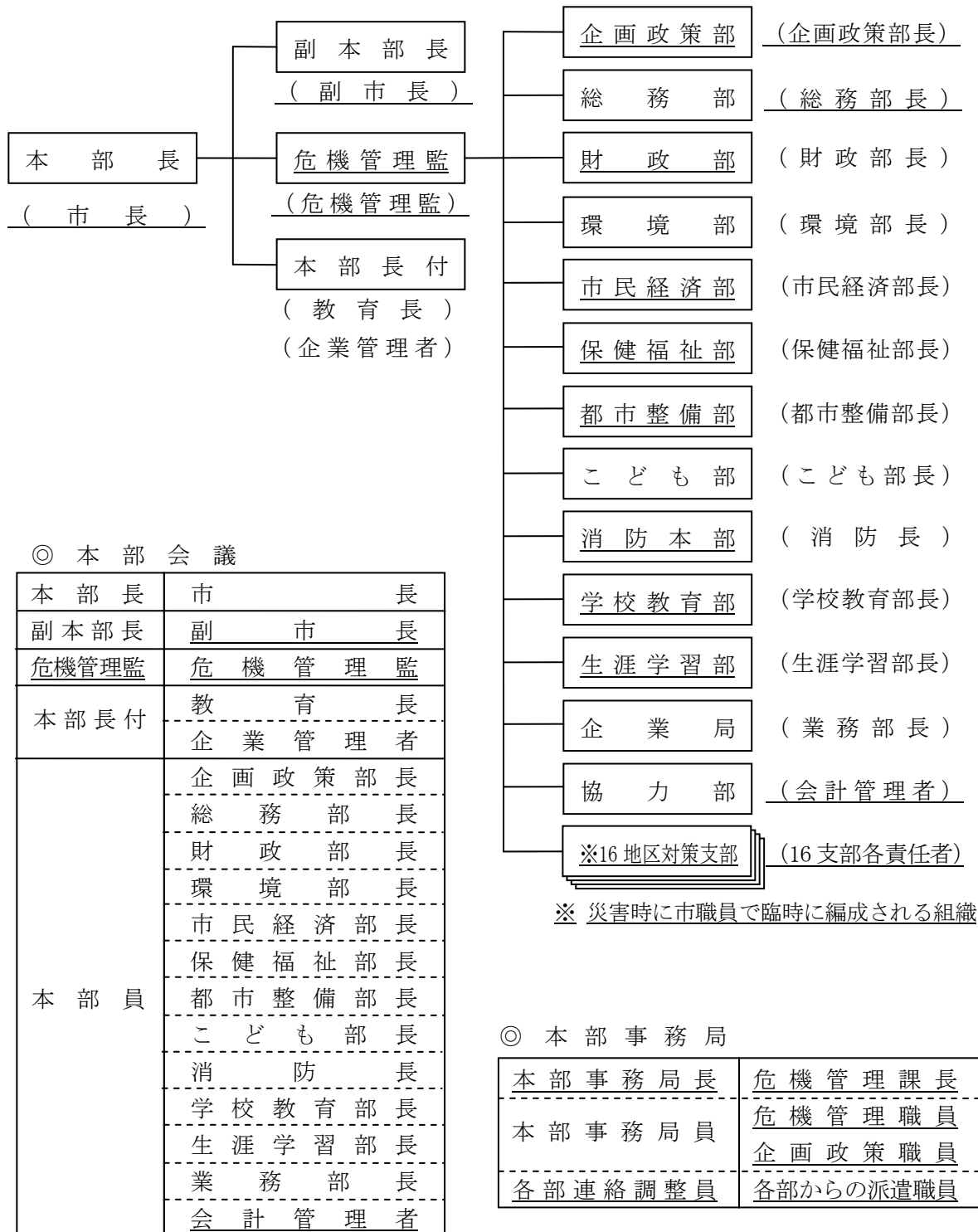
避難所と災害対策本部の連絡は、地区対策支部を経由して行うことから、地区対策支部職員は、避難所配備職員や施設職員等と相互に連携して活動を行う。

■災害対策本部・地区対策支部・避難所の関係図



《応急》1 災害応急活動体制の確立

■習志野市災害対策本部組織図



※ 本部長等が職務を執れない場合は、あらかじめ定めた順位に従い代理を充てる

《応急》1 災害応急活動体制の確立

■災害対策本部事務分掌

部・局	課	事務分掌
<u>本部事務局</u> <u>企画政策部</u>	<u>危機管理課</u>	1. 災害対策本部の設置及び本部の統括、運営に関する事。 2. 本部員の動員に関する事。 3. 本部長（市長）の命令伝達に関する事。 4. 本部会議に関する事。 5. <u>防災行政無線</u>に関する事。 6. 災害情報の収集及び被害状況の報告に関する事。 7. <u>地震・気象情報</u>の収集に関する事。 8. 関係機関及び各部との連絡調整に関する事。 9. <u>地区対策支部の設置及び避難所の開設に関する事。</u> 10. <u>災害救助法に関する事</u> 11. <u>地すべり、がけ崩れ等の点検、応急対策及び復旧に関する事。</u>
	<u>企画政策課</u> <u>秘書課</u> <u>広報すぐきく課</u>	1. <u>本部事務局の支援（本部事務局員の動員）に関する事。</u> 2. 部内の庶務に関する事。 3. 部の職員の動員及び配置に関する事。 4. 関係機関及び各部との連絡調整に関する事。 5. 応援部隊の支援（受入れ、調整、必要物品供給等）に関する事。 6. <u>災害時の事業継続に関する事。</u> 7. <u>災害復旧・復興本部の運営に関する事。</u> 8. <u>災害復興計画の策定に関する事。</u> 9. <u>報道機関及び各部との連絡調整に関する事。</u> 10. <u>災害広報に関する事。</u> 11. <u>被害状況の記録、写真・映像撮影、整理に関する事。</u> 12. 本部長（市長）・副本部長（副市長）の秘書に関する事。 13. <u>災害視察者及び見舞者の接遇に関する事。</u>

《応急》1 災害応急活動体制の確立

部・局	課	事務分掌
総務部	総務課 情報政策課 人事課 契約検査課	1. 部内の庶務に関すること。 2. 部の職員の動員及び配置に関すること。 3. <u>関係機関との連絡調整に関すること。</u> 4. 災害対策に必要な物品の調達に関すること。 5. 本部長（市長）の特命事項に関すること。 6. <u>庁内の各種情報システム等の維持及び復旧に関すること。</u> 7. <u>職員の参集及び被災状況の把握・管理に関すること。</u> 8. <u>災害対策従事者名簿の作成、業務従事時間の管理に関すること。</u> 9. <u>公務災害補償その他被災職員の援助に関すること。</u> 10. <u>災害対策従事者の活動支援（飲料水、食料、非常用トイレ等）に関すること。</u> 11. <u>災害時の配車に関すること。</u> 12. <u>輸送車両の確保に関すること。</u> 13. <u>燃料の確保に関すること。</u> 14. <u>災害時の庁舎等施設対策に関すること。</u> 15. <u>市内の停電情報等の収集・提供に関すること。</u> 16. <u>市内の電話、郵便対策に関すること。</u>
財政部	財政課 税制課 市民税課 資産税課 債権管理課 資産管理課 施設再生課	1. 部内の庶務に関すること。 2. 部の職員の動員及び配置に関すること。 3. <u>災害時の応急財政措置に関すること。</u> 4. <u>関係機関との連絡・経費負担の調整に関すること。</u> 5. <u>市有財産の被害状況の調査及び取りまとめに関すること。</u> 6. <u>災害時の家屋被害調査に関すること。</u> 7. <u>り災（被災）証明書の発行に関すること。</u> 8. <u>交通機関の情報収集及び帰宅困難者対策に関すること。</u> 9. <u>公共施設の整備等に関すること。</u> 10. <u>他部等への技術的支援に関すること。</u>
環境部	環境政策課 クリーン推進課 公園緑地課 環境保全課 クリーンセンター (業務課・施設課)	1. 部内の庶務に関すること。 2. 部の職員の動員及び配置に関すること。 3. <u>所管施設の被害状況の把握及び災害復旧に関すること。</u> 4. <u>関係機関との連絡調整に関すること。</u> 5. <u>防疫活動に関すること。</u> 6. <u>仮設トイレの設置、し尿の収集・処理に関すること。</u> 7. <u>ペット対策・放浪動物の捕獲に関すること。</u> 8. <u>大気、水質等環境汚染対策に関すること。</u> 9. <u>被災地における環境保全の総合調整に関すること。</u> 10. <u>被災地からのごみの収集、処理に関すること。</u> 11. <u>瓦礫の受入・処分に関すること。</u> 12. <u>谷津干潟の環境保全に係る環境省への協力及び連絡調整等に関すること。</u>

《応急》1 災害応急活動体制の確立

部・局	課	事務分掌
市民経済部	<u>商工振興課</u> <u>協働まちづくり課</u> <u>男女共同参画センター</u> <u>農政課</u> <u>市民課</u> <u>国保年金課</u>	1. 部内の庶務に関する事。 2. 部の職員の動員及び配置に関する事。 3. 所管施設の <u>被害状況の把握</u> 及び災害復旧に関する事。 4. 関係機関との連絡調整に関する事。 5. <u>事業主向けのり災（被災）証明書の発行に関する事。</u> 6. 災害時の食料供給に関する事。 7. 災害時の物資供給に関する事。 8. <u>救援物資の整理、保管、供給等に関する事。</u> 9. <u>ボランティアの対応に関する事。</u> 10. <u>災害時における要配慮者（外国人）対策に関する事。</u> 11. <u>農業被害の調査、災害復旧に関する事。</u> 12. <u>災害時の市民相談窓口及び被災者総合相談窓口（生活再建支援窓口）の運営に関する事。</u> 13. <u>炊き出し対策に関する事。</u>
保健福祉部	<u>保健福祉調整課</u> <u>健康支援課</u> <u>社会福祉課</u> <u>高齢者支援課</u> <u>保護課</u> <u>障がい福祉課</u> <u>介護保険課</u>	1. 部内の庶務に関する事。 2. 部の職員の動員及び配置に関する事。 3. 所管施設の <u>被害状況の把握</u> 及び災害復旧に関する事。 4. 関係機関との連絡調整に関する事。 5. <u>災害時における要配慮者（避難行動要支援者）対策に関する事。</u> 6. <u>福祉避難所の開設・移送に関する事。</u> 7. 被災地区における医療、 <u>救護活動</u> に関する事。 8. 医療品、衛生資材の確保及び配分に関する事。 9. 被災者の保護に関する事。 10. <u>応急救護所の開設・運営に関する事。</u> 11. 被災患者の収容・診療に関する事。 12. 人工透析患者などの慢性疾患患者への対応に関する事。 13. <u>感染症予防に関する事。</u> 14. 災害時の人的被害調査に関する事。 15. 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する事。 16. <u>遺体の収容・埋葬に関する事。</u> 17. 高齢者等の緊急保護に関する事。 18. <u>ボランティアの対応に関する事。</u>

《応急》1 災害応急活動体制の確立

部・局	課	事務分掌
都市整備部	<u>都市調整課</u> <u>都市計画課</u> <u>市街地整備課</u> <u>建築指導課</u> <u>道路交通課</u> <u>下水道課</u> <u>住宅課</u> <u>津田沼浄化センター</u>	1. 部内の庶務に関する事。 2. 部の職員の動員及び配置に関する事。 3. 所管施設の <u>被害状況の把握</u> 及び災害復旧に関する事。 4. 関係機関との連絡調整に関する事。 5. 土木関係資機材の確保に関する事。 6. <u>被災宅地危険度判定</u> に関する事。 7. 建築物の解体に関する事。 8. <u>建築物の応急危険度判定</u> に関する事。 9. 道路の整備及び管理に関する事。 10. 道路、橋梁等の応急修理及び復旧に関する事。 11. 緊急輸送路についての警察との調整に関する事。 12. 交通安全に関する事。 13. 障害物の除去に関する事。 14. 下水路、排水路、 <u>下水処理施設</u> 等の災害復旧に関する事。 15. 応急仮設住宅の建設及び補修に関する事。 16. その他災害の応急対策及び復旧に関する事。
こども部	<u>こども政策課</u> <u>こども保育課</u> <u>子育て支援課</u>	1. 部内の庶務に関する事。 2. 部の職員の動員及び配置に関する事。 3. 所管施設の <u>被害状況の把握</u> 及び災害復旧に関する事。 4. 関係機関との連絡調整に関する事。 5. <u>災害時における要配慮者（乳幼児・妊産婦）対策</u> に関する事。 6. <u>児童・園児の避難、保護、安否確認</u> に関する事。 7. 応急保育に関する事。
消防本部	<u>総務課</u> <u>予防課</u> <u>警防課</u> <u>指令課</u> <u>中央消防署</u> <u>南消防署</u>	1. 部内の庶務に関する事。 2. 部の職員の動員及び配置に関する事。 3. <u>所管施設の被害状況の把握</u> に関する事。 4. 関係機関との連絡調整に関する事。 5. <u>火災の消火活動・予防・警戒</u> に関する事。 6. <u>要救助者の救出</u> に関する事。 7. 救急・救護に関する事。 8. <u>被害状況調査及び報告</u> に関する事。 9. 避難命令の伝達及び誘導に関する事。 10. <u>ヘリポートの設置・運営</u> に関する事。 11. <u>行方不明者の捜索</u> に関する事。 12. <u>消防機関の相互応援</u> に関する事。

《応急》1 災害応急活動体制の確立

部・局	課	事務分掌
学校教育部	教育総務課 学校教育課 指導課	1. 部内の庶務に関する事。 2. 部の職員の動員及び配置に関する事。 3. 所管施設の被害状況の把握に関する事。 4. 関係機関との連絡調整に関する事。 5. 教育関係、災害復旧及び応急財政措置に関する事。 6. 教育関係物品の調達に関する事。 7. 学校教育関係施設における避難所の開設・運営及び避難者の把握に関する事。 8. 学校教育関係施設の応急対策及び復旧に関する事。 9. 被災児童生徒に対する学用品等の配分に関する事。 10. 炊出設備等の確保及び給食に関する事。 11. 学校の保健・衛生に関する事。 12. 児童生徒の避難、保護、安否確認に関する事。 13. 災害時の応急教育に関する事。
生涯学習部	社会教育課 生涯スポーツ課 青少年課	1. 部内の庶務に関する事。 2. 部の職員の動員及び配置に関する事。 3. 所管施設の被害状況の把握に関する事。 4. 関係機関との連絡調整に関する事。 5. 文化財の被害状況の把握及び復旧、保護に関する事。 6. 社会教育施設等における避難所の開設・運営状況及び避難者の把握に関する事。 7. 学童保育の対応に関する事。
企業局 業務部 工務部	総務課 経理課 料金課 営業企画室 工務管理課 建設課 供給課 保安課	1. 対策本部の設置、各業務の総括、総務に関する事。 2. 職員の動員及び配置に関する事。 3. 所管施設の被害状況の把握に関する事。 4. 関係機関との連絡調整に関する事。 5. 広報に関する事。 6. ガス・水道の通報、問い合わせ受付に関する事。 7. 需要家広報、報道機関等との連絡調整に関する事。 8. 資材・原燃料等の確保に関する事。 9. 施設・設備等の応急復旧計画の作成及び復旧に関する事。 10. 応急復旧の記録及び管理に関する事。 11. 供給再開計画に関する事。 12. 応急給水計画並びに応急給水に関する事。 13. ガスの閉栓及び記録に関する事。

《応急》1 災害応急活動体制の確立

部・局	課	事務分掌
協力部	<u>議会事務局</u> <u>監査委員事務局</u> <u>選挙管理委員会事務局</u> <u>農業委員会事務局</u> <u>会計課</u>	1. 部内の庶務に関すること。 2. 部の職員の動員及び配置に関すること。 3. <u>関係機関との連絡調整に関すること。</u> 4. <u>市議会議員の安否確認・対応に関すること。</u> 5. <u>災害時の会計・出納対策及び指定金融機関の対応等に関するこ</u> <u>と。</u> 6. 市民経済部が行う救援物資対策の協力に関すること。 7. <u>その他、他部局への協力に関すること。</u>

※ なお、具体的な対応等については、各種マニュアルに定めるところにより対応する。

《応急》1 災害応急活動体制の確立

■災害拠点設置予定場所

災害拠点	設置予定場所
災害対策本部	① 市役所第四分室1階及び2階 ② 消防庁舎4階 ③ 仮庁舎3階
地区対策支部	16か所の市立小学校校舎内等
プレスセンター	消防庁舎4階会議室
消防・警察・自衛隊集結地	① 秋津運動公園 ② 袖ヶ浦運動公園
その他応援隊集結地	茜浜近隣公園
市職員宿泊場所	① 各庁舎（当初） ② 各庁舎の空いている会議室等
食料・物資集配拠点	市役所旧庁舎スロープ下駐車場及びその周辺施設
① 応急危険度判定実施本部 ② 被災宅地危険度判定実施本部（各判定拠点）	市役所第2分室1階
り災（被災）調査本部	市役所第3分室1階
り災証明書発行場所	市役所第3分室1階
① 市民相談窓口 ② 被災者総合相談窓口（生活再建支援窓口）	① 発災後1日以内：市役所市民課棟1階 ② 概ね1か月後：市役所第3分室2階
災害医療本部	保健会館
応急救護所設置場所	保健会館別館、第一中学校、第二中学校、第七中学校
一時避難場所	市指定46か所
避難所	① 市指定28か所 ② 状況に応じてその他公共施設
福祉避難所	協定締結施設又は公共施設
帰宅困難者向け一時滞在施設	駅周辺の協定締結施設及び公共施設
仮設住宅設置場所	市有地（約1,200戸分確保）
遺体安置所	市役所前体育館
火葬場	馬込斎場
ごみ臨時集積場所	クリーンセンター等
瓦礫等の仮置き場	茜浜最終処分場用地
ヘリポート	離着陸可能なグラウンド等
① 災害ボランティアセンター ② 災害ボランティアサテライトセンター	① 総合福祉センター（社会福祉協議会） ② 習志野市勤労会館
給水拠点	各給水場、防災井戸、避難所、一時避難場所
ペットの収容場所（ペットの救護所）	避難所周辺敷地内（公有地）
要配慮者相談窓口	○ 総合窓口：市役所仮庁舎3階 ○ 出先窓口：総合福祉センター、各コミュニティーセンター
下水道復旧拠点	津田沼浄化センター

6 災害救助法の適用等

(1) 災害救助法の適用手続

- 1) 市長は、市域の災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当する又は該当する見込みがある場合、直ちにその旨を、直接、県災害対策本部へ要請する。ただし、中間報告・完了報告については、習志野健康福祉センター（保健所）を経由して報告する。
- 2) 災害救助法施行細則（昭和 23 年千葉県規則第 19 号）第 5 条の規定により、市長は、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

(2) 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第 1 条第 1 項の 1～4 号の規定による。習志野市における具体的適用基準は、次のとおりである。

■災害救助法の適用基準（災害救助法施行令）

指標となる被害項目		適用の基準	該当条項
住家等への被害が生じた場合	市内の住家が滅失した世帯の数	100 以上	第 1 条第 1 項第 1 号
	県内の住家が滅失した世帯の数	2,500 以上	第 1 条第 1 項第 2 号
	そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	50 以上	
	県内の住家が滅失した世帯の数	12,000 以上	第 1 条第 1 項第 3 号 前段
	そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	多 数	
生命・身体への危害が生じた場合	災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。	多 数	第 1 条第 1 項第 3 号 後段
	災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。	県知事が厚生労働大臣と協議	厚生労働省令第 1 条
	多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令※で定める基準に該当するとき	県知事が厚生労働大臣と協議	第 1 条第 1 項第 4 号
生命・身体への危害が生じた場合	災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。		厚生労働省令第 2 条第 1 号 (上記※の基準)
	災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。		厚生労働省令第 2 条第 2 号 (上記※の基準)

《応急》1 災害応急活動体制の確立

(3) 被害の認定基準

住家の滅失、半壊等の認定は、災害の被害認定基準による。

住家が滅失した世帯の算定は、住家の全壊（全焼、流失）した世帯を基準とする。半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により、次のとおりみなし換算を行う。

- ・全壊（全焼・流失）住家 1世帯・・・滅失住家 1世帯
- ・半壊（半焼） 住家 2世帯・・・滅失住家 1世帯
- ・床上浸水、土砂の堆積により一時的に居住できない状態になった住家 3世帯
・・・滅失住家 1世帯

注）床下浸水、一部破損は換算しない。

(4) 救助の実施者

災害救助法による救助は、国からの法定受託事務として知事が行い、市長がこれを補助する。

知事は、救助を迅速に行う必要があると認められる場合は、市長へ救助に関する事務を委任することができる。

救助法が適用されても災害の事態が切迫して知事の実施を待ついとまがない場合は、市長が救助を実施する。

(5) 救助の内容等

災害救助法による救助の程度、方法及び期間は、災害救助法施行細則（昭和 23 年千葉県規則第 19 号）第 6 条の規定（「資料編」参照）による。

■災害救助の種類

- | | |
|-----------------------------|--------------------------|
| ○ 避難所の設置 | ○ 応急仮設住宅の <u>設置及び</u> 供与 |
| ○ 炊き出し、 <u>その他</u> による食品の給与 | ○ 飲料水の供給 |
| ○ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 | ○ 医療 |
| ○ 助産 | ○ 災害にかかった者の救出 |
| ○ 災害にかかった住宅の応急修理 | ○ 学用品の給与 |
| ○ 埋葬 | ○ <u>遺体</u> の搜索 |
| ○ <u>遺体</u> の処理 | ○ 障害物の除去 |
| ○ 輸送費及び <u>賃金、職員等</u> 雇上費 | |

7 災害時会計・出納対策

(1) 災害時の会計・出納事務

災害救助法が適用された場合、知事が救助を行うこととなるが、救助を迅速に行う必要があると認められる場合は市長が実施するため、救助に係る費用、その他、各種災害対策に係る予算の執行や会計・出納処理が必要となることから、協力部（会計課）及び財政部が協力して円滑な実施に努める。

(2) 指定金融機関等への対応

会計・出納事務を円滑に実施するため、指定金融機関の被害状況等を速やかに確認し、状況に応じて、実施可能な処理方法や必要な手続きなどを検討する。

第2節 情報の収集・伝達

【対策の項目・担当】

項 目	担 当（○主務）
1. 情報通信手段の確保	○本部事務局
2. 気象情報等の収集伝達	○本部事務局、企画政策部
3. 災害情報の収集・記録	○本部事務局、地区対策支部、企画政策部、各部局
4. 被害報告	○本部事務局、財政部、各部局

【対策の基本方針】

- 被害が発生した場合、第1報は覚知後30分以内に千葉県及び総務省消防庁に連絡する。
- 多様な通信手段を有効に活用し、広く市民に対して迅速かつ的確に情報を伝達する。
- 必要に応じて地区対策支部を拠点として、被害発生後速やかに地域の災害情報を収集できる体制を整える。
- 住家の被害調査は、被害認定基準に基づいてできるだけ早期に調査を開始し、概ね14日以内に、り災証明書の発行ができる体制を整える。

1 情報通信手段の確保

災害時の通信手段は、途絶や輻輳（ふくそう）等により使用できない可能性もあることから、多層的に手段を確保し、通信に当たる。

(1) 普通電話

1) 指定電話と連絡責任者

市及び防災関係機関は、災害時の連絡窓口の統一化を図るため、あらかじめ整備した緊急時連絡先一覧表等を活用し、指定した連絡先及び連絡責任者と継続した通信連絡を行う。

2) 災害時優先電話及びIP電話

回線の輻輳（ふくそう）により通信が規制される場合には、災害時優先登録を受けた電話及びIP電話を有効活用し、通信を確保する。

3) 特設公衆電話

各避難所に整備した特設公衆電話を活用し、避難所における通信を確保する。

4) 非常・緊急通話

非常通話又は緊急通話は、あらかじめ承認を受けた電話番号から「非常（緊急）」の旨及び必要事項を東日本電信電話株式会社に申し出ることにより接続される。

(2) 防災行政無線

移動系（携帯型・車両積載型）及び固定系を用いて、市民への情報伝達や地区対策支部職員、災害対応職員との交信、その他必要な連絡等の通信を行う。また、要配慮者や自主防災組織などの、特に確実な情報伝達が必要な方には、防災ラジオや戸別受信機から確実に伝達する。

(3) 消防無線

消防本部と消防署、分遣所、消防隊、消防団の間において、独自の無線網により、消防活動の状況やその他災害情報の伝達を行う。

(4) 千葉県防災行政無線等

県が設置している防災行政無線（電話・FAX）、千葉県防災情報システムにより県及び県の出先機関、防災関係機関との通信や情報の共有を行う。

(5) 携帯電話用メールサービス

平時より運用している携帯電話用メールサービス「緊急情報サービスならしの（住民用）」を活用し、市民等への情報伝達を行う。

(6) 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）

対処に時間がない事態が発生した場合に、市防災行政無線を自動起動させ、人工衛星を用いて国から送信される情報を瞬時に市民に伝達する。また、メール連動システムを活用し、携帯電話用メールサービス「緊急情報サービスならしの（住民用）」を経由して自動的に市民等へ伝達する。

(7) 通信施設の使用不能の場合における他の通信施設の利用

通常の通信施設・通信手段をもって連絡することが不能の場合、又、特に緊急を要する事態が生じた時で、他の通信施設を利用した方が速やかに連絡できると認めた場合は、下記に掲げる機関の専用電話、若しくは無線等の通信施設を使用する。

- 1) 関東地方及び千葉県地区非常通信協議会の構成機関（警察）の通信施設
- 2) 上記以外の機関又は個人の無線通信施設

(8) 災害時における放送及び緊急警報放送の要請

災害対策基本法第 55 条及び第 56 条に規定する災害に関する通知、要請、伝達又は警告等で、他に手段がなく緊急を要する場合は、放送機関に放送の要請を行う。

なお、知事、市長が行う避難の勧告、指示等で緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、日本放送協会千葉放送局に緊急警報放送を行うよう求めるものとする。

(9) 庁内の各種情報システム等の維持

各種情報システムを災害対策に有効活用するため、庁内での各種情報システムの被害状況を把握し早期復旧、若しくは、適正な維持管理に努める。

また、市が管理・保管している市民の情報や、その他の業務遂行上必要な各種情報について、保全や管理の徹底を図る。

2 気象情報等の収集伝達

(1) 気象情報等

銚子地方気象台は、次の気象情報等を発表する。本市が属する予報区は、千葉県北西部（東葛飾）である。

気象警報は、可能な手段で広く市民に対して周知を図る。また、市民は、市から伝達される情報を継続して収集するとともに、あらゆる手段を活用して情報の収集に努める。

■注意報・警報・特別警報の種類

注意報	気象注意報	風雪注意報、強風注意報、大雨注意報、大雪注意報、濃霧注意報、雷注意報、乾燥注意報、着水・着雪注意報、低温注意報、霜注意報
	高潮注意報・波浪注意報・洪水注意報 浸水注意報（浸水に関する注意事項を気象注意報の中に含めて述べる） 地面現象注意報（地面現象に関する注意事項を気象注意報の中に含めて述べる）	
警報	気象警報	暴風警報・暴風雪警報・大雨警報・大雪警報
	高潮警報・波浪警報・洪水警報 浸水警報（浸水に関する警戒事項を気象警報の中に含めて述べる） 地面現象警報（地面現象に関する警戒事項を気象警報の中に含めて述べる）	
特別警報	気象特別警報	暴風警報・暴風雪警報・大雨警報・大雪警報
	高潮警報・波浪警報	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量で100mmを越す降水が観測された場合

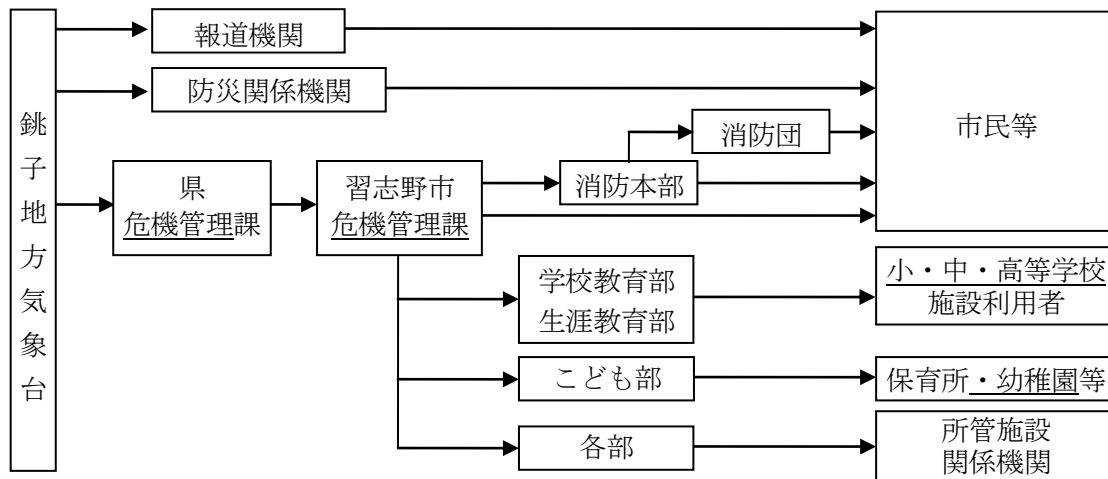
■気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	発表基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

《応急》2 情報の収集・伝達

■気象警報等発表時における市の対応の概要

	気象警報等の種類							市の対応	
	大雨		暴風	高潮	波浪	暴風雪	大雪		
	(土砂災害)	(浸水害)							
特別警報 (<u>重大な災害の 起こるおそれが 著しく大きい</u>)	土砂災害 警戒情報	大雨 特別警報 (土砂災害)	大雨 特別警報 (浸水害)	暴風 特別 警報	高潮 特別 警報	波浪 特別 警報	暴風雪 特別 警報	大雪 特別 警報	○災害対策本部設置(風水害本部第3 配備) ○直ちに最善を尽くして身を守るよう住民に呼 びかけ ○特別警報が発表され非常に危険な状況で あることの住民への周知
警報 (<u>重大な災害の 起こるおそれ</u>)		大雨 警報 (土砂災害)	大雨 警報 (浸水害)	暴風 警報	高潮 警報	波浪 警報	暴風雪 警報	大雪 警報	○情報収集体制・警戒配備 ○避難の呼びかけ、警報の住民への周知 ○必要地域に避難準備情報・避難勧告・指示 ○避難所等の準備、開設
注意報 (<u>災害の起こる おそれ</u>)		大雨 注意報		強風 注意報	高潮 注意報	波浪 注意報	風雪 注意報	大雪 注意報	○特別な体制や対応はなし ○各自が気象情報の収集



■情報連絡系統図

(2) 水防活動用気象注意報・警報

銚子地方気象台は、水防活動の利用に適合する予報・警報を発表する。発表は、次に掲げる種類ごとに、一般の利用に適合する予報・警報をもって代えるものとする。

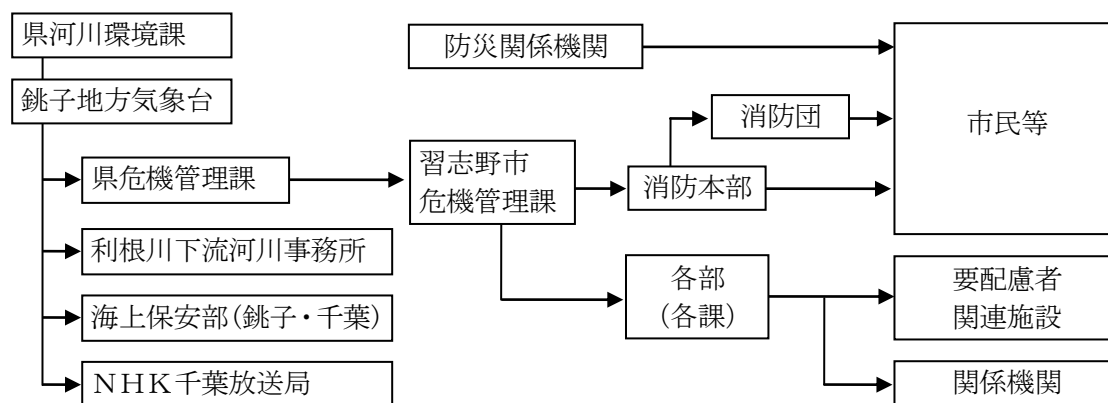
■水防活動用気象注意報・警報の種類

水防活動用注意報・警報	代用する注意報・警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報

(3) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨警報が発表された後、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まった際に、千葉県と銚子地方気象台が共同で、市に対して発表する情報であり、避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難を判断する上での参考とする。

土砂災害警戒情報が発表されたときは、直ちに土砂災害警戒区域周辺の住民に対し広報車やメール、電話等により周知徹底するとともに体制の強化を図り、状況に応じて、避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令する。



■土砂災害警戒情報の伝達系統

(4) 火災気象通報

銚子地方気象台は、消防法に基づき、次のような気象状況のとき、知事に対し火災気象通報の発表及び終了の通報を行う。市長は、知事からこの通報を受けたとき又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令することができる。

■火災気象通報の基準

- ① 実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき。
 - ② 平均風速13m/s以上の風が吹く見込みのとき。
- ただし、降雨（雪）を伴うときは、火災気象通報を行わない事がある。
基準値は気象官署の値（ただし、銚子地方気象台は15m以上）

(5) 火災警報

市長は、次の場合に市民に対して火災の警戒を喚起するために火災警報を発令することができる。

■火災警報の基準

- ① 消防法の規定により県知事から火災気象通報を受けたとき。
- ② 気象の状況が火災発生及び延焼拡大の危険が極めて大であると認めたとき。

(6) 竜巻注意情報

気象ドップラーレーダーの観測などから、竜巻やダウンバーストなどによる激しい突風が予測されるときに、銚子地方気象台から発表される情報である。

雷注意報を保管する気象情報であり、発表から1時間が有効時間である。

3 災害情報の収集・記録

(1) 災害情報の収集

災害対策本部は、地区対策支部、参集職員、市民相談窓口、関係機関等から概略的な被害状況について情報を収集する。

■緊急で把握する情報

- | | |
|-----------------------------------|--|
| ☐ 浸水の発生状況 | ☐ 火災の発生状況 |
| ☐ 土砂災害の発生状況 | ☐ 道路の通行障害の発生状況 |
| ☐ 死傷者の発生状況 | ☐ <u>応急救護所、病院の状況</u> |
| ☐ 避難所等の状況 | ☐ 交通（鉄道、駅）の被害状況 |
| ☐ ライフライン途絶の状況 | |

(2) 異常事象発見時における措置

- 1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。
- 2) 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市長に通報する。
- 3) 通報を受けた市長は、直ちに下記の機関に通報する。
 - ① 銚子地方気象台
 - ② その災害に関係のある近隣市町村
 - ③ 最寄りの県出先機関（地域振興事務所、土木事務所）及び警察署

(3) 被害調査

災害の危険が解消した段階で、住家・人的被害及び所管施設等の被害調査を行う。
なお、被害調査は、「被害状況判定基準」による。

(4) 被害状況の記録・整理

災害による被害の状況は、写真や映像等の可能な手段により幅広く収集に努め、応急対策・復旧活動等に活用するとともに、災害広報紙への掲載や、その後の防災教育などによる災害記録の伝承のため、記録誌等に整理する。

4 被害報告

火災・災害等が発生した場合、「火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号・平成 24 年 5 月 31 日改正）」及び「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日消防防第 246 号・平成 25 年 3 月 29 日改正）」に基づき、覚知後 30 分以内にその第 1 報を県に報告する。直接即報基準に該当する場合は、県に加えて総務省消防庁にも報告する。

さらに、消防機関への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに国（消防庁）及び県に報告する。

(1) 国への報告

県を経由して行う即報又は、直接国へ報告する直接即報の基準は、次のとおりである。

■総務省消防庁への即報基準（火災・災害等即報要領）

	即報基準	直接即報基準
風水害	<u>1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの</u> <u>2) 河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの</u> <u>3) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの</u>	<u>風水害等の災害により死者又は行方不明者が生じたもの</u>
雪害	<u>1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの</u> <u>2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの</u>	

※ その他についても、「火災・災害等即報要領」及び「災害報告取扱要領」に基づき報告する。

(2) 県への報告

市域に災害が発生し、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報等を収集し、千葉県防災情報システム及び電話・FAX又は千葉県防災行政無線（電話・FAX）により県本部事務局に報告する。

ただし、県に報告できない場合にあっては、総務省消防庁に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。県への報告の詳細は、「千葉県被害情報等報告要領」による。

■報告すべき事項

- 1) 災害の原因
- 2) 災害が発生した日時
- 3) 災害が発生した場所又は地域
- 4) 被害の状況（被害の程度等は「被害認定基準」に基づき判定する。）
- 5) 被害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
 - ①災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
 - ②主な応急措置の実施状況
 - ③その他必要事項
- 6) 災害による住民等の避難の状況
- 7) 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- 8) その他必要な事項

■勤務時間内における国及び県への連絡方法

1) 総務省消防庁 ①消防防災無線（県防災行政無線を使用） 電話 120-90-49013（地上系） 048-500-90-49013（衛星系） <u>（消防庁応急対策室）</u> F A X 120-90-49033（地上系） 048-500-90-49033（衛星系） <u>（消防庁応急対策室）</u> ②一般加入電話 電話 03-5253-7527 <u>（消防庁応急対策室）</u> F A X 03-5253-7537 <u>（消防庁応急対策室）</u>
2) 千葉県 ①県防災行政無線 電話 500-7361（地上系） 012-500-7361（衛星系） <u>（県危機管理課）</u> F A X 500-7298（地上系） 012-500-7298（衛星系） <u>（県危機管理課）</u> ②一般加入電話 電話 043-223-2175 <u>（県危機管理課）</u> F A X 043-222-5208 <u>（県危機管理課）</u>

■勤務時間外における国及び県への連絡方法

1) 総務省消防庁 ①消防防災無線（県防災行政無線を使用） 電話 120-90-49102（地上系） 048-500-90-49102（衛星系） <u>（消防庁宿直室）</u> F A X 120-90-49036（地上系） 048-500-90-49036（衛星系） <u>（消防庁宿直室）</u> ②一般加入電話 電話 03-5253-7777 <u>（消防庁宿直室）</u> F A X 03-5253-7553 <u>（消防庁宿直室）</u>
2) 千葉県 ①県防災行政無線 電話 500-7225（地上系） 012-500-7225（衛星系） <u>（県防災行政無線統制室）</u> F A X 500-7110（地上系） 012-500-7110（衛星系） <u>（県防災行政無線統制室）</u> ②一般加入電話 電話 043-223-2178 <u>（県防災行政無線統制室）</u> F A X 043-222-5219 <u>（県防災行政無線統制室）</u>

■配備体制後の県への連絡方法

1) 災害対策本部事務局（情報班） ①県防災行政無線 電話 500-7309（地上系） 012-500-7309（衛星系） F A X 500-7630（地上系） 012-500-7630（衛星系） ②一般加入電話 電話 043-223-3329 F A X 043-222-0100
2) 葛南支部（葛南地域振興事務所 地域振興課） ①県防災行政無線 電話 501-721（地上系） 012-501-721（衛星系） F A X 501-722（地上系） 012-501-722（衛星系） ②一般加入電話 電話 047-424-8281 F A X 047-421-1590

《応急》2 情報の収集・伝達

■県への報告一覧

報告の種類		報告機関	報告の内容	報告時期・方法
災害緊急報告		市町村 消防本部	1 庁舎等の状況 2 災害規模概況 災害の発生場所、概況、人的被害、住家被害、火災発生の有無等の被害状況 3 応急対策の状況 当該災害に対して高じた応急対策について報告 4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、避難勧告・指示等の状況、避難所の設置状況等について報告	① 覚知後直ちに ② 第1報の後、詳細が判明の都度直ちに [電話、FAX]
		支部総務班	1 庁舎等の状況 2 庁舎周辺の被害状況 3 支部管内の出先機関及び市町村からの情報 4 支部管内の出先機関の職員参集状況	
		部門担当部 防災関係機関	個別の災害現場の概況及び当該災害に対する具体的な対応状況等	
災害 総 括 報 告	定時報告	市町村	被害情報及び措置情報の全般的な情報を定時に報告 1 被害情報 各市町村区域内の人的被害、住家被害及びその他施設等の全般的な被害状況（件数） 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備及び住民避難等の状況	① 原則として1日2回 9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ② 県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで [電話、FAX及び県防災情報システム端末入力]
	確定時報告		同一の災害に対する応急対策が終了した後、10日以内に報告。本報告は、災害復旧の基礎となるものであるため、正確を期すること。 1 被害情報 各市町村内の全般的な被害状況（件数） 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備、住民避難等の状況 3 被害額情報 各市町村内の施設被害及び産業別被害額	応急対策終了後10日以内 [県防災情報システム端末入力及び文書]
	年報		4月1日現在で明らかになった1月1日から12月31日までに発生した災害について報告	4月20日まで [県防災情報システム端末入力及び文書]
部門別被害額 総括報告		部門担当部	各部門において所管する施設等の被害額、産業別被害額を報告	応急対策終了後10日以内 [文書等]
災害詳細 報告		市町村	災害総括報告で報告した被害情報の内容（日時・場所・原因等）及び措置情報の詳細を報告	① 原則として1日2回 9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ② 県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで [電話、FAX及び県防災情報システム端末入力]
		部門担当部	農林水産、県土整備部、商工、福祉、教育、医療、輸送関連、ライフライン等の各部門における施設等の被害状況、機能障害の状況、復旧見込等について、定時に報告	
		防災関係機関	各機関の所管する施設等の被害状況、機能障害の状況及び復旧見込等について報告	①・② 同上 [電話、FAX]

注) 防災関係機関とは、指定公共機関、指定地方公共機関、輸送関連施設管理者、ライフライン機関及びその他防災上重要な施設の管理者をいう。

第3節 災害時の広報

【対策の項目・担当】

項 目	担 当（○主務）
1. 災害広報	○企画政策部、学校教育部、生涯学習部、市民経済部、保健福祉部、本部事務局、協定締結機関
2. 報道機関への対応	○企画政策部、本部事務局
3. 市民相談	○市民経済部、協定締結機関

【対策の基本方針】

- 災害発生後 2 時間以内に、市民に対して災害の発生状況や市の体制、被害状況、市民自らがとるべき行動を広報する。なお、本部長（市長）自らが発信することも検討する。
- 市民への情報伝達は、発信可能なあらゆる媒体を活用するとともに、地区対策支部や避難所に情報を掲示するほか、災害発生後 5 日以内に災害広報紙を発行し配布する。
- 報道機関への情報提供として、記者会見を定時に開催し全国に情報を発信する。
- 市民相談窓口を設置し、被災者の要望把握、生活支援、住宅確保、各種支援策等の相談業務を行う。
- 市民相談窓口を設置し、発災直後の応急対策に係る被災者からの要望等を把握する。その後、被災者総合相談窓口に移行し、生活再建支援、住宅確保、各種支援策等の相談業務を行う。

1 災害広報

災害発生直後の広報は、防災行政無線（固定系）等を活用し、市民に災害の状況や市の体制等を理解させ、落ち着いて行動することやできる限り安心感を与えることに重点をおき実施する。

なお、実施に当たっては、本部長（市長）自らが行うことも検討し、より市民に伝わる方法で実施する。

(1) 広報資料の作成

各部と連絡を図り、災害状況及び対応状況等の資料を収集するほか、必要に応じて各関係機関その他各団体施設等に対し、情報の提供を求め資料作成を行うものとする。

なお、作成に当たっては、災害の状況に応じた市民のニーズに合うことを最大限考慮し、作成に努める。

(2) 災害発生前の広報

災害発生前に、防災行政無線（固定系）による放送、緊急情報サービスならしの（住民用）の配信、広報車による巡回などにより情報を伝達する。広報事項は次のとおりとする。

- ① 避難準備情報、避難勧告・指示等
- ② 気象情報、災害の危険性（土砂災害・浸水被害への警戒等）
- ③ 市の体制及び応急対策実施状況

《応急》3 災害時の広報

④ 住民のとるべき行動

- 自宅内の安全な場所への避難
- 身を守る行動
- 火の元の始末 等

(3) 避難所における広報

開設後初期の広報については、避難所において職員の口頭、掲示板を用いて情報を伝達する。
避難が長期に及ぶ場合又は、地区対策支部が設置された場合は、地区対策支部が中心となり、地区対策支部及び避難所に設置する掲示板への情報の掲示や、自主防災組織、町会・自治会等を通じた災害広報紙の配布などを行う。

広報の実施に当たっては要配慮者に配慮し、地域支援組織及びボランティア等の協力を得て、口頭伝達や自主防災組織、町会・自治会等を通じた伝達、また、防災行政無線の放送を自宅の中で聴ける防災ラジオなど多様な手段により行う。

また、語学ボランティア及び国際交流関係団体等の協力を得て、各国語の広報紙の発行や語学ボランティアの配置など、日本語の理解が十分でない外国人に配慮した広報を行う。

(4) 避難所以外の避難者への広報

避難所以外の避難者に対し、避難先を地区対策支部、若しくは災害対策本部へ届け出るよう広報を行う。

(5) 災害広報紙の発行

被災者が多数発生し避難生活が長期に及ぶ場合は、災害広報紙を発行し、避難所、駅、公共施設等で配布する。日本語の理解が十分でない外国人に配慮し、外国語を併用した表記にして作成する。広報事項は、適宜、状況に応じて前(3)及び次のとおりとする。

- ① 災害に関する情報
- ② 生活関連情報（電気、ガス及び水道の状況、食料及び生活必需品の供給状況）
- ③ 通信施設の復旧状況
- ④ 道路交通状況
- ⑤ バス、鉄道等交通機関の運行状況
- ⑥ 医療機関の対応状況
- ⑦ 生活再建支援等の情報
- ⑧ その他必要な事項

(6) その他の手段による広報

市ホームページ、緊急情報サービスならしの（住民用）、エリアメール、緊急速報メール、ケーブルテレビ、ツイッター、ソーシャルネットワーキングサービスなどを使った広報を行う。なお、広報手段の選択については、インターネット環境がない市民についても配慮するとともに、多岐にわたる広報体制を確保する。

2 報道機関への対応

(1) 報道機関への要請

テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関へ、住民広報、救援物資等の支援協力の呼びかけを要請する。

(2) 緊急放送等の要請

市は、締結している協定に基づき、株式会社 J C N 船橋習志野の放送機能を積極的に活用する。
なお、ラジオ、テレビ（株式会社 J C N 船橋習志野を除く。）に対する緊急放送の要請については、県計画に基づき、原則として県を通じて行うが、緊急やむを得ない事情がある場合は、直接放送機関に要請し、要請後速やかに県へ報告する。

■県への要請

1) 勤務時間内	
① 県防災行政無線	
電話	500-7361（地上系） 012-500-7361（衛星系）（県危機管理課）
F A X	500-7298（地上系） 012-500-7298（衛星系）（県危機管理課）
② 一般加入電話	
電話	043-223-2175（県危機管理課）
F A X	043-222-5208（県危機管理課）
2) 勤務時間外	
① 県防災行政無線	
電話	500-7225（地上系） 012-500-7225（衛星系）（県防災行政無線統制室）
F A X	500-7110（地上系） 012-500-7110（衛星系）（県防災行政無線統制室）
② 一般加入電話	
電話	043-223-2178（県防災行政無線統制室）
F A X	043-222-5219（県防災行政無線統制室）

■放送機関への要請

機関名・窓口	県防災行政無線		一般加入電話	
	電話	F A X	電話	F A X
日本放送協会 千葉放送局	500-7393	500-7394	043-203-0597	043-203-0395
千葉テレビ放映(株) 報道局報道部	500-9701	500-9702	043-231-3111	043-231-4999
(株) J C N 船橋習志野	二	二	047-425-0100	047-425-7250

(3) 報道発表

報道機関への対応は、企画政策部を窓口とし、プレスセンターを設置して定時発表型の記者会見を行う。また、必要に応じて臨時の記者会見を行う。

(4) 取材活動への配慮

報道機関による災害対策本部内への立入り等は、原則禁止とする。

また、避難所等での取材は、避難者のプライバシーなどに配慮するとともに、取材車両等が災害対応に支障をきたさないよう注意するように要請する。

3 市民相談

被災者が多数発生していない災害の場合は、通常の窓口業務で対応する。

被災者が多数発生した場合は、被災者からの要望を一元的に把握するため、市庁舎に市民相談窓口を設置し、市民からの直接的な要望等を受け付け、把握した要望等を整理した上で災害対策本部に報告する。報告を受けた災害対策本部は、災害の状況を考慮した上で、対策を検討する。

その後、災害復旧・復興本部が設置された以降は、生活再建支援、住宅確保、福祉、税（料）減免等、法令に基づく支援策の手続きや相談業務などの生活再建相談を主たる目的とした被災者総合相談窓口（生活再建支援窓口）に移行する。

総合相談窓口には、女性職員の選出を考慮し、各担当部署から職員を配置するほか、弁護士、建築士、税理士、行政書士や語学ボランティアなどに協力を要請する。

また、必要に応じて、各避難所等での巡回相談を実施し、被災者の要望等の把握に努める。

第4節 水防活動

【対策の項目・担当】

項 目	担 当（○主務）
1. 水防活動の実施	○都市整備部、消防本部、消防団、本部事務局
2. 地下空間の災害対策	○消防本部、消防団

【対策の基本方針】

- 習志野市内には水防警報が発令される河川・区間はないものの、大雨等に伴う河川の増水や内水はん濫等の危険に対し、迅速な水防活動の実施に努める。
- 水防活動に当たっては、消防本部や消防団、関係機関等と協力して実施するとともに、水防活動従事者の安全確保を最優先とする。

1 水防活動の実施

(1) 水防体制

水防活動の組織は、災害対策本部の組織とする。

(2) 警戒巡視

気象注意報、警報等の発表、潮位の偏差又は降雨により河川の増水、はん濫等が予測される場合、市内の中小河川、水路、道路など所管施設等の状況を巡視する。特に、過去の災害で大きな被害が発生した箇所や水害の発生が予測されている箇所については、重点的に巡視を行い、関係機関等と情報を共有し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

(3) 事前の浸水防止対策

被害の発生が予測されるときは、過去に発生した被害のデータなどを基に、土のうの配備や集水桝の清掃等、事前の浸水防止対策を強化する。また、市民からの要望についても的確に対応し、災害への不安や被害の軽減に努める。

(4) 避難準備情報

警戒巡視等により危険が予測される場合は、影響のある地域に対し、要配慮者等の事前避難とその他住民の避難準備を促すために避難準備情報を伝達する。

(5) 応急対策活動

市内の中小河川及び排水路等のはん濫又は倒木などにより危険がある場合は、次のような応急対策を実施する。

なお、消防本部又は消防団は、床上浸水等の発生のおそれがあり、市民の生命に危険が及ぶと認められるときは、付近の住民に避難勧告等を伝達し、避難誘導・支援等を実施する。また、通行止め等の措置が必要な場合は、習志野警察署や道路管理者と連携し対応に当たる。

水防活動の実施にあたっては、消防職員、消防団員、対応職員等の安全確保に配慮する。

■応急対策活動

- ① 浸水箇所では土のう積みによる防御、ポンプによる排水を行う。
- ② 道路の冠水区域は、通行止め等の措置をとる。
- ③ 通行の障害となる道路上の障害物は除去する。
- ④ 倒木、落下物等で危険なものは除去する。
- ⑤ 床上浸水等が発生するおそれのある場合は、避難勧告等を伝達し、避難所等に誘導する。

2 地下空間の災害対策

(1) 浸水情報等の伝達

浸水が発生したとの情報を入手した場合は、周辺施設の地下空間の管理者等に伝達する。

特に、不特定多数の者が利用する地下施設については、電話等により確実に伝達する。

地下空間の管理者等は、気象情報、被害情報等の収集に努めるとともに、利用者、従業員等に対して、逐次、それらの情報を伝達する。

(2) 避難活動

本部長（市長）は、特に必要と認めるときは地下空間の利用者等に対する避難のための勧告等を行うとともに、消防本部等を通じて適切な避難誘導・支援を実施する。

地下空間の管理者等は、浸水の危険があると認めるときは、速やかに利用者、従業員等の避難誘導・支援を行う。

(3) 警戒活動

地下空間の管理者等は、浸水により被害が発生するおそれがあると認められるときは、防水扉、防水板、土のう等により浸水防止活動を行うとともに、立ち入りの禁止措置等を行い、消防署へ通報する。

第5節 消防・救助・救急活動

【対策の項目・担当】

項 目	担 当（○主務）
1. 消防活動	○消防本部、消防団、消防協力隊
2. 救助活動	○消防本部、消防団、消防協力隊
3. 救急活動	○消防本部
4. 消防の広域応援要請	○消防本部

【対策の基本方針】

- ・災害直後に 5 箇所の消防署所から災害現場に出動し、消火、救出活動を実施すると同時に、消防団、消防協力隊を招集する。
- ・非常参集した職員で対応体制を整え、消防隊を編成し必要に応じて出動させる。
- ・必要に応じて千葉県消防広域応援隊、緊急消防援助隊の要請を行い、広域的な体制にて消火・救助活動に当たる。
- ・市民、事業所、自主防災組織は、互いに協力して初期消火、近隣の安否確認、倒壊建物等からの救出活動を行う。

1 消防活動

消防署、消防団及び消防協力隊が緊密に連携し、市民の生命、身体の安全を確保することを最優先に、「習志野市消防計画・習志野市消防本部水害警防規程」等に基づき活動する。

なお、消防活動の実施に当たっては、消防職員、消防団員、消防協力隊員等、活動に当たる各隊員の安全を確保するよう配慮する。

(1) 風水害活動要領

1) 避難所等、避難路確保の優先

風水害等の発生若しくは発生のおそれのあるときは、人命の安全を優先とした避難所等、避難路を確保し、的確な避難誘導活動を行う。また、避難指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

2) 危険排除活動

災害により被害の発生若しくは発生するおそれのあるときは、速やかに事前対策を含めた危険排除活動を実施する。

(2) 消火活動要領

1) 避難場所等、避難路確保の優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所等、避難路確保の消防活動を行う。

《応急》5 消防・救助・救急活動

2) 重要地域の優先

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素が高い地域を優先に消防活動を行う。

3) 消火の可能性の高い火災の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火の可能性の高い火災を優先して消火活動を行う。

4) 市街地火災の優先

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して活動に当たる。

5) 重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先させる。

6) 延焼遮断帯の活用による火災防ぎょ活動

広範囲の延焼危険に対する防止策として、幹線道路、軌道、空地、緑地等を延焼遮断帯として拡大防止を図る。

7) 水利選定

水利選定

消火栓の断水又は極度の水圧低下により消火活動に支障があるときは、公設・私設を問わずに、防火水槽・プール・工業用水・池及び河川等を利用し、状況に応じて遠距離中継送水を実施する。

(3) 危険物施設等対策

1) 災害活動実施者及び住民の安全確保

危険物、ガス、毒物・劇物等の漏えいによる火災、中毒事故等が発生した場合又は発生のおそれがある場合は、災害活動実施者及び地域住民の安全確保のため、速やかに警察、関係事業者などの出動を要請するとともに、住民の避難誘導、指示又は勧告を行う。

2) 安全措置の指示

危険物施設の被害状況の把握に努めるとともに、災害状況に応じ、関係事業所に対し危険物施設の使用停止又は操業の一部停止若しくは応急措置の指示等を行う。

(4) 被害調査及び報告

消防長は、災害の規模、時間的経過等による状況変化及び各機関の行う災害活動に応じて調査を実施し、その結果を本部長（市長）に報告する。

なお、火災の原因調査は、火災の発生から消火・救助活動が概ね終了した時期をもって、災害対策本部や関係機関等と調整を図りながら開始する。

(5) 消防団の活動

1) 出火防止

火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火に当たる。

2) 消火活動

消防本部の出動不能若しくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消

《応急》5 消防・救助・救急活動

火活動については、単独又は消防本部と連携して行う。

3) 救急救助

要救助者の救助救出、負傷者に対する応急救護及び安全な場所への搬送を行う。

4) 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

なお、活動に当たっては、避難誘導を行う消防団員自身の安全も確保するよう配慮する。

(6) 市民、自主防災組織、町会・自治会等、連合町会、事業所の活動

市民、自主防災組織、町会・自治会等、連合町会、事業所(自衛消防組織)などは、地域の安全を確保するために、初期消火、安否確認、避難誘導、救出救護などの活動を実施する。

(7) 海上保安部の活動

船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに人命救助及び消火活動を実施する。また、火災船舶を安全な海域に沖出し、曳航等の措置を講ずる。

2 救助活動

(1) 行方不明者情報の収集

災害により要救出者、行方不明者が発生した場合は、住民、自主防災組織、町会・自治会等から要救出者等の氏名、性別、年齢、被災場所、身体的特徴、衣服等の情報を把握する。

(2) 救助活動要領

消防は、救助隊を編成、救助資機材等を準備し行方不明者情報をもとに救助活動を行う。

災害の状況等により市の救助隊だけでは、救助活動が困難な場合は、警察署、隣接消防機関等の応援を要請する。自衛隊の応援が必要な場合、市長は県知事に要請を依頼する。

また、車両、特殊機械が必要な場合は、県の協力又は習志野市建設協力会等の協定締結機関に出動を要請する。なお、活動に当たっては、救助活動を行う者の安全も確保するよう配慮する。

(3) 市民、自主防災組織、事業所の活動

住民、自主防災組織、町会・自治会等、連合町会及び事業所(自衛消防組織)などは、二次災害の発生に十分注意しながら連携して、地域及び事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。

また、崩壊土砂や建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助を行う。

(4) 警察の活動

1) 救出・救護活動は、被害が重大な箇所及び病院、学校、大型商業施設等多人数の集合する場所等を重点的に行う。

2) 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、救急隊又は日赤救護班に引き継ぐか、応急救護所、若しくは、最寄りの医療機関に収容する。

(5) 海上保安部の活動

- 1) 海難船舶が発生した場合は、その捜査・救助を行う。
- 2) 負傷者、医師、その他救助活動に必要な人員及び物資の海上輸送を行う。

3 救急活動

重症者は、救急車により救急告示病院等に搬送する。中等症者あるいは救急車に引き継ぐことができない場合は、市民、自主防災組織、町会・自治会等、連合町会及び事業所(自衛消防組織)などの協力により、可能な手段で搬送する。

市内の救急告示病院から災害拠点病院等へは、救急車で搬送するが、道路の被害等で救急車による搬送ができない場合は、県を通じてヘリコプターの出動を要請する。

4 消防の広域応援要請

本部長（市長）又は消防長は、県内消防機関による広域的な応援を実施する必要がある場合、
「千葉県広域消防相互応援協定」及び「千葉県消防広域応援基本計画」により広域応援統括消防機関（千葉市消防局）を通じて県内消防機関に応援を要請する。

また、要請した県内の消防力では対応できない場合は、県知事を通じて消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請する。

第6節 自衛隊への災害派遣要請

【対策の項目・担当】

項 目	担 当（○主務）
1. 災害派遣要請	○本部事務局
2. 受入体制	○企画政策部、本部事務局、消防本部
3. 撤収要請	○本部事務局、企画政策部
4. 経費負担区分	○企画政策部、財政部

【対策の基本方針】

- 災害の規模と市域の被害状況に応じ、県を通じて自衛隊に災害派遣を要請し、秋津運動公園又は袖ヶ浦運動公園に受入場所を設置する。
- 応援を受け入れ、案内をするために、市役所に窓口を設置し連携を図る。

1 災害派遣要請

(1) 災害派遣要請の手続き等

本部長（市長）は、自衛隊の災害派遣を必要とする事態が発生した場合、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を要求する。

本部長（市長）が知事に自衛隊の災害派遣要請を要求する場合は、次の事項を明らかにした文書をもって要求する。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は県防災行政無線（電話）又は一般加入電話等により要求し、事後速やかに文書を提出する。

本部長（市長）は、通信の途絶等により知事への要求ができない場合には、陸上自衛隊第1空挺団長に通報する。この場合、事後速やかに知事に通知する。

■災害派遣要請内容

要請事項	① 災害の情况及び派遣を要請する事由 ② 派遣を希望する期間 ③ 派遣を希望する区域及び活動内容 ④ 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項
連絡先	県防災危機管理部危機管理課

■緊急の場合の連絡先

部隊名等	連絡責任者（電話番号）	
	時間内（平日）～17:00	時間外
陸上自衛隊第1空挺団 （習志野）	第1空挺団長（第3科防衛班長） 047-466-2141 内線 218・236	駐屯地当直司令 047-466-2141 内線 302
	県防災行政無線 632-721、632-725（当直）	

《応急》6 自衛隊への災害派遣要請

(2) 災害派遣要請の範囲

知事が自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつやむを得ない事態と認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、概ね次のとおりとする。

■自衛隊の支援活動内容

項 目	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、傷病者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常県又は市等が提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は市等の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他の臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(3) 自衛隊の自主派遣

災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められ、知事の要請を待ついとまがない場合は、要請を待つことなく自衛隊が自主的に部隊等を派遣する。

2 受入体制

(1) 他の災害救助復旧機関との競合重複排除

本部長（市長）は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関の活動と競合又は重複することのないよう重点的・効率的に作業を分担するよう配慮する。

(2) 受入体制

本部長（市長）は、自衛隊に対し活動を要請するに当たっては、次の受入体制を整える。

■自衛隊の受入体制

項 目	内 容
活動計画の作成	○ 活動箇所及び活動内容 ○ 活動箇所別必要人員及び必要機材 ○ 活動箇所別優先順位 ○ 活動に要する資材の種類別保管（調達）場所 ○ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
交渉窓口	○ 連絡窓口を一本化する。 ○ 自衛隊からの連絡員の派遣を要請する。
受入場所	○ 秋津運動公園、袖ヶ浦運動公園 ○ 必要施設 本部事務室、宿舍、材料置場、炊事場（野外の適切な広さ） 駐車場（車1台の基準は3m×8m） 指揮連絡用ヘリコプター発着場

3 撤収要請

本部長（市長）は、災害派遣の目的を達成し、又はその必要がなくなり災害派遣部隊の撤収要請を知事に要求する場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう、知事及び派遣部隊の長と協議の上、速やかに文書をもって知事に対しその旨を要求する。ただし、文書による報告に日時を要する場合は、口頭又は電話等をもって連絡し、その後文書を提出する。

4 経費負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとする。ただし、他市町村にわたって活動した場合の負担割合は、当該市長と協議して定める。

- 1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- 2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁、曳船等の使用及び借上料
- 3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- 4) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する

第7節 広域応援の要請

【対策の項目・担当】

項 目	担 当（○主務）
1. 県への応援要請	○本部事務局、企画政策部
2. 指定地方行政機関等への応援要請	○本部事務局、企画政策部
3. 協定締結自治体への応援要請	○本部事務局、企画政策部
4. 消防機関の相互応援	○消防本部、企画政策部、本部事務局
5. 水道・下水道事業体の相互応援	○企業局、都市整備部、企画政策部、本部事務局
6. 海外からの支援受入れ	○本部事務局、企画政策部
7. 広域避難者受入れ及び支援	○本部事務局、企画政策部

【対策の基本方針】

- ・ 災害等の規模と市域の被害状況に応じ、協定に基づいて県内市町村、協定締結先に応援を要請する。
- ・ 応援を受け入れ、案内をするために、市役所に窓口を設置し連携を図る。

1 県への応援要請

本部長（市長）は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認める場合は、知事に対し、応援の要請又は斡旋の要請を行う。

なお、経費の負担は所定の方法による。

■県への応援要請手続き

要 請 先	県防災危機管理部危機管理課	
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、県防災行政無線で行い、事後文書を送付する）	
応援の要求	① 災害の状況 ② 応援を必要とする理由 ③ 応援を希望する物資等の品名、数量 ④ 応援を必要とする場所・活動内容 ⑤ その他必要な事項	災害対策基本法第68条

2 指定地方行政機関等への応援要請

本部長（市長）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関又は指定地方公共機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は県知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

なお、経費の負担は所定の方法による。

《応急》7 広域応援の要請

■指定地方行政機関等への応援要請手続き

要 請 先	指定地方行政機関又は <u>指定地方公共機関</u> （斡旋をもとめる場合は県）	
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、 <u>県防災行政無線</u> で行い、事後文書を送付する）	
職員派遣 ・ 斡旋要請	① 派遣の要請・斡旋を求める理由 ② 職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他勤務条件 ⑤ その他必要な事項	派遣：災害対策基本法 第 29 条 斡旋：災害対策基本法 第 30 条 地方自治法 252 条の 17

3 協定締結自治体への応援要請

(1) 県内市町村との相互応援

県内で大規模災害が発生した場合、応急対策活動の万全を期するため必要があると認めるときは、消防以外の分野に関し「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき応援を要請する。

なお、経費の負担は協定に定めるところによる。

■県内市町村への応援要請手続き

要 請 先	要請先市町村（複数にわたる場合は知事）
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、 <u>県防災行政無線</u> で行い、事後文書を送付する）
要 請 事 項	① 被害状況 ② 応援の種類 ③ 応援の具体的な内容及び必要量 ④ 応援を希望する期間 ⑤ 応援場所及び応援場所への経路 ⑥ その他必要な事項
応援の種類	① 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 ② 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 ③ 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 ④ 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 ⑤ 被災者の一時収容のための施設の提供 ⑥ 被災傷病者の受入れ ⑦ 遺体の火葬のための施設の提供 ⑧ ごみ・し尿等の処理のための施設の提供 ⑨ ボランティアの受付及び活動調整 ⑩ その他特に要請のあった事項

(2) 都市間交流による相互応援

都市間交流のある山梨県富士吉田市と千葉県南房総市、京都府京田辺市と協定に基づく自主的支援を行う。なお、経費の負担は協定に定めるところによる。

(3) 他市町村への自主的応援

本市の被災が僅かで他市町村への応援が可能な場合は、被災市町村又は県知事からの応援要請がない場合においても、被害の状況等に応じ、自主的に応援を行う。

4 消防機関の相互応援

本部長（市長）は、大規模災害時に通常の消防体制では対応することが困難であると予想される場合に、「千葉県広域消防相互応援協定」及び「千葉県消防広域応援基本計画」並びに「緊急消防援助隊運用要綱」に基づき、隣接市長、知事又は消防庁長官に対して応援を要請する。

(1) 千葉県広域消防相互応援協定に基づく体制

被災市町村以外の市町村は、県内消防機関による広域的な応援が必要と認める場合は、この協定及びその具体的活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」並びに「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、消防機関による迅速かつ円滑な相互応援を実施する。

(2) 緊急消防援助隊運用要綱に基づく体制

消防庁長官は県知事と緊密な連携を図り、全国の応援可能な消防隊で組織する緊急消防援助隊の出動の有無を判断し、消防組織法第44条の規定に基づき、適切な措置をとる。

(3) 隣接市等との消防相互応援

消防組織法第39条の規定に基づき、消防相互応援協定を締結している隣接市等に対し、要請する。

(4) ヘリコプターの派遣要請

「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」及び「千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱」に基づき、ヘリコプターの派遣を要請する。

(5) 応援要請

応援要請については、大規模災害が発生し、応援要請が必要と消防長が判断した場合に、本部長（市長）に報告する。本部長（市長）は、隣接市長、知事又は消防庁長官に対して要請を行う。

なお、応援を受ける場合の体制などについては、別に定める消防本部の受援計画に基づき対策に当たる。

5 水道・下水道事業体の相互応援

(1) 水道

災害時の給水等の応急措置を実施するために必要があると認めるときは、次の相互応援協定等に基づき、他の水道事業体等に応援要請をする。

- 1) 千葉県水道災害相互応援協定（県内水道事業体等管理者）
- 2) 緊急時用連絡管に関する協定（八千代市）

(2) 下水道

「下水道事業における関東ブロック災害時支援に関する申し合わせ」に基づき、応急措置の支援を要請する。

6 海外からの支援受入れ

国の緊急災害対策本部等から、海外からの支援の受入れ要請があった場合、また、海外のNGO（非政府組織）団体等から直接支援の申し出があった場合は、県や防災関係機関と調整し、その受入れと活動の支援について災害対策本部で検討する。

7 広域避難者の受入れ及び支援

被災地からの市域を越える避難者（広域避難者）に対する支援については、県等からの要請に対し迅速に対応し、避難元自治体及び周辺自治体と連携・協力の下、受入体制を整える。

庁内各部局が連携し、公営住宅や民間賃貸住宅等の活用により、広域避難者の受入施設の提供に努める。なお、広域避難者の受入施設では、ボランティアや避難元の自治体と連携し、仮設住宅入居時と同様の行動がとれるよう、避難者の自主性確保のための支援などを行う。

第8節 警備・交通規制

【対策の項目・担当】

項 目	担 当（○主務）
1. 千葉県警察災害警備計画	○習志野警察署
2. 交通規制計画	○習志野警察署、 <u>都市整備部、海上保安部</u>
3. 緊急通行車両等の確認等	○習志野警察署、 <u>総務部</u>

【対策の基本方針】

- 災害直後から警察と連携を図り、人命の保護を第一に社会秩序の維持のため、災害警備及び交通規制等の活動を行う。
- 緊急輸送路は、災害発生直後から警察が交通規制を行う。

1 千葉県警察災害警備計画

(1) 基本方針

警察は、風水害による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

(2) 警備体制

警察本部及び警察署は、風水害に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

1) 連絡室

県内に、大雨、洪水、暴風・高潮警報が発表された場合、又は台風が接近・上陸するおそれがある場合

2) 対策室

災害発生のおそれがある場合、又は発生した被害の程度が小規模の場合

3) 災害警備本部

大規模被害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合

(3) 災害警備活動要領

1) 要員の招集及び参集

2) 気象情報及び災害情報の収集及び伝達

3) 装備資機材の運用

4) 通信の確保

5) 負傷者の救出及び救護

6) 避難誘導及び避難地区の警戒

7) 警戒区域の設定及び被害の拡大防止措置

8) 災害の拡大防止と二次災害の防止

9) 報道発表

- 10) 行方不明者の捜索及び迷子等の保護
- 11) 死傷者の身元確認、遺体の収容
- 12) 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）
- 13) 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）
- 14) 協定に基づく関係機関への協力要請
- 15) その他必要な応急措置

2 交通規制計画

災害が発生した場合は、交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、並びに緊急交通路を確保するため、次により交通規制を実施する。

また、市が得た道路の被害状況等を連絡し、活動に必要となる交通規制等について、習志野警察署に依頼する。

■交通規制等の実施者及び状況・内容

実施者	規制を行う状況・内容	根拠法令
公安委員会	① 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路における交通の規制を行う。	道路交通法第4条
	② 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。	災害対策基本法第76条
警察署長	① 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路における交通の規制を行う。	道路交通法第5条 又は第114条の3
警察官	① 道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度で交通の規制を行う。この場合、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。	道路交通法第6条 又は第75条の3
	② 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。この場合、警察官の命令に従わなかったり、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、警察官が、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。	災害対策基本法第76条の3
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官、消防吏員	① 警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、上記警察官の②の職務の執行について行うことができる。	災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項
道路管理者	① 道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路法第46条

(1) 交通規制対象道路

交通規制の対象となる道路は、主として県で定める「千葉県緊急輸送道路 1 次路線及び 2 次路線」、市が指定する「災害時重要路線」の中から選定する。

(2) 交通規制の指針

- 1) 被災地域における交通の混乱の防止及び円滑な災害対応策活動を図るため、原則として被災地方向への通行の禁止又は制限を行う。
- 2) 交通規制の対象となる道路は、主として後述の緊急輸送に定める「千葉県緊急輸送道路 1 次路線（交通規制対象道路）」の中から選定する。
- 3) 前記「公安委員会②」の緊急交通路の確保は、高速自動車国道、自動車専用道路その他の幹線道路を優先して行う。
- 4) 緊急交通路を確保するため、高速自動車国道及び自動車専用道路においてはインターチェンジ等からの流入を禁止するとともに、幹線道路においては必要により交通検問所を設置する。
- 5) 交通規制を実施する場合は、道路交通法若しくは災害対策基本法に基づく道路標識等を設置し、又は現場の警察官の指示により行う。

(3) 海上交通規制

海上保安部は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて船舶交通を制御し又は禁止する。

3 緊急通行車両の確認等

市は、事前届出している緊急通行車両を有効に活用するため、習志野警察署から道路の被害状況や規制状況等を収集し、円滑に災害対策を行う。

また、必要に応じた緊急通行車両の申請に伴い、円滑な手続きを進められるよう、習志野警察署と綿密な連携を図る。

(1) 緊急通行車両の確認、標章及び証明書の交付

知事又は公安委員会は、災害対策基本法第 76 条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、緊急輸送のための車両の使用者の申出により、災害対策基本法施行令第 33 条第 2 項の規定により緊急通行車両の確認を行う。

災害対策に使用する車両は、「緊急通行車両確認申請書」を県又は公安委員会に提出する。県又は公安委員会は、緊急通行車両であることを確認したときは、標章及び確認証明書を交付する。

交付された標章は、運転者席の反対側（助手席）の内側ウインドウガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書は、当該車両に備えつける。

(2) 緊急通行車両等の事前届出・確認

公安委員会は、市を含む指定行政機関等が保有する車両等で、災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行い、緊急通行車両に該当すると認められるものについては、届出済証を交付する。

届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を

《応急》8 警備・交通規制

提出して確認を受けることができる。この場合において確認審査を省略して標章及び確認証明書を交付する。

第9節 避難対策

【対策の項目・担当】

項 目	担 当（○主務）
1. 避難の勧告・指示等	○本部事務局、消防本部、消防団
2. 避難・誘導	○消防本部、消防団、習志野警察署、保健福祉部
3. 避難所等の開設と運営	○避難所配備職員、本部事務局、学校教育部、生涯学習部、環境部、市民経済部、保健福祉部、企業局、協力部
4. 避難所等の閉鎖	○避難所配備職員、本部事務局、学校教育部、生涯学習部、協力部

【対策の基本方針】

- 風水害における避難者の避難誘導及び支援は、自主防災組織、町会・自治会・連合町会、事業所等とともに、消防本部、消防団が主体となり行うことを原則とする。
- 土砂災害や生命に危険を及ぼす浸水被害、延焼火災、危険物の漏出等の危険がある場合は、避難勧告・指示等を発令し安全な場所に誘導する。
- 避難所では、避難所配備職員、学校職員、施設職員、自主防災組織等が連携して、開設、受入れ等の初動活動を行う。
- 避難生活が数日以上に及ぶ場合は、避難所の運営は、避難者及び自主防災組織等の地域住民による自治を原則とし、円滑に運営できるよう避難所配備職員及び学校職員、施設職員等が支援に当たる。
- 避難生活では、高齢者、障がい者等への負担を軽減するために、専用スペース、介護支援、福祉避難所の設置等、要配慮者に配慮を行う。
- 避難所配備職員に女性職員を含めた配備を考慮し、避難所の運営に当たっては女性の意見をとり入れるなどの対策を実施する。

1 避難の勧告・指示等

(1) 避難の勧告・指示等の発令

本部長（市長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、緊急を要すると認められる場合は避難のための立退きを指示する。

また、避難の勧告・指示に先立ち、一般住民の避難準備と要配慮者の避難開始を促すため「避難準備情報」を伝達する。

なお、「勧告」は、その対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民がその勧告を尊重することを期待して避難の立退きを勧め、又は促すものである。「指示」は、被害の危険が切迫している場合に発し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を立ち退かせるものである。

《応急》9 避難対策

■避難の種類及び発令基準

種 類	内 容	基 準
避難 準備情報	<u>住民に対して避難準備を 呼び掛けるとともに、高齢者 や障がい者などの要配慮者 に対して、早めの段階で避難 行動の開始を求めるもの (拘束力「弱」)</u>	○ 24 時間積算雨量が 200mm 以上に達したとき (対象：急傾斜地崩壊危険区域) ○ その他の状況により本部長（市長）が必要と認めるとき
避難勧告	<u>災害によって被害が予想 される地域の住民に対して、 避難を勧めるもの (拘束力「中」)</u>	○ 浸水被害が発生すると予想されるとき ○ 24 時間積算降雨量が 250mm 以上に達したとき (対象：急傾斜地崩壊危険区域) ○ がけ崩れ等の地変が発生し、又は発生するおそれがあり、付近住民に生命の危険が認められるとき ○ <u>土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害の危険が高まったと認められるとき</u>
避難指示	<u>住民に対し、避難勧告より も強く避難を求めるもので、 危険の切迫性があり緊急的 に避難すること (拘束力「強」)</u>	○ 火災の拡大により、住民に生命の危険が及ぶと認められるとき ○ 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し、又はそのおそれがあり、住民に生命の危険が認められるとき ○ <u>その他災害の状況により、住民の生命及び身体を守るため本部長（市長）が必要と認めるとき</u>
収容避難	<u>生活が可能な施設で、一時 的に避難生活をするもの</u>	○ 住家の破損等により居住する場所を失ったとき ○ その他本部長（市長）が必要と認めるとき

※ 避難勧告及び指示は、避難のための立退きを行うことによりかえって住民の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、本部長（市長）は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。（平成 25 年 6 月 21 日災害対策基本法の一部改正）

《応急》9 避難対策

■避難の勧告・指示の発令権者及び要件

発令権者	勧告・指示を行う要件	根拠法令
市長	○ 災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命身体に危険を及ぼすと認めるとき	災害対策基本法第60条
知事	○ 災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第60条
警察官 海上保安官	○ 災害の発生により住民等の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、市長が措置をとることができないと認めるとき	災害対策基本法第61条
	○ 市長から要求があったとき ○ 住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるとき	警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○ 災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないとき	自衛隊法第94条
知事、知事の命を受けた県職員、水防管理者	○ 洪水又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条

(2) 警戒区域の設定

本部長（市長）は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、警察官等の関係者の協力を得て、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

■警戒区域の設定権者及び要件・内容

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
市長	○ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第63条
知事	○ 災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。	災害対策基本法第73条
消防長、消防署長	○ ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるときは、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第23条の2

《応急》9 避難対策

消防吏員又は消防団員	○ 火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第28条
水防団長、水防団員、消防機関に属する者	○ 水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第21条
警察官	次の場合、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。 ○ 市長若しくは市長の委任を受けた職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法第63条
	○ 消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき	消防法第23条の2
	○ 消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき	消防法第28条
	○ 水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき	水防法第21条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○ 市長若しくは市長の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。	災害対策基本法第63条

(3) 住民への伝達

避難勧告又は指示等を発令又は解除した場合、直ちに次の方法により伝達広報を行い、住民への周知徹底を図る。

1) 伝達方法

- ① 防災行政無線（固定系）により伝達する。
- ② 市、警察、消防等各機関は、広報車を利用し関係地域を巡回し伝達する。
- ③ 災害現場へ派遣された職員は、本部の指示に基づき戸別訪問等により関係地域への伝達を行う。
- ④ 携帯電話用メールサービス「緊急情報サービスならしの（住民用）」により、登録者に一斉配信する。
- ⑤ ケーブルテレビ等報道機関に伝達を依頼する。
- ⑥ 市ホームページ、エリアメール、緊急速報メール、ツイッター、ソーシャルネットワーキングサービスなどの、その他の多様な情報ツールを活用し、住民への伝達を行う。

2) 伝達内容

- ① 避難対象地域（町丁名、施設名等）
- ② 避難の理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）
- ③ 避難先（場所・施設名等）
- ④ 避難経路（安全な方向及び避難場所等の名称）
- ⑤ その他（避難行動時の最小携行品、要配慮者の優先避難・介助の呼びかけ等）

(4) 県に対する報告

避難の準備情報及び勧告、指示又は解除を発令した時に、その旨を「千葉県被害情報等報告要領」に基づき、千葉県防災情報システムに入力するとともに、県災害対策本部事務局（危機管理課）及び葛南地域振興事務所に報告するものとする。

(5) 関係機関への通報

市長（知事）が避難の勧告又は指示を行った時、又は警察官等から勧告又は指示を行った旨の通報を受けた時は、関係機関に連絡する。

2 避難・誘導

(1) 避難誘導に関する情報の伝達

本部長（市長）は、災害の規模、道路・橋梁の状況、火災の延焼拡大、浸水箇所等を勘案し、最も安全と思われる避難方向を自主防災組織等の避難誘導員に伝達するとともに、消防本部、消防団、習志野警察署等に連絡する。

(2) 住民等の避難

避難は、原則として避難者による自主（自力）避難とする。避難に当たっては、自主防災組織、町会・自治会等、連合町会、民生委員・児童委員、高齢者相談員などが中心となり、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、日本語の理解が十分でない外国人、病弱者等の要配慮者を優先させる。

自力で避難できない場合、又は避難途中で危険がある場合、あるいは病院等の入院患者や病弱者の場合、それらの避難については車両等を利用して行うものとする。

(3) 事業所等の避難

事業所等は、各施設で働く従業員の安全を確保することはもとより、施設を訪れた者の安全に配慮し、施設内での避難及び、周辺避難場所や避難所の情報を提供し、安全確実な避難・誘導を実施する。特に、土砂災害危険箇所周辺や沿岸部の事業所等においては、土砂災害警戒情報や高潮警報等の各種気象警報の発表、避難勧告等の情報を的確に把握し、迅速かつ自主的に安全な場所へ避難することを周知する一方、事業所という特性から、事業所間の協力等による「共助」の基本理念により、安全なそれぞれの施設への避難に努める。

3 避難所等の開設と運営

風水害発生時には、住民一人ひとりが自宅等での安全対策をとることが基本となるが、住民の自主避難や、避難勧告等が発令した場合に、その地域の住民を収容し保護するため、災害の規模や状況に応じた避難所を開設し、避難者の受入れ及び避難所の運営等の対応をとる。

(1) 避難所開設の判断

気象警報や土砂災害警戒情報等の発表状況、雨量や風速等の気象状況、被害の発生状況等を総合的に踏まえ、避難所開設の有無や開設する地域及び開設時期等について、本部長（市長）の判断により決定する。

《応急》9 避難対策

避難所開設に関する情報は、防災行政無線、広報車、市ホームページ、緊急情報サービスならしの（住民用）、エリアメール、緊急速報メール等の多様な情報ツールを活用し、住民等に対し迅速かつ確実に伝達する。

(2) 避難所の開設

避難所を開設する場合は、あらかじめ定められた避難所に避難所配備職員を派遣し、施設管理者や学校職員と連携して避難所を開設する。なお、避難所配備職員を指定していない公民館等の補助的な避難所については、施設管理者が対応に当たり、必要に応じて職員を派遣する。

避難所の開設に当たっては、避難所として施設が被災している可能性があるため、施設管理者、学校職員及び避難所配備職員は、まず施設の安全点検を実施し、施設の安全が確認された上で、避難所の開設及び避難者の受入れを行う。

(3) 避難所の運営

避難所の運営は、原則として避難者及び自主防災組織等の地域住民によるものとし、避難所配備職員及び施設の職員等がその支援に当たる。

避難生活が数日以上に及ぶ場合は、避難者の中から避難所運営委員長を選出し、避難所運営委員長、避難者各役割の代表、施設管理者、避難所配備職員等をメンバーとした避難所運営委員会を設置し、連携して運営に当たる。

■避難所の運営項目

- ① 必要物資の管理・分配
- ② 避難者の転出入確認、名簿作成
- ③ 情報管理、広報
- ④ 環境の整備・保持（清掃、トイレ設置・管理等）
- ⑤ 警備
- ⑥ 入浴措置
- ⑦ 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、日本語の理解が十分でない外国人、病弱者等の要配慮者への配慮
- ⑧ 傷病者の搬送
- ⑨ 医療・健康相談スペースの確保
- ⑩ 相談、苦情処理、要望聞き取り
- ⑪ 各種調査
- ⑫ ボランティアとの調整、スタッフ会議の開催
- ⑬ 各種記録

(4) 運営に当たっての配慮

1) 女性の参画

避難所の運営に配慮する。また、避難生において生じる役割は、従来の固定的な性別役割分担に偏らないよう配慮し、プライバシーの確保と共に性犯罪の防止に努める。なお、女性相談窓口の開設・運営に当たっては、男女共同参画センターなどと連携し、積極的に活用するものとする。

2) ペットの対策

ペットの避難所施設内への持ち込みは禁止する。ペットの同行避難に備え避難所の敷地内に

《応急》9 避難対策

収容場所を設けるが、ペットの保護及び飼養は原則飼い主の責任とする。また、トラブルが発生しないように避難所運営委員会でルール作りを行う。

3) 避難生活長期化への対策

状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境を整えるために必要な資機材の備蓄や、速やかに調達できる体制の整備に努める。主なものとしては、炊き出しのための調理設備や器具、燃料、洗濯機等、畳・パーティション、仮設風呂・シャワーなどである。

また、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策など、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。

4) 医療の提供

疾病、負傷等で医療を必要とする者に対して、救護所への搬送を行う。更に、歩行等移動ができない者に対しては、救護所等より往診を行う。

5) その他の配慮

国が策定した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成 25 年 8 月内閣府）」、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き（平成 21 年 10 月）」、市が策定した「避難所運営マニュアル」を基に、必要な事項に配慮しながら対応に当たる。

(5) 避難状況の報告及び記録

避難所を開設したときは、千葉県防災情報システムに入力するとともに、知事に対し次の事項を報告する。

- 1) 避難所開設の日時、場所、施設名、開設数
- 2) 収容状況及び収容人数
- 3) 開設期間の見込み
- 4) その他必要な事項

4 避難所等の閉鎖

閉鎖に当たっては、避難所運営委員会と災害対策本部が協議し、避難者の帰宅や仮設住宅への移動、近隣避難所との統廃合など必要な調整を行い、あらかじめ避難者に対して閉鎖を予告・周知した上で、順次閉鎖をする。

学校施設については、授業再開に必要な教室等から閉鎖する。

第 10 節 災害時における要配慮者への対応

【対策の項目・担当】

項 目	担 当（○主務）
1. 要配慮者の安全確保	○保健福祉部、こども部、市民経済部、本部事務局
2. 避難生活支援	○保健福祉部、こども部、市民経済部、学校教育部、生涯学習部、協力部、本部事務局、社会福祉協議会、協定締結機関

【対策の基本方針】

- ・ 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、日本語の理解が十分でない外国人等の「要配慮者」は、避難所生活など災害発生時に特別な配慮が必要となる。中でも、災害発生時の迅速な避難が困難である「避難行動要支援者」への避難支援については、十分な配慮を行う。
- ・ 国が策定した「災害時要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成 25 年 8 月）」、県が策定した「災害時要援護者避難支援の手引き（平成 21 年 10 月）」及び市が策定した「災害時における要配慮者支援マニュアル」等に基づき、社会福祉施設の管理者や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、高齢者相談員、ボランティア等と連携して要配慮者の支援に当たる。
- ・ 要配慮者の避難誘導・支援は、町会・自治会等、連合町会、自主防災組織、民生委員・児童委員、高齢者相談員、消防団等の避難支援者と連携し、実施する。
- ・ 要配慮者への負担を軽減するため、専用スペースや間仕切りの設置、段差の解消等避難所生活に配慮する。また、福祉関係者と連携して相談や介護等の支援を行う。
- ・ 避難生活が長期化する場合等、必要と認める場合には、福祉避難所を開設し、避難所での生活が困難な要配慮者を収容する。

1 要配慮者の安全確保

(1) 要配慮者への情報提供

円滑かつ迅速に要配慮者を避難させるため、災害に関する情報や避難準備情報、避難勧告、避難指示等の情報、気象警報や気象情報について、地域支援組織やボランティア等を通じて、迅速に提供するように努める。

また、多様な情報ツールを活用し、迅速かつ確実に提供するとともに、聴覚障害のある方への提供方法として文字情報による提供や、必要に応じた手話通訳士の派遣などに努める。

■情報提供の手段

- | | |
|------------------|----------------|
| ① 防災行政無線（防災ラジオ） | ② 広報車 |
| ③ テレビ等の文字放送 | ④ ラジオ |
| ⑤ 緊急情報サービス「ならしの」 | ⑥ 市ホームページ |
| ⑦ 地区対策支部からの情報発信 | ⑧ 電話等による口頭伝達 等 |

(2) 避難誘導等

要配慮者については、市が策定した「災害時における要配慮者支援マニュアル」等に基づき、町会・自治会等、連合町会、自主防災組織、民生委員・児童委員、高齢者相談員、消防団等の避難支援者が中心となり、避難誘導や必要な支援を行う。

特に、災害発生時の迅速な避難が困難である避難行動要支援者への避難誘導・支援に当たっては次の事項に留意して行うものとする。

■避難誘導、支援の留意点

- 避難の順位としては、移動若しくは歩行困難な者を優先する。
- 避難の際には、できる限り安全な経路を選定することとし、危険な場所には表示や縄張りを行い、状況により誘導員を配置する。
- 状況により、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者などの歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行う。
- 収容先での救助物資の配給等を考慮し、できるかぎり町会・自治会等の単位で行う。
- 避難誘導、支援に当たっては、避難支援者自身の安全を確保するよう配慮する。

(3) 安否確認

事前に整備している避難行動要支援者名簿等を活用し、民生委員・児童委員や高齢者相談員を中心として地域の協力を得ながら、速やかに避難行動要支援者の被災状況及び避難状況の把握に努める。

また、安否が確認できない場合は、町会・自治会等、連合町会、自主防災組織、ボランティア等と協力して、再度、名簿を基に安否確認を行い、必要に応じて救出・救護、避難誘導等を実施する。

なお、避難行動要支援者名簿については、情報の開示時期、情報の開示先、情報の内容等についてそれぞれ定める。開示先にはその旨を予め通知する。

2 避難生活支援

(1) 避難生活での配慮

要配慮者への負担を軽減するため、専用スペースや間仕切りの設置、段差の解消など避難所生活に配慮する。

また、福祉関係者と連携して相談や介護等の支援を行う。

外国人には通訳ボランティアの派遣、外国語による広報紙の配布等を行う。

(2) 福祉避難所での支援

1) 福祉避難所の開設

避難生活が長期化する場合、避難所での生活が困難な要配慮者に配慮し、協定を締結している社会福祉施設又は公共施設等に福祉避難所を開設し収容する。

2) 福祉避難所等への移送

避難所における要配慮者の健康状態や特性の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送

《応急》10 災害時における要配慮者への対応

を行う。この際、地域住民、町会・自治会等、連合町会、自主防災組織、ボランティア等に対し、福祉避難所までの移送支援について働きかける。

自力での移動が困難な場合は、防災関係機関、関係団体等に協力を呼びかけ、移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。

3) 福祉避難所の運営

福祉避難所の運営及び要配慮者への対応は、締結している各協定等に基づき施設職員が主体的に実施することを原則とし、市は対応に必要な物資や人員の調達・確保に努める。

(3) 要配慮者の生活の確保

1) 相談体制の整備

市役所内や総合福祉センター、各コミュニティセンター等に要配慮者相談窓口を設置し、保健福祉部職員や専門ボランティア等を派遣し、福祉サービスや健康に関する相談に対応する。

また、各避難所では、健康相談や精神的な相談に対応するため、健康相談スペースを確保し、健康福祉センター（保健所）や専門ボランティア等の協力を得て、医師や看護職、心理職等による巡回相談を実施する。

なお、各避難所配備職員として配備されている保健福祉部の職員を中心に、対応に当たる。

2) 健康面のケアの実施

災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、避難所や在宅の要配慮者に対する健康相談、精神的ショックやストレスに対するこころのケアを巡回して実施する。

3) 福祉サービスの継続的提供

被災した要配慮者に対し、居宅、避難所、応急仮設住宅等における多様な医療・保健・福祉サービスの継続的な提供に努める。

医療団体や専門性の高いボランティア組織、社会福祉施設、福祉サービス提供事業所等と連携して対応に当たり、市での対応が困難な場合は、市外部からの支援等も含む広域的な関係機関との連絡調整を行う。

4) 応急仮設住宅の設置

応急仮設住宅の入居については、高齢者や障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を優先して行なうとともに、高齢者・障がい者に配慮した応急仮設住宅の設置等に努める。

第 1 1 節 帰宅困難者への対応

【対策の項目・担当】

項 目	担 当（○主務）
1. <u>一斉帰宅抑制の呼びかけ</u>	○財政部、本部事務局、東日本旅客鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、新京成電鉄株式会社
2. <u>大規模集客施設、駅等における対応</u>	○財政部、本部事務局、東日本旅客鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、新京成電鉄株式会社
3. <u>帰宅困難者等の把握と情報提供</u>	○財政部、本部事務局、東日本旅客鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、新京成電鉄株式会社
4. <u>一時滞在施設の開設及び施設への誘導</u>	○財政部、本部事務局、東日本旅客鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、新京成電鉄株式会社、協定締結機関

【対策の基本方針】

- 市が策定した「帰宅困難者支援マニュアル」や、県が策定した「帰宅困難者・滞留者対策に関する基本的指針（平成 21 年 8 月）」、国が策定した各種ガイドライン（平成 24 年 9 月 10 日）に基づき、帰宅困難者に対する支援を行う。
- 災害発生後、ただちに交通機関等の運行情報や帰宅困難者の発生状況を把握し、災害情報、交通機関の情報の提供等、鉄道事業者、駅周辺事業者や施設管理者等の関係機関と情報を共有し、連携して帰宅支援を行う。
- できる限り帰宅行動を取るよう支援するものとするが、状況に応じて一時滞在施設を開設し、帰宅困難者の受入れ及び備蓄品の配布等の対応を行う。

1 一斉帰宅抑制の呼びかけ

鉄道等の交通機関の不通によって、帰宅することが困難な帰宅困難者や駅前滞留者等に対しては、「むやみに移動を開始しない」という基本方針を基に、台風等の暴風雨が続けている場合などにおいては、鉄道事業者、駅周辺事業者や施設管理者等と連携し、むやみに移動せず施設内に留まるよう呼びかけを行う。

2 大規模集客施設、駅等における対応

鉄道事業者、駅周辺事業者や施設管理者等は、風水害等の災害の発生が事前に予測できる場合は、利用者等に対し、気象情報や早期帰宅の実施について周知啓発し、帰宅困難者発生抑制に努める。

災害が発生又は発生するおそれがあり、かつ利用者に被害が及ぶと判断したときは、管理する施設及び周辺の安全を確認した上で、利用者を施設内又は屋外の安全な場所（一時滞在スペース）に誘導し、安全を確保する。

大規模集客施設や駅、学校等では、従業員や生徒等の一斉帰宅行動を抑制するため、食料や飲

料水等の備蓄物資の可能な範囲での提供、安否情報等の提供・収集に努める。

また、企業及び学校などにおいて、従業員、顧客、児童・生徒等が自力で帰宅することが困難となった場合は、各施設の管理者が対応することを原則とする。

3 帰宅困難者等の把握と情報提供

(1) 帰宅困難者等の状況把握

駅、大規模集客施設等と可能な手段で連絡を取り、被害状況、運行状況、帰宅困難者等の発生状況を把握する。また、一時滞在施設、避難所、大型店等から被害状況を確認し、収集した情報は、メール、FAX、市ホームページ等により関係機関へ提供する。

(2) 情報提供

市及び鉄道事業者や駅周辺事業者、施設管理者等は、広域的な被災状況や道路、交通機関の状況、家族等との安否確認方法などの帰宅支援情報について、帰宅困難者等に提供する。

また、各施設において、情報の掲示やアナウンス放送、駅周辺等における大型ビジョンやデジタルサイネージを活用し、一時滞在施設の開設状況など必要な情報を提供する。

4 一時滞在施設の開設及び施設への誘導

(1) 一時滞在施設の開設

風水害においては、使用できる交通機関の情報を提供するなど、できる限り帰宅行動を取るよう支援するものとするが、一時滞在施設の開設が必要と判断した場合、市はあらかじめ協定を締結している各施設の被災状況や使用の可否を確認した上で、一時滞在施設の開設を要請する。

一時滞在施設の開設状況は、県へ報告するとともに、鉄道事業者、駅周辺事業者や施設管理者等へ情報提供を行う。

(2) 帰宅困難者の受入れ

鉄道事業者、駅周辺事業者や施設管理者等は、各施設において一時滞在施設の開設状況について広報するとともに、周辺事業者等と連携して、一時滞在施設へ案内・誘導する。

一時滞在施設では、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れる。また、飲料水や食料等の備蓄物資を可能な範囲で配布するとともに、災害関連情報や交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。

第 1 2 節 医療・救護対策

【対策の項目・担当】

項 目	担 当（○主務）
1. 医療救護体制	○保健福祉部、消防本部、習志野市医師会、 習志野市歯科医師会、習志野市薬剤師会
2. 医療・救護活動	○保健福祉部、消防本部、習志野市医師会、 習志野市歯科医師会、習志野市薬剤師会
3. 医療用資機材・医薬品等の確保	○保健福祉部、習志野市薬剤師会、 習志野健康福祉センター（保健所）
4. 被災者の健康管理	○保健福祉部、習志野健康福祉センター（保健所）

【対策の基本方針】

- 災害発生時には災害医療本部及び応急救護所を速やかに設置し、県及び関係機関等と連携して救護活動を行う。
- あらかじめ定めている災害医療コーディネーターが、災害医療本部長（保健福祉部長）の指揮の下、市内における救護活動の調整に当たる。
- 詳細な活動は、市が策定した「災害時医療救護活動マニュアル」に基づき対応に当たる。
- 災害発生後、ただちに情報収集に努め、市内の救急告示病院（災害医療協力病院）の被災状況、避難所等における傷病者の人数を確認し、応急救護所にて、傷病者の緊急度の見極め（トリアージ）や応急手当を行う。
- 重症者は市内の救急告示病院（災害医療協力病院）で対応を行い、対応できない場合は、災害拠点病院等に搬送する。
- 軽症者の応急手当、応急救護所、病院への搬送は、自主防災組織等が中心となっており、救急車・ヘリコプターは重症者の搬送に活用する。
- 避難生活が長期にわたる場合は、習志野健康福祉センター（保健所）と連携して避難所内において健康相談を実施し、二次的疾患の予防対策を行う。
- 各対策は、災害救助法が適用された場合は、県が行い、市はこれを補助する。

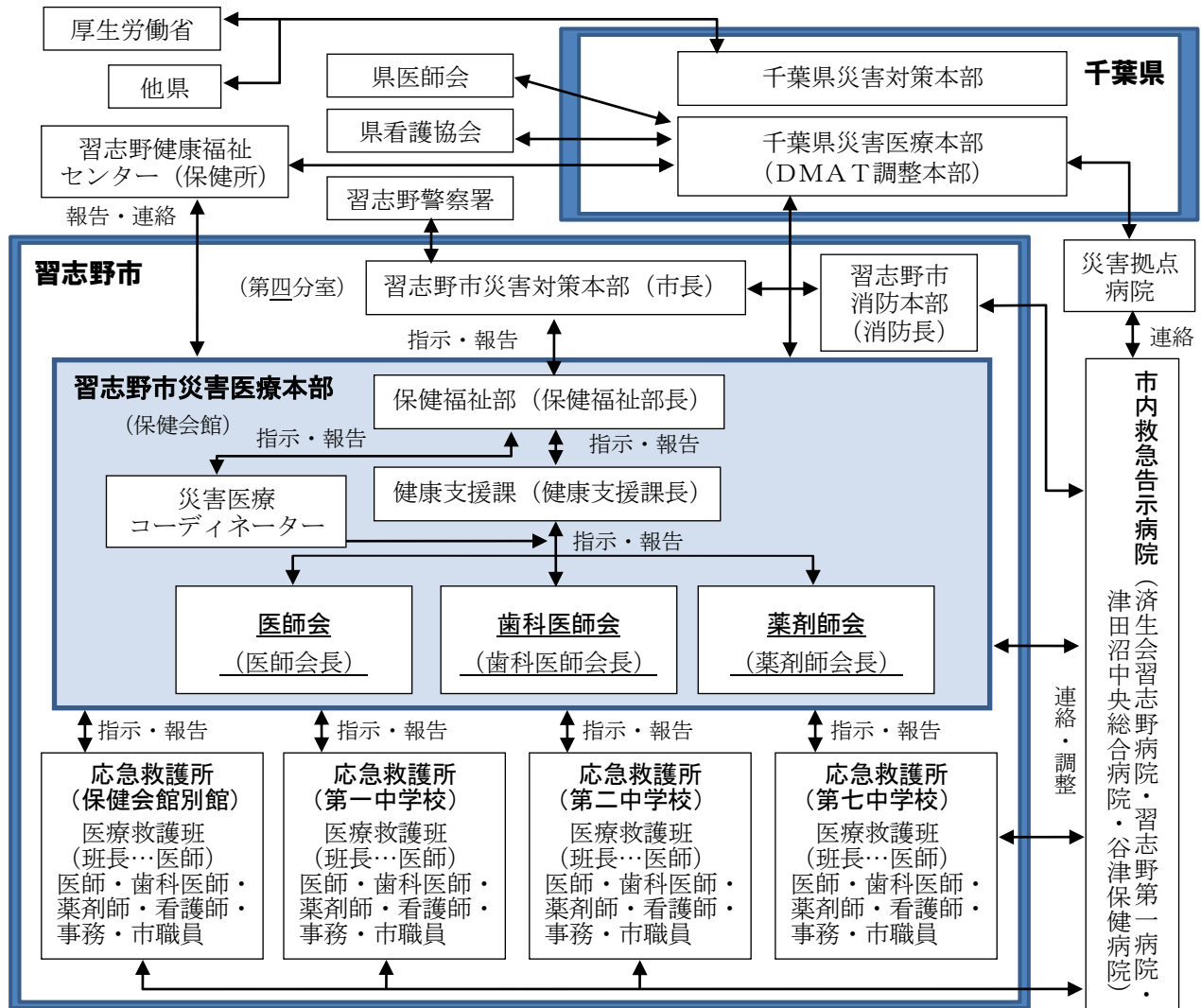
1 医療救護体制

災害発生時には、保健会館に習志野市災害医療本部を設置し、市が策定した「災害時医療救護活動マニュアル」に基づき県災害医療本部や習志野健康福祉センター（保健所）等と連携して救護活動を行う。なお、市内における救護活動は、災害医療本部長（保健福祉部長）の指揮の下、あらかじめ定める地域災害医療コーディネーターが調整し、活動を行う。

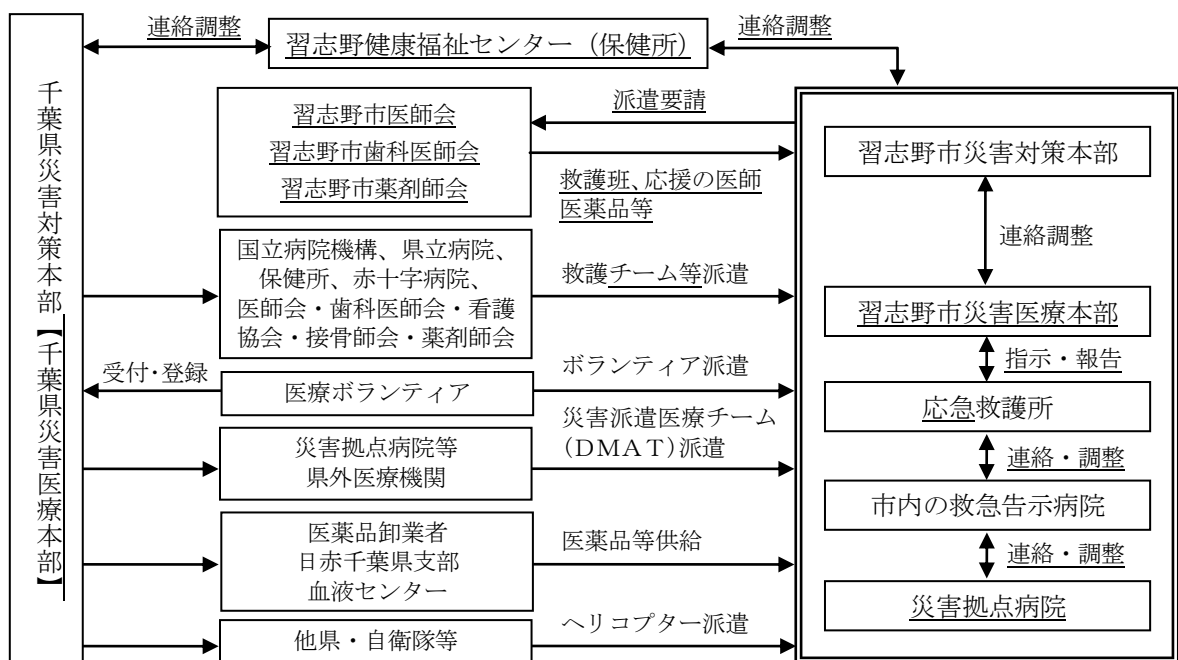
県災害医療本部では、被災地域内における医療機関や救護所等の状況や医療ニーズ等の情報を収集・把握するとともに、市からの要請等に基づき、災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班の派遣要請・配置調整、関係機関への支援要請等を行う。

習志野健康福祉センター（保健所）は、連絡調整のため職員を派遣し、応急救護所や避難所等における対応を支援する。

《応急》12 医療・救護対策



■市の災害時医療体制



■県及び関係機関との連携図

2 医療・救護活動

(1) 習志野市災害医療本部の設置

災害発生時には、災害発生時における医療救護活動の全体的な調整や関係機関との連携を図るため、習志野市保健会館に医療救護活動を専門的に統括する災害医療本部を設置する。

災害医療本部内には、習志野市医師会・習志野市歯科医師会・習志野市薬剤師会の各災害医療対策本部及び災害医療コーディネーターを設置し、連携して必要な活動を実施する。

なお、設置基準は災害対策本部が設置された場合とする。

(2) 医療救護班の編成

習志野市医師会、習志野市歯科医師会及び習志野市薬剤師会から、災害医療本部及び各応急救護所へ医師、歯科医師、薬剤師、看護師等を派遣し、市職員等と医療救護班を編成して医療救護活動を開始する。

また、必要に応じて、県災害医療本部及び習志野健康福祉センター（保健所）等に医薬品の供給や応援を要請する。

(3) 医療情報の収集

習志野市医師会及び県等の連携のもと、防災行政無線や電話、ＩＰ電話、ＦＡＸ、ちば救急医療ネット（ＥＭＩＳ（広域災害救急医療情報システム））等により、医療施設の被害状況や診療機能の確保状況などの医療に関する情報を収集し、関係機関等との情報共有を図る。

(4) 応急救護所の開設

傷病者及び避難者の発生状況に応じて、あらかじめ定める場所に応急救護所を開設する。

(5) 応急救護所の運営

応急救護所の運営は、ボランティア等の協力の下で市職員が行い、応急救護所における医療・救護活動は、習志野市医師会を中心とした医療救護班が実施する。また、市内の救護活動の調整は災害医療コーディネーターが実施する。

■ 応急救護所での活動

【応急救護所の運営】

- 災害医療本部、関係機関等との連絡・調整
- ボランティアの要請・調整

【医療・救護活動】

- 負傷者の緊急度の見極め（トリアージ）
- 後方医療機関への搬送の可否及び搬送順位の決定
- 負傷者（軽症者）への応急処置
- 死亡の確認

(6) 後方医療体制

市内の医療機関の状況を把握し、重症者の受入れについて要請する。

また、県を通じて災害拠点病院、県外の医療機関へ重症者の受入れを要請する。

(7) 傷病者の搬送

自宅や救出現場から応急救護所又は市内の病院までの搬送は、救急車、公用車、応援車両等により行う。災害拠点病院又は県外の医療機関までの搬送は、救急車又はヘリコプターにより行う。

なお、応急救護所等までの搬送については、自主防災組織、町会・自治会等、連合町会及び事業所(自衛消防組織)などへ協力を呼びかけ、連携して対応する。

(8) 透析患者等への対応

人工透析等の応急措置が必要な患者は、市内の対応可能な医療機関で対応する。対応が困難な場合、県を通じて受け入れ医療機関を確保し、車両、ヘリコプター等で搬送する。

(9) 助産

通常の分娩や健診は被災していない市町村の医療機関等で受診するよう指導し、胎児及び妊婦に生命の危険がある場合は、市内の対応可能な医療機関等で対応する。対応が困難な場合、県を通じて受入医療機関を確保し、救急車又はヘリコプターで搬送する。

(10) 医療救護班等の受入れ

災害医療本部は、県から派遣された医療救護班や災害派遣医療チーム（DMAT）を速やかに受入れ、傷病者や被災状況、医薬品・医療資機材、各救護所や市救護班の活動状況に関する情報を共有し、有効な医療救護活動を実施するため、派遣された医療救護班等と調整を図る。

※1 DMAT（Disaster Medical Assistance Team）とは、厚生労働省医政局が設立した発災から48時間以内の「超急性期医療」を担う専門訓練を受けた医療チームで、災害医療への対応や、被災地医療の機能回復、フロアマネジメントなどを支援する。（主に災害拠点病院、日本赤十字病院に従事する医師、看護師、薬剤師、検査技師、事務を中心とした隊員で構成する。）

※2 JMAT（Japan Medical Association Team）とは、日本医師会が設立した災害時の「急性期・亜急性期」の医療活動を目的とした医療チームで、災害の状況により日本医師会が都道府県医師会を通じて医療関係者を派遣する。

3 医療用資機材・医薬品等の確保

救護のための医療器具及び医薬品は、初動対応時には応急救護所での備蓄品を活用することとするが、状況に応じて習志野市薬剤師会、各医療機関等に協力を要請する。また、不足する場合は、習志野健康福祉センター（保健所）及び県災害医療本部に対し医薬品等の供給を要請し、習志野健康福祉センター（保健所）に備蓄している医薬品のほか、千葉県と千葉県医薬品卸協同組合が締結した協定に基づき、速やかに医薬品の供給を受ける。

輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、県を通じて赤十字血液センター等に供給を依頼する。

4 被災者の健康管理

(1) 避難所での健康相談

被災者の避難所における避難生活が長期にわたると見込まれる場合は、避難者の疾患予防のため、習志野健康福祉センター（保健所）と連携し、避難所内において健康相談を実施する。

特に、集団感染症の予防や、エコノミークラス症候群等の被災者特有の疾病、精神科、歯科等の予防対策を含めた相談を実施する。

また、必要に応じて周辺地域への巡回活動も実施する。

(2) こころのケア

災害によるショックや自らの被災状況の中で精神的に不安感を抱いたり、不安定な状況に陥るなどの精神的なダメージに対し、県や専門ボランティア等の協力を得て、医師や看護職、心理職等による巡回相談を実施する。

(3) 医療情報の提供

通院患者等のために治療可能な医療施設等の情報を収集し、災害広報紙等で住民に提供する。

第 13 節 行方不明者の捜索・遺体の処理・埋火葬

【対策の項目・担当】

項 目	担 当（○主務）
1. 行方不明者の捜索	○習志野警察署、消防本部、消防団、 <u>自衛隊、第三管区海上保安部、保健福祉部</u>
2. 遺体の処理と安置	○保健福祉部、習志野市医師会、習志野市歯科医師会、 <u>習志野警察署、習志野健康福祉センター（保健所）</u>
3. 遺体の埋火葬	○保健福祉部、市民経済部、自衛隊、協定締結機関

【対策の基本方針】

- 多数の死亡者が発生した場合は、1 日以内に遺体安置所を設置し、必要な物品等を確保する。
- 警察署、消防本部、消防団と連携して行方不明者、死亡者の情報収集を行い、早期に遺族に引き渡すことができるようにする。
- 火葬許可証の早期交付や市有車両、関係機関による搬送手段の確保など、必要に応じて被災者遺族への支援を行う。
- 各対策は、災害救助法が適用された場合は、県が行い、市はこれを補助する。

1 行方不明者の捜索

(1) 行方不明者情報の収集

災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む）を対象として捜索活動を実施する。

保健福祉部を中心に、警察署、消防本部等から行方不明者に関する情報を収集し、行方不明者の帳票を作成する。帳票は警察、自衛隊等捜索を行う機関に提供し、情報の共有を図る。

(2) 捜索の実施

消防本部及び消防団は、行方不明者の帳票に基づき捜索活動を行う。

また、警察署、自衛隊、海上保安庁等に協力を要請して捜索活動を実施する。行方不明者を発見し、すでに死亡していると認められるときは、警察署に連絡し警察官の検視（見分）を受ける。

海上の行方不明者の捜索、遺体の収容は、海上保安部が行う。

なお、捜索の期間は災害発生から 10 日以内とする。ただし、10 日を経過してもなお捜索を要する場合には、知事へ捜索期間の延長について申請する。

2 遺体の処理と安置

(1) 遺体安置所の設置

遺体の検案、安置等を行うために市役所前体育館に遺体安置所を開設する。棺、ドライアイス等必要な資機材は、協定を締結している葬儀業者等から確保する。

《応急》13 行方不明者の検索・遺体の処理・埋火葬

確保が困難な場合は、習志野健康福祉センター（保健所）や他市町村に要請する。

(2) 遺体の搬送

遺体安置所等への遺体搬送は、警察署、消防本部、消防団、遺族又は自主防災組織等が協力して実施するが、困難な場合は、市有車両、自衛隊等の搬送可能な車両により搬送する。

(3) 遺体の検視（見分）

遺体発見の通報を受けた場合は、救助をした者から発見の状況を聞き取り、遺体安置所に搬送する。警察本部及び習志野警察署は、警察官等が取り扱う死体の死因又は死体の身元の調査等に関する法律（平成24年6月22日法律第34号）、死体取扱規則（平成25年3月8日号外国家公安委員会規則第4号）、刑事訴訟法第229条（検視）、検視規則（昭和33年11月27日国家公安委員会規則第3号）に基づき遺体の検視（見分）を行う。

身元が不明な場合は、警察署、自主防災組織等の協力を得て、身元の把握、身元引受人の把握、連絡を行う。

また、県、警察署等と協力して報道機関への情報提供により広報を行う。

(4) 遺体の処理

市に引き渡された遺体は、医師による検案等の処理を行う。検案医師は、県、日赤千葉県支部、習志野市医師会、習志野市歯科医師会等に出動を要請して確保する。

遺体の処理は、遺体安置所で行い、処理が終了後に遺族へ引き渡す。

なお、被害状況により市で処理不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

■遺体の処理

① 遺体の洗浄、縫合消毒等の処理	<u>遺体識別のための洗浄、縫合、消毒等の措置を実施する。</u> <u>なお、実施に当たっては、遺体洗浄等において生ずる廃水の処理や必要な設備の設置を考慮する。</u>
② 遺体の一時保存	身元が識別されない遺体又は短期日の間に埋葬することが困難な場合には、 <u>そのまま一時保存する。</u> <u>なお、保存に当たっては、腐敗や腐臭並びに感染症対応について冷却保存等の必要な措置を十分考慮する。</u>
③ 検案	遺体の死因その他の医学的検査をする。

3 遺体の埋火葬

遺体の火葬・埋葬は、原則として遺族が行う。ただし、災害の規模や状況により困難なときは、震災時の対応に準じて、次のとおり行う。

(1) 埋火葬の受付

遺体安置所又は市民相談窓口、若しくは担当部署で火葬許可書を発行する。

《応急》13 行方不明者の検索・遺体の処理・埋火葬

(2) 埋火葬

遺体は馬込斎場にて火葬する。馬込斎場が被災により使用できない場合又は火葬場の火葬能力を上回る場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、他市町村の火葬場で対応するよう県に広域応援要請を行う。

また、遺族では遺体の搬送が困難なときは、葬儀業者、自衛隊等に協力を要請する。

(3) 身元不明遺体の遺骨・遺留品の取り扱い

遺体安置所に一時保管した遺骨及び遺留品は、台帳を作成して一定期間公示し、引き取り人がある場合は、身元確認の上引き渡す。

引き取り人の無い身元不明遺体の遺骨は、遺留品とともに、「行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則」（昭和62年3月31日規則第7号）により無縁仏として保管する。



■行方不明者の検索・遺体の処理・埋火葬の流れ

第 1 4 節 救援物資供給活動

【対策の項目・担当】

項 目	担 当（○主務）
1. 給水活動	○企業局、○県水道局
2. 食料の供給	○市民経済部、協力部、社会福祉協議会、協定締結機関
3. 生活必需品等の供給	○市民経済部、協力部、社会福祉協議会、協定締結機関
4. 救援物資の受入れ	○市民経済部、協力部、社会福祉協議会、協定締結機関

【対策の基本方針】

- 全ての支援は、最も支援が必要となる者から支援を行う。特に、避難所に避難してきた避難者を優先させる。

【給水活動】

- 初期の給水は、病院、救護所等の重要施設を優先して緊急給水を行い、市民は各家庭の備蓄飲料水で対応することを原則とする。
- 給水車等の応援体制が整うまでは、3 か所の給水場及び 4 か所の自家発電付井戸、耐震性井戸付貯水槽に市民、自主防災組織、町会・自治会等、連合町会などにより飲料水を取りにくることを基本とする。
- 県や周辺市町村、全国からの応援体制ができしだい、公園、避難所に給水拠点を拡大し給水活動を行う。

【食料の確保・供給】

- 災害発生 3 日目までは、家庭内備蓄、市の備蓄食料で対応する。
- 避難生活が 4 日以上に及ぶ場合は、協定に基づき大型店連絡協議会、市内大型店に食料の調達を要請して避難所に供給する。
- 自主防災組織（避難所運営委員会）から自主的に炊き出しの申し出がある場合は、ガスボンベ、調理器具、食材等の供給支援を行う。

【生活必需品等の供給】

- 災害発生 3 日目までは、家庭内備蓄、市の備蓄物資で対応する。
- 避難生活が 4 日以上に及ぶ場合は、協定に基づき大型店連絡協議会、市内大型店に物資の調達を要請して避難所に供給する。
- 全国からの救援物資は物資集積場所を設置して、被災者に供給する体制をとる。ただし、企業・団体からの救援物資のみ受け付けることを原則とする。
- 各対策は、災害救助法が適用された場合は、県が行い、市はこれを補助する。

1 給水活動

企業局が中心となり、市内の給水場等を有効活用して、応急給水活動を実施する。
また、県水道局と協力し、必要な給水体制を確保する。

(1) 給水対象地域の把握

断水により、給水が必要な区域を把握する。

(2) 給水方法

応急給水は拠点給水を原則とし、災害の状況に応じて運搬給水及び仮設給水等を行うものとする。水の運搬及び配布に当たっては、県及び関係機関に要請するほか、民間事業者や自主防災組織、町会・自治会等、連合町会、ボランティア等に協力を求め、連携しながら実施する。

1) 給水場での給水

初期段階は、給水場において、仮設給水栓等を設置し、直接市民に応急給水を行う。

2) 搬送給水

給水体制が整った場合は、給水場から市・県が保有する給水車、給水タンクによるほか、ポリエチレン容器、簡易水槽等を協定により確保したトラックに積載させ搬送給水する。

搬送用容器が不足する場合は、県及び関係機関に要請するほか、市内事業所が所有するタンクローリー等の提供を求めるなど、可能な手段により確保する。

3) 給水順位

医療機関・給食施設・社会福祉施設・避難所等の緊急性の高いところから、災害の状況を考慮して給水する。

(3) 習志野市企業局と千葉県水道局の役割分担

両機関とも、災害対策本部に職員を派遣し情報の収集と共有を図り、協力しながら有効な給水体制を確保する。

1) 給水拠点での役割

① 県水道局の浄・給水場において運搬給水を行う場合の注水は県水道局が行い、直接住民への応急給水は企業局が行う。

② 避難所での応急給水は、原則として企業局が行う。

③ 消火栓、仮配管等を利用する仮設給水栓による応急給水については、県水道局と企業局が協力して行う。

2) 応急給水用資機材の確保及び設置

① 避難所については、企業局が行う。

② 県水道局の浄・給水場においては、県水道局が行う。

③ 消火栓、仮配管等を利用する仮設給水栓の設置は、県水道局と企業局が連携してが行う。

3) 運搬給水（優先順位）

① 医療施設（救急告示病院、人工透析治療施設）への給水については、県又は災害対策本部からの要請に基づき双方が協力し、他に優先して車両による運搬を行う。

② 社会福祉施設、避難所への給水については、災害対策本部からの要請に基づき双方が協力して給水車等による運搬を行う。

③ その他、県又は災害対策本部から要請のあった場合も、双方が協力して給水車等による運搬を行う。

4) 水の缶詰及び非常用飲料水ポリ袋

水の缶詰及び非常用飲料水ポリ袋による応急給水は、災害対策本部からの要請に基づき、双方が協力して行う。

《応急》14 救援物資供給活動

(4) 広域応援要請

協定に基づき県内水道事業体、八千代市に応援を要請する。また、状況によっては、自衛隊への給水活動の要請も検討する。

(5) 広報

拠点給水、搬送給水などによる給水体制について、防災行政無線などのあらゆる媒体を活用して定期的に広報を行う。また、家庭の備蓄水について、水質の変化、保存期間に十分に留意し、使用に際しては、煮沸又は滅菌するよう周知する。

(6) 給水基準

給水の基準となる水量は、生命維持に必要な数量を最低量（1人1日3リットル）とし、以降、復旧工事の進捗状況等により、順次、増量する。なお、必要以上の容器を持参し、基準を上回る給水を求める市民に対しては、一般的な飲料水及び炊事のための水量である旨を充分説明し、協力や理解を求める。

■給水量の目安（発災日を基準とする）

経過日数	目標水量	根 拠
～3 日	3 リットル／人・日	生命維持に最低限必要な飲料水量
4 日～10 日	20 リットル／人・日	炊事、洗面、トイレ、などの最低生活水準を維持するために必要な水量

（習志野市防災アセスメント調査報告書 応急対応能力算定調査「給水」より）

2 食料の確保・供給

(1) 備蓄の活用

災害発生当初は、家庭内及び地域での備蓄食料で対応することを基本とし、不足する場合には必要に応じて市の備蓄食料を活用する。

(2) 供給の対象者

食料の支給対象者は、次のとおりとする。

■食料供給の対象者

- ① 避難所に避難している者
- ② 住家の被害が全半壊（焼）、流失、床上（下）浸水等があつて炊事のできない者
- ③ 旅行者、滞在者、通勤通学者で他に食糧を得る手段のない者
- ④ 災害応急対策活動従事者
- ⑤ 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者
- ⑥ ライフラインに被害があり自宅で調理できない者

(3) 食料の調達

供給する食料は、弁当、パン、牛乳、ジュース類とし、できる限り要配慮者に適した供給がで

《応急》14 救援物資供給活動

きるように配慮する。乳幼児に対しては、原則として、粉ミルク販売業者等からの調達による粉ミルク（調整粉乳）とする。

食料は、協定に基づき大型店連絡協議会、市内大型店に供給を要請する。確保が困難な場合は、県に対して食料の供給を要請する。

また、政府所有米穀の調達は、市長が必要とする米穀の数量を知事に要請し、知事は農林水産省生産局長に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとする。

(4) 食料の管理

調達した食料は、物資の集配拠点にて受け入れ、関係事業者やボランティア等の協力を得て、種類や数量などの適正な管理に努める。

なお、物資の集配拠点については、市役所旧庁舎脇スロープ下駐車場を臨時的な集配拠点とし、市役所新庁舎の建替えに合わせて、新たな拠点を整備する。

(5) 食料の供給

食料の搬送は、供給先の避難所まで食料供給業者に要請する。できない場合は、物資の集配拠点に搬送後、締結している協定等を活用し、輸送業者等に避難所までの輸送を要請する。また、集配拠点における仕分けなどの対応に当たっては、ボランティアや民間事業者等の協力の下、円滑に実施できるよう努める。

なお、避難所等での配布は、避難所運営委員会にて円滑な配布を実施する。

(6) 炊き出し

避難所運営委員会や自主防災組織、町会・自治会等から炊き出しの要望があった場合には、各主体が自主的に行うことを原則として対応する。炊き出しのための燃料、調理器具、食材等は、防災倉庫や協定締結機関等から調達する。また、状況に応じて、自衛隊、日本赤十字社奉仕団等に炊き出しの支援を要請する。

なお、炊き出しに当たっては、食品衛生や食中毒の防止等に十分注意するように指導する。

(7) 食物アレルギー対応食品等の必要数の把握

応急食料品の必要数等は、避難所運営委員会及び避難所配備職員が協力して情報を収集し、地区対策支部を経由して、災害対策本部に伝達する。

避難所運営委員会及び避難所配備職員は、避難者が避難所に来た際に避難者の基本情報と合わせてアレルギー等の食事制限に関する情報を把握する。その情報を基に、避難所運営委員会が、対応食品等を必要に応じて地区対策支部を経由し、災害対策本部に要請する。

3 生活必需品等の供給

(1) 家庭内備蓄、市備蓄の活用

災害発生当初は、家庭内及び地域での備蓄物資で対応することを基本とし、不足する場合には必要に応じて市の備蓄物資を活用する。

(2) 支給対象者

生活必需品の支給対象者は、次のとおりとする。

■生活必需品の対象者

住家の被害が全半壊（焼）、流失、床上浸水等であって次に掲げる条件を満たす者

① 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者 かつ

② 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(3) 調達の方法

物資は、協定に基づき大型店連絡協議会、市内大型店に供給を要請する。確保が困難な場合は、県に対して物資の供給を要請する。

また、全国から寄せられる救援物資も供給する。

■生活必需品の例

① 寝 具・・・毛布等

② 衣 服・・・シャツ、ズボン、パンツ、靴下 等

③ 身の回り品・・・タオル、運動靴、軍手、傘、オムツ 等

④ 炊事用具・・・鍋、釜、包丁、コンロ、バケツ 等

⑤ 食 器・・・茶わん、皿、はし、スプーン 等

⑥ 日 用 品・・・石鹸、ティッシュペーパー、歯ブラシ、マスク、ゴミ袋、紙おむつ、生理用品 等

⑦ 光熱材料・・・ライター、ロウソク、携帯型ライト、灯油 等

※ なお、要配慮者向けの用品は多岐にわたるため、最も効果的な投入となる品目を選定し、給付するよう努める。

(4) 生活必需品の管理

調達した生活必需品は、物資の集配拠点にて受け入れ、関係事業者やボランティア等の協力を得て、種類や数量などの適正な管理に努める。

なお、物資の集配拠点については、市役所旧庁舎脇スロープ下駐車場を臨時的な集配拠点とし、市役所新庁舎の建設に合わせて、新たな拠点を整備する。

(5) 生活必需品の搬送

生活必需品の搬送は、供給先の避難所まで生活必需品供給業者に要請する。できない場合は、物資の集配拠点に搬送後、輸送業者等に避難所までの輸送を要請する。また、集配拠点における仕分けなどの対応に当たっては、ボランティアや民間事業者等の協力の下、円滑に実施できるよう努める。

なお、避難所等での配布は、避難所生活運営委員会にて円滑な配布を実施する。

4 救援物資の受入れ

(1) 救援物資（義援品）の要請

1) 全国への要請

備蓄や調達、応援要請によっても応急物資が不足すると判断した場合には、テレビ、ラジオ、新聞等マスコミ機関を通じて全国へ救援物資（義援品）の要請を行う。

《応急》14 救援物資供給活動

なお、救援物資（義援品）の受入れは、企業、団体からの物資のみとし、個人からの救援物資は受け付けないことを原則とする。

救援物資（義援品）の要請を行う場合、必要とする物資の内容、量、送付方法等について明確に情報を提供する。また、物資が充足した時点で、マスコミ等を通じて要請の打ち切りを情報提供する。

2) 日本赤十字社への要請

日本赤十字社は、千葉県支部及び市町村で義援品を受け付ける。市は、日本赤十字社に義援品の要請を行う。なお、受付、整理、配布は、救援物資（義援品）と同様に行う。

(2) 救援物資の受付

救援物資の受付は登録制とし、必要がある時期に災害対策本部からの要請に基づき搬送する体制とする。

(3) 救援物資の集積・配送

救援物資を受け入れる集配拠点は市役所旧庁舎脇スロープ下駐車場を臨時的な集配拠点とし、市役所新庁舎の建設に合わせて、新たな拠点を整備する。

トラック等で大量に持ち込まれた物資は、集配拠点へ誘導する。

集積された物資は、ボランティアの協力を得て、仕分け作業を行い、協定による民間配送業者等により避難所等へ配分する。

(4) プッシュ型による供給への対応

壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測される場合は、県から、要請を待たずに需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需品等を送り込む「プッシュ型」による供給が行われるため、円滑に受け入れられるよう、必要な体制を整備する。

第 15 節 緊急輸送対策

【対策の項目・担当】

項 目	担 当（○主務）
1. 輸送方法	○本部事務局、協定締結機関
2. 重要路線の確保	○習志野警察署、都市整備部
3. トラック輸送	○総務部、協定締結機関
4. ヘリコプター輸送	○消防本部、企画政策部、本部事務局
5. その他の輸送	○総務部、東日本旅客鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、新京成電鉄株式会社

【対策の基本方針】

- 災害の状況に応じて、臨時ヘリポートを開設し、ヘリコプターによる搬送を行う。
- 緊急輸送路は、災害発生後速やかに確保できるよう、道路構造物の調査・点検を行う。
- 道路の応急復旧は、復旧優先路線から着手し、できるだけ早期の復旧に努める。

1 輸送方法

輸送の方法は災害による被害の程度、物資の種類、数量、緊急度、交通の状況等を考慮し、次のうち最も適切な方法により行う。

■輸送方法

輸送方法	内 容
トラックによる輸送	車両による道路輸送が効率的である場合、車両により行う。
鉄道による輸送	道路の状況が輸送に不適であり、鉄道輸送が効率的である場合、鉄道管理者に協力を依頼して行う。
船舶による輸送	陸上輸送が不可能となり、船舶輸送の方が効率的かつ適当な場合に行う。
ヘリコプターによる輸送	陸上輸送又は水上輸送が不可能な場合や人身上緊急を要する場合に行う。
人力による輸送	災害の規模又はその他の方法によりがたい場合に行う。
上記 2 以上を用いる輸送	災害による被害の程度、道路、水上又は気象等の状況により、輸送可能な方法を併用して行う。

2 緊急輸送道路

(1) 千葉県が指定する緊急輸送道路

災害発生時の被災者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、県により指定されている緊急輸送道路は以下のとおりである。

■緊急輸送道路（県）

1次路線	① 一般国道357号 ③ 一般国道14号 ⑤ 東関東自動車道水戸線	② 京葉道路 ④ 一般国道296号
2次路線	① 主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線 ② 主要地方道長沼船橋線 ③ 主要地方道千葉船橋海浜線	

注） 1次路線：隣接都県との連携強化、広域的な緊急輸送等に資する高速道路、一般国道及び主要な県道や港湾・空港等に通じる主要な市町村道等

2次路線：1次路線を補完し、市町村役場等を相互連絡する県道等

(2) 習志野市が指定する災害時重要路線

県により指定されている緊急輸送道路に加え、習志野市として市内を縦横に結ぶ主要道路を災害時重要路線として、下記のとおり指定する。

■災害時重要路線（市）

路線番号	通称
習志野都市計画道路 3・3・2 号線（市道 00-002 号線）	まろにえ通り
習志野都市計画道路 3・3・3 号線（市道 00-006 号線）	ふれあい橋通り
習志野都市計画道路 3・4・9 号線（市道 00-004 号線）	市役所前通り
（市道 00-009 号線）	ハミングロード

※その他、災害の状況に応じて輸送等に必要となる路線（災害時各部対応マニュアル参照）

(3) 災害時重要路線の確保

人命の救助・救出、消火を最優先に円滑な応急活動を実施するため、道路交通等に支障を及ぼす障害物の除去や仮復旧を行い、輸送路を確保する。緊急輸送路は、災害発生後速やかに確保できるよう、関係機関と連携して、道路構造物の調査及び点検を行い、必要な措置をとる。

3 トラック輸送

(1) 車両の調達

市有車両、協定により手配した車両を一元管理し、各部局からの要請により配車決定を行う。不足する場合は、輸送会社、レンタカー会社等に要請する。

(2) 燃料の調達

市で保有している燃料が不足した場合は、市内の給油所に燃料の供給を要請する。また、市内の給油所に燃料の備蓄がない、あるいは供給が滞るときには、県に燃料の供給を要請する。

4 ヘリコプター輸送

(1) 出動要請

災害により空中輸送を必要とする場合は、国・県・他自治体や自衛隊に対して、ヘリコプターの出動を要請する。自衛隊への要請は、第3章第6節「自衛隊への災害派遣要請」により行う。

(2) 臨時ヘリポートの開設

臨時ヘリポートの開設の決定は、警察、消防、自衛隊等からの要請に応じて、あらかじめ指定している臨時ヘリポートの状況を考慮し、本部長（市長）が決定する。

消防本部は、開設の決定に備えて、臨時ヘリポート開設予定地の被害状況等の把握に努め、開設の可否を災害対策本部に報告する。

（臨時ヘリポート開設予定地は「資料編」参照）

(3) ヘリコプターの離発着可能地点の準備

ヘリコプターの飛来に当たっては、次のとおり受入準備を行うものとする。

なお、ヘリポートには、安全確保として離発着場所の確保と立入制限のために職員を配置する。

■ヘリポートの準備

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 着陸地点の標示（石灰等により上空から確認できるように実施）② 周辺の障害物の除去（人や車、破損しそうな等の危険を排除）③ 無線等活動資材の準備（離着陸の誘導や状況の報告）④ 離着陸地点周辺の安全確保要員の配置（周辺への広報等） |
|--|

5 その他の輸送

(1) 鉄道

道路の被害等で車両による輸送が不可能な場合で、鉄道輸送が適当であると認められた場合は、東日本旅客鉄道株式会社、京成電鉄株式会社及び新京成電鉄株式会社に協力を要請する。

(2) 船舶

陸上の交通が途絶し、被災者や救援物資等を海上輸送する必要がある場合は、関東運輸局に海上輸送に従事する船舶の調達を要請する。

第 16 節 清掃・障害物の除去

【対策の項目・担当】

項 目	担 当（○主務）
1. 廃棄物（ごみ）の処理	○環境部
2. し尿の処理	○環境部、市民経済部、協力部、協定締結機関
3. 障害物の除去	○都市整備部、環境部、消防本部、消防団、協定締結機関
4. 環境汚染の防止	○環境部

【対策の基本方針】

- 災害発生後、速やかに生活に伴い最低限生じる「燃えるごみ」「燃えないごみ」「ビン・缶」の収集を開始するよう努める。
- 清掃工場の稼働停止に伴い、クリーンセンター等に臨時集積場所を設置し、収集したごみの仮置きを行う。
- 断水等によりトイレが使用不可能な場合は、自宅トイレを使用し、簡易トイレ等により自宅で処理することを原則とする。
- 避難所のトイレが使用不可能で、避難生活が 1 日以上に及ぶ場合は、必要に応じて避難所に仮設トイレを設置する。
- 可能な限り自宅トイレや簡易トイレ等により自己処理に努めるとともに、下水道等の使用不可能な地域において、必要と認められる場所に仮設トイレを設置する。
- 道路上の障害物は、緊急輸送道路や災害時重要路線を優先に除去を行う。（第 15 節 緊急輸送対策参照）なお、災害救助法が適用された場合は、県が行い、市はこれを補助する。

1 廃棄物（ごみ）の処理

(1) クリーンセンターにおける措置

ライフラインの途絶、燃料の供給停止等により清掃工場の稼働が停止した場合は、クリーンセンター等に臨時集積場所を確保する。

(2) 収集体制の確立

清掃施設の被害状況、避難所等の状況、道路の被害状況等を基に収集体制を検討し、収集車両及び収集作業員を確保する。

ごみの収集は、一般集積所の収集回数を減らして避難所の収集を実施する。また、収集するごみは、「燃えるごみ」「燃えないごみ」「ビン、缶」のみとする。

(3) 処理体制の確立

災害時において円滑に廃棄物処理の対応が実施できるよう、事前に市の廃棄物処理計画の策定に努める。大量の廃棄物が発生した場合は、「（仮称）習志野市災害廃棄物処理計画」や「千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針」等に基づき発生量を推計し、処理体制の確立を図る。市で処理が困難な場合は「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき他

市町村に援助協力を要請する。

また、廃棄物の処理及び被災建築物の撤去について、民間事業者との協定等の締結を図り協力を求める。

一般家庭から排出されるごみについては、適切な処理方法を住民に広報するとともに、必要に応じて市民相談窓口においても処理方法等の相談に対応する。

(4) 処理方法

大量にごみが発生した場合は、収集したごみを一時集積するために必要な面積の公共用地等を確保していったん保管し、清掃工場及び市外の清掃工場に受入れを要請して焼却するほか、環境衛生上支障のない方法で処理を行うものとする。

産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとする。

2 し尿の処理

(1) 自己処理

可能な限り、簡易トイレ等により自宅で処理することを原則とする。協定に基づき大型店連絡協議会や市内大型店、その他の取扱い業者を通じて簡易トイレを確保する。

(2) 仮設トイレの設置

避難所のトイレが使用不可能で、避難生活が1日以上に及ぶ場合は、必要に応じて避難所に仮設トイレを設置する。仮設トイレは、平常時から必要な協定締結等を含め調達するためのルートを確認しておくとともに災害時は、市備蓄及び協定によるレンタル、若しくは他市や県等からの応援により確保する。

なお、設置に当たっては、女性や子ども、高齢者や障がい者等が安心して使用できるよう配慮する。また、プライバシーを守りつつも照明を明るくするなど、安全面にも配慮し、性犯罪が起らないようなトイレの設置方法を考慮する。

(3) 収集体制の確立

し尿処理施設の被害状況、避難所の状況、収集・搬入道路の被害状況等を基に収集体制を検討し、収集車両及び収集作業員を確保する。

し尿の処理は、衛生処理場及び市外の処理場に受け入れを要請して処理を行う。

3 障害物の除去

(1) 実施体制

住居又はその周辺に発生した土砂、瓦礫等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものを除去し、人的・物的輸送を確保する。市だけで処理不可能な場合は、他市、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 障害物除去の対象

災害による障害物の除去の対象となるのは、概ね次のとおりとする。

■障害物除去の対象

- | |
|---|
| <p>1) 住居又はその周辺に発生した障害物</p> <ul style="list-style-type: none">① 風水害等による半壊又は床上浸水した住家② 浸水により堆積した土砂③ がけ崩れ等による土砂等 <p>2) 交通を遮断している障害物</p> <ul style="list-style-type: none">① 道路<ul style="list-style-type: none">○ がけ崩れ等による土砂等○ 倒壊した電柱、街路樹、落下物等② 橋梁・河川<ul style="list-style-type: none">○ 流木、流塵等③ 軌道等<ul style="list-style-type: none">○ 土砂、竹木等 |
|---|

(3) 住居又はその周辺に発生した障害物の除去

住居又はその周辺に発生した土砂、瓦礫等で、自らの資力により障害物の除去を実施できない者に限り、居室、炊事場、便所、玄関など日常生活を可能にする程度の応急的な除去を行う。

(4) 交通遮断等の障害物

1) 道路障害物

道路上の障害物の除去は、自動車、遺体等の特殊なものを除き、道路法の規定に基づき道路管理者が行う。この場合において、災害の規模、障害の内容等により関係者及び関係機関、また、緊急走行を行う消防本部や消防団等と密接な連絡を取り、協力して交通の確保を図る。

2) 橋梁・河川

橋梁、河川における流木等の障害物は、速やかに除去し、水害防止に努める。

3) 軌道等

軌道等に障害を及ぼしているものの除去は、法律により当該施設の所有者が行う。

4) 海上

港湾区域内の塵芥、流木等は、港湾管理者が除去を行う。

(5) 障害物除去の実施

障害物の除去は、習志野市建設協力会等との協定により実施するほか、場合に応じて消防団や自主防災組織、町会・自治会等、連合町会、ボランティア等の共助の協力により実施する。

また、除去の期間は、原則として災害発生の日から10日以内に完了する。

(6) 障害物の集積場所

除去した障害物は、市有地のうち障害物の集積場所として、周辺に影響を及ぼすことのない土地を選定して、仮置きする。

4 環境汚染の防止

倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏えいによる環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省水・大気環境局大気環境課）」を参考に、解体業者に指導するなど環境汚染防止体制の強化を図る。

また、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について住民やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。

なお、ラムサール条約に登録している谷津干潟についても、管理をしている環境省と連携し、環境の保全に努める。

第 17 節 防疫・保健活動

【対策の項目・担当】

項 目	担 当（○主務）
1. 防疫活動・感染症対策	○保健福祉部、習志野健康福祉センター（保健所）、環境部
2. 保健活動	○保健福祉部、習志野健康福祉センター（保健所）、環境部
3. 動物対策	○環境部、習志野健康福祉センター（保健所）、千葉県動物愛護センター

【対策の基本方針】

- 感染症等の予防を行うため、習志野健康福祉センター（保健所）と連携して避難所において巡回による防疫・保健活動を実施する。
- ペットは避難所内への持ち込みは禁止するとともに、飼い主の自己責任にて給餌等を行うことを原則とする。

1 防疫・感染症対策

(1) 防疫実施体制

保健福祉部は、習志野健康福祉センター（保健所）と連携し、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）に基づき体制の確立を図り、感染症等の発生及び流行の防止を図るため、迅速に必要な防疫活動を実施する。

(2) 防疫活動

1) 検病調査及び健康診断

県の実施する検病調査に協力し、避難所等において、避難者、被災地域等の住民の検病調査及び感染症法に基づく健康診断を実施する。

2) 感染症患者への措置

感染症の発生動向に通常とは異なる動向が認められる場合は、習志野健康福祉センター（保健所）の行う必要な措置について協力する。

■ 感染症患者等への措置

- 発生状況、動向及び原因の調査
- 健康診断
- 就業制限
- 感染症指定医療機関への入院勧告
最寄りの感染症指定医療機関（第一種：成田赤十字病院、第二種：船橋中央病院）
- 消毒等

3) 消毒の実施

環境部は、災害により感染症が発生し、又は発生のおそれのある地域や住宅、避難所等において消毒を行う。また、自主防災組織、町会・自治会等、連合町会などの住民組織を通じて薬

品を配布し、使用する防疫用資機材・薬剤の不足が見込まれる場合は、速やかに県に対して要請する。

4) 広報活動

防疫に関する予防教育及び広報活動の強化に努める。

5) 報告

感染症の発生状況や防疫活動の状況等を随時、習志野健康福祉センター（保健所）に報告する。

2 保健活動

(1) 巡回医療

習志野市医師会、習志野健康福祉センター（保健所）等との連携のもと、保健活動チームを編成し、避難所や被災地域において、巡回による被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持、精神保健相談等の健康管理を行う。

また、避難所における特異的な健康課題となる環境整備、感染症予防、エコノミー症候群等に対して、積極的な予防活動を継続的に行う。

(2) 入浴情報の提供

入浴施設に関する情報を提供する。

(3) 食中毒等の予防

被災者等への食品衛生知識の普及や避難所等における食品衛生指導及び検査の徹底を図る。

(4) 避難所の防疫措置

消毒薬剤及び殺虫剤を散布するとともに、衣服の日光消毒、手洗いの励行等について指導する。

また、供給された食料や炊き出し用の食材に対する食品衛生指導、検査を行う。

3 動物対策

(1) 放浪動物への対応

飼い主の被災により遺棄又は逃げ出したペット等が発生した場合は、習志野健康福祉センター（保健所）、千葉県動物愛護センターと協力して保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼い主、警察等と連携により必要な措置を講ずる。

(2) ペットへの対応

避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の飼い主が行う。避難所施設内へのペットの持ち込みは禁止する。避難所の開設時には、避難所の敷地内にペットの収容場所を確保し、飼い主の責任においてペットを避難させる。

避難生活が長期化し、避難所等において避難生活の障害となるペット問題が生じた場合は、避難所運営委員会や県及び獣医師会等と取り扱いについて協議する。関係団体によりペットの救護所等を設置する場合は、公有地を提供するとともに、その旨を飼い主に周知する。

第 18 節 住宅等応急対策

【対策の項目・担当】

項 目	担 当（○主務）
1. 崖地の危険防止	○企画政策部、千葉土木事務所、都市整備部
2. 住家の被災調査・り災証明書の発行	○財政部、消防本部、企画政策部、市民経済部
3. 被災建築物の応急修理	○都市整備部、財政部
4. 住宅の解体	○都市整備部、財政部
5. 応急仮設住宅の建設	○都市整備部、財政部
6. 空き家の斡旋	○都市整備部

【対策の基本方針】

- ・ 災害発生後できる限り早期に被災家屋の調査を行い、被災者の生活再建の根拠となるり災証明書の発行ができる体制を整える。
- ・ 国、県の支援内容にしたがって、災害発生後、できる限り早期に家屋の解体撤去を実施するとともに、住宅を失った被災者がいる場合、応急仮設住宅の建築、空き家の斡旋など、必要に応じた被災者の支援を実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は県が行い、市はこれを補助する。
- ・ 公営住宅の空き家の斡旋など被災者の住宅確保を支援する。

1 崖地の危険防止

(1) 崖地の応急措置

崖地は、千葉土木事務所の支援を受けて応急点検を行う。亀裂や一部崩壊が発生した場合は、習志野市建設協力会等との協定に基づき協力を依頼し、土砂の撤去、二次災害防止のためシート等による防護等を行う。

また、点検結果により周辺に危険が及ぶおそれがある場合は、避難勧告又は避難指示を行う。

(2) 被災宅地危険度判定

被災した宅地の二次災害を防止し、住民の安全を図るために被災宅地や土砂災害危険箇所等の危険度判定を行う。

市役所内に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、県を通じて被災宅地危険度判定士の確保を要請する。判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル（被災宅地危険度判定連絡協議会）」等に基づき行い、判定の結果はステッカー等で表示する。

また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

2 住家の被災調査・り災証明書の発行

(1) 住家の被災調査

家屋の被害状況の把握とり災証明書を発行するため、市役所内にり災（被災）調査本部を設置

《応急》18 住宅等応急対策

し、全住家を対象に被災調査を行う。被災調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成25年6月内閣府）に基づき、「全壊」・「大規模半壊」・「半壊」・「半壊に至らない」の区分とし、外観の目視により調査を行う。

また、火災により焼失した家屋等は、消防法に基づき消防本部にて火災調査を行う。

なお、再調査の請求があった場合は、二次調査を実施する。

(2) リ災証明書の発行

家屋の被害調査の結果は、家屋被災台帳にまとめ、被災者からの申請に基づき企画政策部でリ災証明書を発行する。

なお、火災により焼失した家屋等に係るリ災証明書は、火災調査に基づき消防本部で発行する。

3 被災建築物の応急修理

災害により、住家が半焼、若しくは半壊し自己の資力では応急修理ができない住民、又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住居が半壊した住民に対し、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を、応急的に修理する。

応急修理の方法は、実情に合わせた建設業者との請負契約により市職員の監督指導のもとに実施する。市で処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

なお、修理対象住宅の選定や修理の実施、規模・費用等については、災害救助法の定める範囲で行う。

4 住宅の解体

全半壊した家屋の解体は、国、県の方針や支援内容に基づいて実施する。公費負担で行う範囲は、公衆又は近隣にとって危険であり早急に解体を要するものとする。

5 応急仮設住宅の建設

(1) 需要の把握

災害後に被害調査の結果から仮設住宅の概数を把握する。また、市民相談窓口又は避難所にて、仮設住宅入居の申し込みを受け付ける。

応急仮設住宅の入居対象者は、リ災証明書の発行を受けているなど、次の条件に該当する者とする。

なお、これ以外の者への適用については、県との協議により決定する。

■応急仮設住宅の対象者

次のすべての条件に該当する者

① 住宅が全壊、全焼又は流失した者

② 居住する住家がない者

③ 自らの資力では住宅を確保できない者

○ 生活保護法の被保護者及び要保護者

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯、病弱者等○ 上記に準ずる者 |
|--|

(2) **用地確保**

応急仮設住宅の用地は、公共用地を優先して確保するものとするが、不足が生じた場合には、民間企業所有地等の民有地を借用する。

(3) **建設**

仮設住宅は「千葉県応急仮設住宅マニュアル」に基づき建設する。

応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合、集会所等に利用するための施設を設置できる。

高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要するものを数人以上収容し、介護等事業を利用しやすい構造及び施設を有する施設（福祉仮設住宅）を設置できる。

なお、建設にあたり、関東森林管理局千葉森林事務所、千葉県農林水産部に災害復旧用の木材の供給を要請する。

(4) **入居**

高齢者、障がい者等の要配慮者を考慮し、住宅の困窮度に応じた入居の取扱いを行う。

なお、原則として応急仮設住宅の供与期間は2年以内とし、民間賃貸住宅の借上げによる設置も対象とする。

6 **空き家の斡旋**

公営住宅、民間住宅の空き家の情報を収集し、被災者に斡旋する。

公営住宅に関しては、公営住宅の入居者資格を有する被災者を優先的に入居できる措置を講じる。

第 19 節 文教対策

【対策の項目・担当】

項 目	担 当（○主務）
1. 災害発生時の対応	○学校教育部、○生涯学習部、○こども部
2. 避難所としての対応	○学校教育部、○生涯学習部、協力部
3. 地区対策支部としての対応	○学校教育部
4. 応急教育	○学校教育部
5. 応急保育	○こども部
6. 文化財の保護	○生涯学習部

【対策の基本方針】

- 授業時間内に災害が発生した場合は、保護者の引き取りがあるまで児童・生徒及び園児を安全な場所で保護し、施設の被災情報や安否情報等を保護者等に提供する。
- 避難所に指定されている場合は、避難所配備職員、自主防災組織、町会・自治会等、連合町会などと協力して避難者の受入れを行う。
- 臨時休校（園）等の状況に応じて、児童・生徒に対し、必要な教材、学用品を給与する。ただし、災害救助法が適用された場合は県が行い、市はこれを補助する。
- 被災者の復旧作業を支援するため、児童・生徒及び園児等を一時的に預かる応急保育を実施する。
- 災害発生時には、市内の文化財の被害状況を速やかに調査する。

1 災害発生時の対応

各学校等では、近年の風水害等の被災教訓等を踏まえ、防災マニュアルの見直し及び作成に努めることとし、災害発生時の対応は、別に定められた防災マニュアル等に基づき実施する。

(1) 児童・生徒及び園児の避難

学校（園）長等は、災害が発生するおそれのある場合は、授業の中止、休校（園）等の措置をとる。

授業時間中に災害が発生し、避難の必要がある場合は、児童・生徒及び園児の無事を確認し、安全な場所に避難させる。

児童・生徒及び園児は、保護者の引き取りがあるまで、一時的に保護する。保護者等に対しては、メール等を活用し、施設の被災情報や安否情報等を速やかに提供する体制を整える。

(2) 安否の確認

休日、夜間に災害が発生した場合は、各学校（園）の教職員で、児童・生徒及び園児の安否を確認する。

2 避難所としての対応

(1) 学校及び体育館の対応

避難所に指定されている小・中・高等学校、市営体育館は、災害時の職員の配備計画を作成するなど、避難所の開設・運営支援等の災害対応を行う職員の役割分担を定めておく。

施設管理者及び学校職員は、避難所配備職員、自主防災組織、町会・自治会等と連携して、施設の開設、施設の安全点検、避難所の開設及び避難者の受入れを行う。また、避難所開設後は避難所運営委員会のメンバーとして避難所運営に参画し、避難者による避難所運営を支援する。

(2) その他の文教施設

市が指定する避難所が使用できない場合又は、災害の規模や状況に応じて、幼稚園、保育所、こども園、公民館、コミュニティセンター等、その他の文教施設の活用を検討する。各施設の管理者及び職員は、災害時の対応に備え、事前に対応できる体制を検討する。

災害時には、災害対策本部、自主防災組織、町会・自治会等、連合町会などと連携し、避難所の開設・運営等の対応を行う。

3 地区対策支部としての対応

各小学校には、必要に応じて地区の情報拠点となる地区対策支部が設置されるため、施設の開放等について、可能な限り支援を行う。また、地区対策支部の運営は、市から派遣される地区対策支部職員により行われるが、必要な機材等の貸出しを行う。

4 応急教育

(1) 施設の被害調査及び連絡

校（園）舎又は文教施設等の被害状況等については、各学校（園）長若しくは施設の管理者が、速やかに調査し、児童・生徒等の情報と合わせて教育委員会（学校教育部・生涯学習部）へ報告する。教育委員会（学校教育部・生涯学習部）は、各施設から得た情報を整理し、速やかに災害対策本部へ報告する。

(2) 応急教育計画の作成

校（園）長は、臨時の学級編制を行うなど災害状況に迅速に対応できるようにするため、応急教育計画を作成する。

作成した応急教育計画は、教育委員会（学校教育部・生涯学習部）に報告し、速やかに保護者と児童・生徒及び園児に周知徹底を図る。

(3) 応急教育の実施

災害発生時、又は発生が予想される場合には、必要に応じて、臨時休校（園）の措置をとる。

応急教育において実施する指導内容、教育内容については、特別計画を立案する。授業不可能な場合にあっても、家庭学習の方法等について指導する。

学校再開に合わせ、速やかに関係機関と協議し応急給食を実施する。特に、施設設備の消毒、

《応急》19 文教対策

調理関係者の健康管理等、衛生に十分留意する。

また、他市町村に避難する児童については、就学手続きの臨時的措置をとる。

(4) 健康管理

災害の状況により、被災学校（園）の学校職員と児童・生徒及び園児に対し、感染症の予防接種並びに健康診断、こころのケアについて、習志野健康福祉センター（保健所）及び学校医、関係機関等と協議し実施する。

(5) 教科書・文房具・通学用品の調達・支給

速やかな授業再開の体制を確保するため、災害により学用品を失った児童・生徒に対し、必要な教材や学用品を給与する。

5 応急保育

保育所、幼稚園、こども園等の被害状況を把握し、既存施設において保育の実施ができない場合、臨時的な保育所を設け、保育を実施する。

交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、近隣の施設で保育できる体制を確保する。

また、災害に関する理由により緊急に保育が必要な場合は、各施設の入所手続きを省き一時的保育を行うよう努める。

6 文化財の保護

文化財の所有者及び管理者は、文化財に被害が発生した場合、文化財保護法等に基づいて消防本部及び生涯学習部長に報告するとともに、被害の拡大防止に努める。

市は文化財の被害状況を速やかに調査し、県に報告する。なお、被害状況調査や応急復旧等で人員が不足する場合には県に応援を要請する。

第20節 ボランティアの協力

【対策の項目・担当】

項 目	担 当（○主務）
1. ボランティアの受入れ	○社会福祉協議会、市民経済部、保健福祉部
2. ボランティア活動	○社会福祉協議会、市民経済部、保健福祉部

【対策の基本方針】

- 災害ボランティアセンターは、社会福祉協議会の判断により設置する。
- 災害ボランティアセンターは、社会福祉協議会が総合福祉センター内に設置する。また、必要に応じ、勤労会館に災害ボランティアサテライトセンターを設置する。

1 ボランティアの受入れ

(1) 災害ボランティアセンター等の設置

1) 設置の判断

災害ボランティアセンターの設置は、災害の規模や被害状況を基に社会福祉協議会が判断し、決定後、速やかに市民経済部及び保健福祉部を経由して、災害対策本部に報告する。

2) 設置場所

社会福祉協議会を運営主体とする災害ボランティアセンターを総合福祉センター内に設置する。

また、必要に応じ、大久保地区より東側を管轄する拠点として、勤労会館に災害ボランティアサテライトセンターを設置する。なお、総合福祉センターあるいは勤労会館が地震により使用できない場合、若しくは余震等による被害のおそれが見込まれる場合は、災害対策本部と協議し、他の施設の利用を検討する。

3) 県災害ボランティアセンターの設置

県は、被災地に設置される市災害ボランティアセンターの円滑な活動を支援するため、千葉県災害ボランティアセンター連絡会が運営する県災害ボランティアセンターを設置する。

(2) 災害ボランティアセンター等の設置後の開設及び閉所

1) 開設の判断

災害ボランティアセンター等の開設は、災害の規模や被害状況を基に社会福祉協議会が判断し、決定後、速やかに市民経済部及び保健福祉部を経由して、災害対策本部に報告する。

2) 閉所の判断

災害の規模やボランティアの派遣依頼（被災者のニーズ）の終息、被災の復興状況によって、社会福祉協議会が判断し、災害ボランティアセンター等を閉所する。なお、速やかに生活復興に向けた支援活動を行なう体制（復興支援ボランティアセンター、あるいは通常のボランティアセンター）に機能を移行する。

(3) 災害ボランティアセンターの活動

1) 災害ボランティアセンターの活動

《応急》20 ボランティアの協力

災害ボランティアセンターでは、各種ボランティア団体との協力体制を構築し、ボランティアの募集・受付、登録・管理、ボランティアの派遣、ボランティアコーディネーターと関係機関との連絡調整等の対応を行う。

また、災害ボランティアサテライトセンターでは、災害ボランティアセンターと連携し、地域の東側を中心に、同様の対応を行う。

その他詳細については、社会福祉協議会で策定した対応マニュアル等により対応する。

2) 県災害ボランティアセンターの活動

県災害ボランティアセンターは、先遣隊・支援隊の被災地への派遣、県内全体の情報収集及び提供、被災地ニーズに合わせたボランティア派遣の全体調整、ボランティア活動希望者への電話相談等を実施する。

(4) 災害ボランティアセンターと市との連携

市民経済部及び保健福祉部は、災害ボランティアセンターと緊密に連携し、概ね次のような運営支援を行う。

- ① 災害ボランティアセンターの設置状況の確認
- ② 市内被害状況に関する情報の提供
- ③ 災害対策本部等の市の体制に関する情報提供
- ④ 災害ボランティアセンターとの連絡調整、連絡職員の派遣
- ⑤ 県が派遣する専門ボランティアの受入調整
- ⑥ 災害ボランティア体制に関する報道機関等への情報提供
- ⑦ ボランティアセンターの運営に必要な資機材、活動資金等の提供
- ⑧ 市ホームページや災害広報紙等を活用したボランティア参加の呼びかけ
- ⑨ 各種災害対応におけるボランティア需要状況の把握
- ⑩ その他必要な事項

(5) ボランティア活動保険（被災地でのボランティア活動保健）

ボランティア活動保険（天災タイプ）は、事前にそれぞれの居住地の社会福祉協議会（ボランティアセンター）でボランティア自身の負担で加入する。

(6) 食事や宿泊場所の確保等

食事や宿泊場所については、原則としてボランティア自身で確保する。

(7) 活動費用の負担

ボランティアの活動に伴う経費は、要請した専門ボランティアを除き、ボランティア自身が負担することを原則とする。

2 ボランティア活動

(1) ボランティアの活動分野

災害時のボランティア活動にはさまざまな活動分野が求められているため、職能によって市から依頼する専門分野と自己参加の一般分野に大別し、それぞれ従来の固定的な性別役割分担に偏らないよう配慮しつつ、次のような分野を担当する。

■ボランティアの活動分野

専門分野	一般分野
① 救護所等での医療救護活動 ② 病院などへの搬送 ③ 被災建築物応急危険度判定 ④ 被災宅地危険度判定 ⑤ 外国語の通訳、情報提供 ⑥ 被災者への心理治療 ⑦ 高齢者や障がい者などの要配慮者の介護、 看護、情報提供 ⑧ その他の専門的知識、技能を要する活動等	① 避難所の運営補助 ② 炊出しや食料、飲料水などの受入・配布 ③ 救援物資や義援品の仕分け、輸送 ④ 高齢者や障がい者などの要配慮者の支援 ⑤ 被災地の清掃、瓦礫の片付け等 ⑥ 避難所や仮設住宅における生活支援 (心理面での支援を含む) ⑦ その他被災地における軽作業等

(2) 災害ボランティアセンターが協力を求める個人、団体

災害時にボランティアとして活動が期待される個人、団体は次のとおりとし、これらに積極的に協力を求める。

1) 個人

- 被災地周辺の住民や学生
- 被災建築物応急危険度判定士
- 被災宅地危険度判定士
- ボランティア活動の一般分野を担う個人
- その他

2) 団体

- 日本赤十字社千葉県支部奉仕団
- 千葉県社会福祉協議会及び各市町村社会福祉協議会
- 千葉県災害ボランティアセンター連絡会
- 財団法人ちば国際コンベンションビューロー
- 社団法人日本アマチュア無線連盟千葉県支部
- その他ボランティア団体・NPO法人等

第21節 ライフライン施設の応急復旧

【対策の項目・担当】

項 目	担 当（○主務）
1. 上水道	○企業局、○県水道局
2. 下水道	○都市整備部
3. 廃棄物処理施設	○環境部
4. 電気	○東京電力株式会社、総務部
5. ガス	○企業局
6. 電話	○東日本電信電話株式会社、総務部
7. 郵便	○習志野郵便局、総務部

【対策の基本方針】

- 災害の規模、被害状況に応じて、全国からの応援を要請し、早期復旧を目指す。

1 上水道

(1) 習志野市企業局

1) 応急体制

災害発生時における被害状況により、習志野市企業局災害対策本部を設置し、水道施設の応急対策を講じる。

2) 活動内容

① 情報収集と緊急措置

企業局災害対策本部は、被災の情報収集と同時に緊急措置を行い、水道施設からの水の流出防止と施設破損に伴う危険物等による二次災害の防止等を図る。

② 応急復旧体制の整備

企業局災害対策本部は、集められた被災情報に基づき、速やかに応急復旧体制を整える。企業局の応急復旧体制では対応が不可能な場合は、近隣市に応援を要請し、応急復旧体制を整える。

③ 応急復旧対策

災害による施設の被害状況を適確に把握し、早期復旧を図り一日も早く平常給水を回復するため応急復旧体制を確立する。

(2) 千葉県水道局

千葉県水道局では、災害が発生した場合に備え、県及び関係市町村と密接に連携を図り、災害に対処することとしている。

2 下水道

下水道施設に被害が発生するおそれのある場合には、下水道機能の支障及び二次災害の可能性の高いものから優先して機能回復を図る。

(1) 管渠の応急措置

- 1) 下水管渠の被害に対しては、汚水、雨水の疎通に支障のないように移動式ポンプを配置して排水に努めるとともに、迅速に管渠の応急復旧措置を講じる。
- 2) 幹線の被害は、相当広範囲にわたる排水機能の停止を招くおそれがあるため、原則として応急復旧を行い、早期に本復旧の方針を立てる。
- 3) 枝線の被害については直接本復旧を行う。
- 4) 多量の塵芥等により管渠の閉塞又は流下が阻害されないよう、マンホール、雨水樹等で流入防止等の応急措置を行い、排水の円滑化を図る。
- 5) 工事施工中の箇所においては、工事請負人に対して、被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、必要に応じて、現場要員、資機材等の補給を指示する。

(2) 下水処理場・ポンプ場等の応急措置

- 1) 下水処理場・ポンプ場等が停電した場合は、ただちに自家発電装置に切り替え、下水処理・下水排除に万全を期するとともに、自家発電装置の燃料の確保を図る。
- 2) 浸水等により下水道施設が損傷した場合には、破損箇所の応急修理を行い、下水処理・下水排除に万全を期する。

(3) 資機材、車両及び人員の確保

- 1) あらかじめ定めたマニュアル等に基づき、対応に必要な職員を確保する。
- 2) 各施設の応急復旧に当たっては、協定等に基づき関係業者と連携して行う。
- 3) 応急対応は市で保有している資機材や車両により行うが、対応が困難な場合は、各種協定に基づき、県や関係業者に応援を要請する。

(4) 災害時の広報

下水道施設の被害状況及び復旧の状況等の市民への広報は、防災行政無線（固定系）や緊急情報サービスならしの（住民用）、市ホームページ、広報車など、可能な手段により行う。

また、広報の時期については、地震発生直後及び応急復旧対策の進捗状況等に合わせて、その都度実施する。

3 廃棄物処理施設

風水害等の災害により、施設の損傷や車両の乗り入れ等が困難となり廃棄物の処理能力が低下するおそれがあるため、早急に各処理施設の機能回復を図る。

(1) 芝園清掃工場・茜浜衛生処理場

施設の被害状況の確認を行い、関係事業者と連携して損傷部分の応急処置、稼働に必要な燃料や薬品等の確保に努め、関連施設と連携し早期に稼働再開の対応を図る。

また、浸水等により敷地に被害が発生した時は、敷地内の車両走行を可能とするため、関係部局と連携して地盤の整備等応急的な対応を実施する。

4 電気

(2) 災害発生時の活動体制

1) 市

総務部は、緊急時のホットライン等により東京電力京葉支社に、被害の状況、復旧の状況等について定期的に確認を行い、本部事務局に報告する。

2) 東京電力株式会社

台風、雪害、洪水、竜巻等の災害が発生したとき、東京電力株式会社は、千葉支店に非常災害対策本部を、京葉支社に非常災害対策支部を設置する。本部の下に情報班、復旧班、給電班、システム班、資材班、厚生班、カスタマーセンター班及び総務班の8班を置く。また、京葉支社非常災害対策支部の下に情報班、復旧班、及び総務班の3班を置き、対応に当たる。

なお、夜間休日等の緊急呼集並びに交通、通信機関の途絶に対応できるよう要員の選抜、呼集・出勤方法等につき検討し、適切な要員構成を行っておく。

さらに、請負会社については、あらかじめ出勤可能要員を把握しておくとともに、災害時ににおける応援出勤体制を確立しておく。

(3) 電気の応急復旧（東京電力の対応）

1) 各設備の運転保守について

① 災害発生時においても、原則として送電を継続する。

② 浸水等により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合又は運転不能が予測される場合は、運転を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じ待避する。なお、やむを得ない場合はこの限りではない。

2) 被害状況の収集、周知

① 被害状況の収集や全般的な災害状況把握の遅速は、復旧計画樹立に大いに影響するため、あらゆる方法をもって被害の早期把握に努める。

② 新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、広報車、チラシ等を利用し、被害状況や、復旧見込み、感電事故並びに漏電による出火防止について周知する。

③ 市からの定期的な被害や復旧状況の確認に対して報告し、復旧作業に対する協力を要請する。

■広報事項

- 切れた電線や、たれ下がった電線には絶対触らないこと
- 使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと
- 外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること
- 電柱の倒壊、折損、電線の断線・垂下等を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターへ連絡すること
- 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。
使用する場合は絶縁検査を受けてから使用すること。

5 ガス

企業局は、風水害等の災害又は重大事故の発生により広範囲にわたりガス工作物の被害及びガスによる二次災害の防止、軽減及び早期復旧を図るため、日頃から緊急措置及び復旧活動のための組織、人員、機材及び図面等を整備するとともに、災害時には速やかに災害防止のための体制を確立する。

災害時には、供給区域全域の供給を停止することなく、被害の程度に応じてブロック毎に供給を停止するが、ガスによる二次災害の防止、市民の不安除去のため、広報車による巡回のほか、消防署、警察署、報道機関等に協力を要請し、あらゆる手段により、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧見通しについて広報する。

6 電話

(1) 災害発生時の活動体制

1) 市

総務部は、東日本電信電話株式会社千葉支店に対して、被害の状況、復旧の状況について定期的に確認を行い、本部事務局に報告する。

2) 東日本電信電話株式会社

- ① 災害が発生した場合は、その状況により千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集、伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。この場合、県、市及び各関係機関と密接な連絡を図る。
- ② 災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。
- ③ 災害のため通信が途絶、若しくは、利用の制限を行った場合は、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

■広報事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 通信途絶、利用制限の理由と内容○ 災害復旧措置と復旧見込時期○ 通信利用者に協力を要請する事項○ 災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始 |
|---|

3) その他の通信事業者

- ① 災害が発生した場合は、その状況により、災害対策本部を設置し、情報の収集、伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。この場合、県、市町村及び各防災機関と密接な連絡を図る。
- ② 災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。
- ③ 災害のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行った場合は、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

■広報事項

- 通信途絶、利用制限の理由と内容
- 災害復旧措置と復旧見込時期
- 通信利用者に協力を要請する事項

7 郵便

被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。

被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

東日本電信電話株式会社等から委託を受けた電気通信取扱業務について、関係の機関と密接な連携の下に、郵便局において取り扱う電話業務の災害時における運営の確保を図るとともに、被災通信施設の東日本電信電話株式会社等による応急復旧に協力する。

第22節 交通応急対策

【対策の項目・担当】

項 目	担 当（○主務）
1. 鉄道	○東日本旅客鉄道株式会社、○京成電鉄株式会社、 ○新京成電鉄株式会社、○企画政策部、財政部、都市整備部、 本部事務局
2. バス	○京成バス株式会社、○新京成バス株式会社、 ○東洋バス株式会社、○企画政策部、都市整備部
3. 道路・橋梁	○東日本高速道路株式会社、○千葉国道事務所、 ○千葉土木事務所、○葛南土木事務所、○都市整備部

【対策の基本方針】

- 交通事業者や関係機関と連携し、利用客の安全を確保し、公共輸送機能の維持・早期復旧に努める。

1 鉄道

(1) 災害発生時の活動体制

1) 市

財政部は、緊急時連絡網等を活用して、鉄道事業者に対して、被害の状況、復旧の状況について定期的に確認を行い、災害対策本部に報告する。

2) 各鉄道事業者

- ① 災害が発生した場合、鉄道事業者は全機能をあげて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。
- ② 災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて無線車等も利用する。

(2) 災害発生時の初動措置

各機関の初動措置は次のとおり。災害の状況により列車の運転を停止させ点検を実施する。異常がないことを確認後、運転規制を解除する。

1) 運転規制

雨量や風速等の測定値に基づき列車の運転を停止させ点検を実施する。異常がないことを確認後、運転規制を解除する。

2) 乗客の避難誘導

- ① 各駅では、駅長があらかじめ定めた臨時避難場所に誘導し避難させる。旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに習志野市から避難所等への避難勧告があった場合又は臨時避難場所が危険のおそれがある場合、避難所等へ避難するよう案内する。
- ② 列車乗務員は、列車が駅間に停止した場合は原則として乗客は降車させない。火災等によりやむを得ず、旅客を降車させる場合は、地形等を考慮し、特に要配慮者に留意し、他の旅客の協力を要請して安全に降車させる。この場合、隣接線路の歩行が危険であることを

《応急》22 交通応急対策

放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

(3) 帰宅困難者への情報提供

帰宅困難者が駅構内に滞留した場合は、市と連携して帰宅困難者に情報を提供するとともに、あらかじめ定めた一時滞在スペースに誘導し、安全を確保する。

2 バス

(1) 活動体制

バス運行事業者は、災害が発生した場合、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。

(2) 乗客の避難誘導

運行中に運行が危険と判断した場合、速やかに安全と思われる場所に停車し、旅客の安全を確保する。

旅客の身に危険が及ぶと判断した場合は、所属営業所管理者の指示を得て、最寄りの避難所等へ誘導する。

3 道路・橋梁

災害が発生した場合、緊急輸送道路を最優先に各道路管理者等は、所管の道路、橋梁について緊急輸送道路を最優先に被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、迂回路の選定あるいは通行の禁止又は制限等の措置など利用者の安全策を講じるとともに、パトロール等による広報を行うほか、被災道路、橋梁については、応急及び復旧措置を行う。

(1) 災害時の応急措置

<u>【道路種別】 機関（部局）名</u>	<u>応急措置の概要</u>
<u>【高速道路】 東日本 高速道路株式会社 (NEXCO 東日本)</u>	<u>1) 災害時においては、次の基準に従って警察当局と協力して通行規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及びパトロールカー等により情報を提供するなどして、通行車の安全確保に努める。</u> <u>2) 通行車及び道路の被害状況等を早期に把握し、迅速かつ安全な道路交通の確保を行うため、必要に応じて点検を行う。</u> <u>3) 災害が発生した場合、道路交通の確保及び被害の拡大防止を図るため、速やかに応急復旧を行う。通行止めを実施しているときは、上下車線が分離されている道路に当たっては、少なくとも上下線各1車線又は片側2車線を、分離されていない道路に当たっては、1車線を走行可能な状態に速やかに復旧させる。</u>

《応急》22 交通応急対策

【国道】 関東地方整備局	被害状況を速やかに把握するため、事務所、出張所においてはパトロールカーによる巡視を実施する。また、道路情報モニター等からの情報の収集に努める。これらの情報を基に、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の応急措置を行い交通路の確保に努める。
【県道】 千葉土木事務所 葛南土木事務所	1) 道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、災害発生時における県土整備部の対応計画やマニュアル等の定めるところにより、ライフライン占有者、建設業者及び市町村等からの道路情報の収集に努めるとともに、各土木事務所はパトロールを実施する。これらの情報により応急措置を講じるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行う。 2) ライフライン施設の復旧における道路法の事務手続きについては、「災害時等における道路法の許可等に関する事務取扱いについて」に基づき、迅速な対応を図る。
【市道】 都市整備部	1) 市域内の道路の亀裂、陥没、冠水等の道路被害、道路上の障害物の状況及び落橋の有無などについて調査し、本部事務局及び県に報告するとともに、被害状況に応じた応急措置を実施し交通の確保に努める。 2) 上・下水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設の被害を発見した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者にその旨通報するとともに、現場付近の安全確保に努める。

(2) 応急復旧対策

【道路種別】 機関（部局）名	応急復旧対策の概要
【国道（県管理 区間を除く）】 関東地方整備局	パトロール等による調査結果等を基に、被害状況を把握し、速やかに応急復旧工事を行い、道路の機能確保に努める。
【県管理国・県道】 千葉土木事務所 葛南土木事務所	被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努めるものとする。特に、「緊急輸送道路 1 次路線」など交通上重要と認められるものについて最優先に応急復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。
【市道】 都市整備部	災害により被害を受けた市道については、原則として、災害時重要路線を優先し、次のような実施手順にしたがって応急復旧を行う。 1) 通行車線の確保などの応急復旧目標を設定する。 2) 道路の亀裂や陥没等の修復、がけ崩れ等による道路上の障害物除去などの応急復旧方法を選定する。 3) 落下した橋梁、若しくはその危険があると認められた橋梁が被害状況により応急復旧ができない場合は、所轄警察署等関係機関との連絡のうえ、通行止め若しくは交通規制の標示等必要な措置を行う。

第 4 章 災害復旧計画

第1節 市民生活安定のための支援

【対策の項目・担当】

項 目	担 当（○主担当）
1. 被災者総合相談窓口	○市民経済部、企画政策部
2. 災害公営住宅の建設等	○都市整備部
3. 災害弔慰金・障害見舞金の支給	○保健福祉部
4. 被災者生活再建支援金等の支給	○市民経済部、企画政策部
5. 災害援護資金の貸付け	○保健福祉部
6. 生活福祉資金の貸付け	○保健福祉部、社会福祉協議会
7. 市税等の減免	○財政部、市民経済部、保健福祉部、こども部、 学校教育部、生涯学習部
8. 国民健康保険・後期高齢者医療制度・ 介護保険における対応	○市民経済部、保健福祉部
9. 義援金等の受付・保管及び配分等	○保健福祉部、財政部、協力部
10. 災害応急資金融資	○市民経済部
11. 郵便物の特別取扱い等	○日本郵便株式会社
12. 雇用の確保	○市民経済部、船橋公共職業安定所
13. 公共料金の特例措置	○各部、県水道局、企業局、日本放送協会、 東京電力株式会社、東日本電信電話株式会社
14. 市民への周知・広報	○企画政策部

1 被災者総合相談窓口

(1) 被災者総合相談窓口（生活再建支援窓口）の設置

1) 総合相談窓口への移行

発災直後の応急対策に関する市民相談については、市民相談窓口で対応するが、災害による被害の発生が終息し、災害復旧・復興本部が設置された以降は、市民からの生活再建相談を主たる目的とした被災者総合相談窓口（生活再建支援窓口）に移行する。

2) 移行の決定

総合相談窓口への移行は、災害復旧・復興本部長（市長）が決定する。

3) 総合相談窓口の運営

総合相談窓口の運営は、市民経済部を中心として、相談内容に応じた各部局から派遣される職員の協力の下、総合的な窓口として相談を受けるとともに、継続的な運営を行う。

4) 総合相談窓口の廃止

総合相談窓口の廃止については、各種支援制度の終了や被災者の生活再建状況に応じて、災害復旧・復興本部の廃止に合わせ、災害復旧・復興本部長（市長）が決定する。

なお、その後の相談については、各担当部署で行う。

(2) 生活相談

災害によって生じる借地・借家などの法律問題や住宅被害による住宅応急修繕、その他生活全般にわたる問題について、担当部署はもとより専門的な問題に対応するため、弁護士会、建築関係団体、また、協定による千葉県行政書士会などの協力を得て生活相談を実施する。

《復旧》1 市民生活安定のための支援

(3) 消費生活相談

災害発生時には、災害に伴う悪質商法等の横行等消費生活にかかる契約・解約等に関するトラブルが発生することが考えられるため、消費生活相談を速やかに開始する。

相談処理や事業者への指導に当たっては、県や習志野警察署、弁護士会などの関係機関に協力を求める。

(4) 青少年電話相談

心身の成長過程にある青少年、特に被災した青少年の様々な悩みについて青少年自身からの相談をはじめ、その保護者からの相談にも応じるため、速やかに電話相談業務などを実施する。

(5) こころの相談室

災害による悲しみや恐れ、不安を和らげるとともに、災害によって生じた夫婦・親子・親類・近隣、そして、避難所での女性であるが故のストレスや悩みなどが受け止められるよう、専門のカウンセラーによる電話、面接による心の悩み相談を実施する。

2 災害公営住宅の建設等

大規模災害により住宅を失った被災者のうち低額所得者は、災害により特に住宅に困窮する状況におかれることが想定される。このため、「公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）」に基づく「災害の場合の公営住宅の建設等に係る国の補助の特例等」に係る制度をより積極的に利用することにより、災害公営住宅の迅速かつ的確な供給を図ることができるよう、国、県などに協力を要請する。

また、必要に応じて、生活に支障をきたしている被災者に対して、公営住宅の空き家の活用を図るため、国や県と調整を行い、優先的に入居ができるよう要請するとともに、都市再生機構、住宅供給公社等の公的団体に対しても被災者に対する優先的な住宅の供給を要請する。

3 災害弔慰金・障害見舞金の支給

(1) 災害弔慰金の支給

「習志野市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 54 年 3 月 29 日条例第 15 号）」に基づき、災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金の支給

「習志野市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 54 年 3 月 29 日条例第 15 号）」に基づき、自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治癒後に精神又は身体に著しい障がいがある住民に対して災害障害見舞金を支給する。

4 被災者生活再建支援金の支給

「被災者生活再建支援法（平成 10 年 5 月 22 日法律第 66 号）」に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難な被災者に対し、生活再建支援金

《復旧》1 市民生活安定のための支援

を支給する。

市は、県から支援金の支給に関する事務の一部を委託された場合、以下の基準に基づき支給の手続きを実施する。

(1) 対象となる自然災害

暴風、洪水、地震その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合。

- 1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- 2) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- 3) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- 4) 上記1) 又は2) に規定する被害が発生した市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満）における自然災害
- 5) 上記3) 又は4) に規定する都道府県に隣接する都道府県内の市町村（人口10万人未満）で、1) から3) に規定する被害が発生した市町村に隣接し、かつ、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- 6) 上記3) 又は4) に規定する都道府県が2以上ある場合において、その自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満。ただし、人口5万人未満にあつては2世帯以上）における自然災害

(2) 対象となる被災世帯

対象世帯は次のいずれかに該当する世帯とする。

- 1) 住宅が全壊した世帯
- 2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- 3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が継続している世帯
- 4) 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）

(3) 被災者生活再建支援金の支給額

支給額は「住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）」と、「住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）」の合計額となる。

■対象世帯別支給限度額（1世帯あたり2人以上）

	基礎支援金①	住宅の再建方法に応じた支援金（加算支援金）②	合計③
全壊世帯	100万円	住宅を建設・購入する世帯 200万円	300万円
		住宅を補修する世帯 100万円	200万円
		住宅を賃借する世帯 50万円	150万円
大規模半壊世帯	50万円	住宅を建設・購入する世帯 200万円	250万円
		住宅を補修する世帯 100万円	150万円
		住宅を賃借する世帯 50万円	100万円

同一の自然災害により2以上の被害を受けた場合の支援金の額は、上記表で、①+②のうち最大額のものを③とする。

《復旧》1 市民生活安定のための支援

■対象世帯別支給限度額（単数世帯の世帯主）

	基礎支援金①	住宅の再建方法に応じた支援金（加算支援金）②	合計③
全壊世帯	75 万円	住宅を建設・購入する世帯 150 万円	225 万円
		住宅を補修する世帯 75 万円	150 万円
		住宅を賃借する世帯 37.5 万円	112.5 万円
大規模 半壊世帯	37.5 万円	住宅を建設・購入する世帯 150 万円	187.5 万円
		住宅を補修する世帯 75 万円	112.5 万円
		住宅を賃借する世帯 37.5 万円	75 万円

5 災害援護資金の貸付け

「習志野市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 54 年 3 月 29 日条例第 15 号）」に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸付けを行う。

(1) 貸付対象者及び貸付金額

- 1) 世帯主が療養に要する期間が概ね 1 ヶ月以上である負傷を負った場合
- 2) 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価格の概ね 3 分の 1 以上の損害であると認められる場合

■災害援護資金貸付限度額

状況	左の欄の状況である場合	世帯主が 1 か月以上の負傷が重なる場合	住居を建て直す場合等	世帯主の 1 か月以上の負傷と住居の建て直しが重なる場合等
世帯主の 1 か月以上の負傷	150 万円	二	二	二
家財の 1/3 以上の損害	150 万円	250 万円		
住居の半壊	170 万円	270 万円	250 万円	350 万円
住居の全壊	250 万円	350 万円	350 万円	二
住居の全体が滅失又は流失	350 万円	二	二	二

《復旧》1 市民生活安定のための支援

(2) 所得制限

■災害援護資金貸付金対象者及び利率等

	世帯人員	市町村民税における総所得金額
所得制限	1 人	220 万円未満
	2 人	430 万円未満
	3 人	620 万円未満
	4 人	730 万円未満
	5 人以上	1 人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額未満
	ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270 万円とする	
利率	年 3%（措置期間は無利子）	
措置期間	3 年（特別の事情がある場合は 5 年）	
償還期限	10 年（据置期間を含む）	
償還方法	年賦又は半年賦	

6 生活福祉資金の貸付け（社会福祉協議会）

(1) 貸付対象

災害によって被害を受けた低所得世帯のうち、他から融資を受けることができない者で、この資金（災害援護費）の貸付けを受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯を対象として、生活福祉資金を貸付ける。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

また、母子家庭や寡婦を対象としては、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据え置き^{（注）}の延長、償還金の支払い猶予等の特別措置を講ずる。

(2) 貸付金額

一世帯 150 万円以内

(3) 貸付条件

1) 据置期間 6 月以内

2) 償還期間 据置期間経過後 7 年以内

3) 利 子 保証人あり 無利子
保証人なし 年 1.5%

4) 保証人

① 連帯保証人となること

② 原則として借受人と同一都道府県に居住し、その生活の安定に熱意を有する者

③ 生活福祉資金の借受人又は借入申込者となっていない者

(4) 償還方法

月賦、半年賦又は月賦

7 市税等の減免

習志野市税条例等の規定に基づき、被災した市税等の納付義務者（以下「被災納税者等」という。）に対し、市税等の災害救済措置として、期限の延長及び減免について速やかに適切な措置を講ずる。

(1) 期限の延長

被災納税者等が、減免申請に関する書類の提出（不服申立てに関するものは除く。）又は納付若しくは納入をその期限内に行うことができないと認めるとき、市長は適用地域及び期日を指定してその期限を延長するものとする。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税等を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき法令等に定められている期間において、徴収を猶予する。

(3) 滞納処分の執行の停止等

災害により、滞納者が無財産となるなどの被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予の減免等適切な措置を講じる。

(4) 減免

被災納税者等の申請に基づき、次のとおり減免するものとする。

■税（料）の減免の内容

税 目	減免の内容
市民税（県民税）	被災した納付義務者等の状況に応じて減免を行う。
固定資産税、都市計画税	災害により著しく価値を減じた固定資産について減免を行う。
国民健康保険料	被災した納付義務者等の状況に応じて減免を行う。
後期高齢者医療保険料	被災した納付義務者等の状況に応じて減免を行う。
介護保険料	被災した納付義務者等の状況に応じて減免を行う。
特別土地保有税	災害により著しく価値を減じた土地について減免を行う。

(5) 保育所・幼稚園・こども園の保育料の減免等

災害等の特別な事由により保育料負担者が保育料の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、その事由がやむまでの間、保育料の全部又は一部を減免することができる。

(6) 放課後児童会育成料の減免等

災害等の特別な事由により育成料負担者が育成料の全部又は一部を負担することができない

と認めるときは、その事由がやむまでの間、育成料の全部又は一部を減免することができる。

8 国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険における対応

災害によって被害を受けた被保険者等の状況に応じて、国民健康保険や後期高齢者医療制度、介護保険について次の対応をとる。

■国民健康保険や後期高齢者医療制度における対応

- 被災した被保険者の状況に応じて、一部負担金の減額や免除又は徴収猶予を行う

■介護保険における対応

- 要介護認定更新申請期限の延長
- 給付差し止めなどの緩和
- 給付割合の変更
- 介護給付に係る給付制限の回避及び解除

9 義援金等の受付・保管及び配分

(1) 義援金の受付・保管

市に送付された義援金は、保健福祉部で受け付け、記録されたものを協力部（会計課）が一括して指定金融機関へ預け入れ、保管する。

また、義援金に関するマスコミ等の照会に対応するため、持参分、現金書留分、銀行振込分等の件数、金額の集計書類を作成する。

日本赤十字社を通じて配分された義援金を受け付ける。

(2) 義援金の配分

義援金の配分に当たっては、義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災者世帯数、被災状況等を考慮して義援金の配分を決定する。県に義援金配分委員会が設置された場合は、その基準に従う。

日本赤十字社義援金も災害義援金配分委員会の協議によって配分される。

(3) 基金寄付金の受付

災害による応急復旧・復興の財源を確保するため、必要に応じて「習志野市まちづくり応援寄附条例（平成20年9月30日条例第22号）」に基づき、広く寄付金を募集し、市内の公共施設等の復旧に活用する。

10 災害応急資金融資

災害の状況に応じて、次のような資金融資の措置及び利用について市民に周知する。

《復旧》1 市民生活安定のための支援

(1) 災害復興住宅資金

住宅の建設又は購入及び自宅の補修の場合に住宅金融公庫が融資を行う。

(2) 中小企業者への融資資金

災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定のため、「天災融資制度」、「株式会社日本政策金融公庫による貸付制度」、「災害復旧貸付」、「高度化事業」及び「経営安定保障」等、復旧に必要な資金並びに事業費の融資等の支援策について、習志野商工会議所等との連携を図り広報等を行う。

■中小企業への支援策

- ☐ 信用保証協会による融資の保証
- ☐ 災害対策緊急融資資金
- ☐ 習志野市中小企業経営安定化資金の融資 等

(3) 農林漁業者への融資

農林水産業に対する災害の応急復旧に係る、各種農業金融制度について周知する。

■農林漁業者への融資

- ☐ 習志野市天災による被害農林漁業者に対する経営資金融通規則
- ☐ 農林漁業金融公庫資金（農業基盤整備資金、農林漁業施設資金）
- ☐ 天災融資資金（経営資金、事業資金）
- ☐ 県単災害融資資金（経営安定資金、施設復旧資金）
- ☐ 県信用農業協同組合連合会融資資金（農業生産力の増進と生活向上の経営資金）

1 1 郵便物の特別取扱い等

日本郵便株式会社は、災害救助法が適用された場合、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

■郵便事業における措置

- 1) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
 - ① 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
 - ② 被災者の差し出す郵便物の料金免除
 - ③ 被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - ④ 郵便貯金業務及び簡易保険業務の非常取り扱い

1 2 雇用の確保

船橋公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職

《復旧》1 市民生活安定のための支援

者の早期再就職の斡旋を行う。また、未払い賃金立替払制度等の支援制度についての紹介等を行う。

■職業安定所の職業の斡旋

- 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- 公共職業安定所に出頭することが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施
- 職業訓練受講指示又は職業転換給付金制度等の活用
- 雇用保険の失業給付に関する特例措置

1 3 公共料金の特例措置

各公共機関は、被害を受けた住民の生活を支援するため、公共料金等の支払いについて特例措置をとる。

■公共料金の特例措置

- | | |
|-------------------|------------------|
| ○ テレビ受信料金の免除等 | ○ 電話料金・電話工事費の減免等 |
| ○ 電気料金・工事費負担金の免除等 | ○ ガス料金の納付延長等 |
| ○ 上下水道料金の減免等 | ○ し尿くみ取り手数料の免除等 |

1 4 市民への周知・広報

災害復興に向けた生活再建支援等について、掲示板への情報の掲示、災害広報紙の発行、市民説明会等の開催などにより、市民に対し、広く周知・広報を行う。

広報の実施に当たっては、市ホームページ、緊急情報サービスならしの（住民用）、エリアメール、緊急速報メール、ケーブルテレビ、ツイッター、ソーシャルネットワーキングサービスなども活用する。なお、広報手段の選択については、インターネット環境がない市民についても配慮するとともに、多様な広報手段を確保する。

第2節 生活関連施設の復旧

【対策の項目・担当】

項 目	担 当
1. 災害復旧事業	各部局
2. 国の財政援助等	各部局

1 災害復旧事業

県、国と連携して災害の再発生を防止し、単なる原形復旧にとどまらず必要な改良を行うなど将来の災害に備えるため、法律に基づいて災害復旧事業計画を策定し復旧事業に当たる。

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び県が全部又は一部を負担し又は補助して行われる。

2 国の財政援助等

財政の援助及び助成は、適正かつ速やかに行うものであるが、法律等により国がその費用の全部又は一部を負担し、又は補助する災害復旧事業については、主務大臣が行う災害復旧事業費の決定を、都道府県知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査の結果に基づき行うこととなっている。

法又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる法律並びに災害復旧事業は次のとおりである。

(1) 法律により一部負担又は補助するもの

国が財政の援助を行う法律及びその対象となる事業は次のとおりである。

法 律	補助を受ける事業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、砂防、地すべり、急傾斜、道路、港湾、海岸、下水道、漁港の復旧事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧事業
公営住宅法	公営住宅及び共同施設（児童遊園、共同浴場、集会所等）の復旧事業
土地区画整理法	災害により急施を要する土地区画整理事業
海岸法	海岸保全施設（堤防、突堤、護岸、胸壁）の復旧作業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症指定医療機関災害復旧事業、感染症予防事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害により特に必要となった廃棄物の処理にかかる費用
予防接種法	臨時に行う予防接種
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設、共同利用施設の復旧事業

《復旧》2 生活関連施設の復旧

水道法	上水道施設の復旧事業
下水道法	下水道施設の復旧事業
道路法	道路の復旧事業
河川法	河川の復旧事業
生活保護法	生活保護施設復旧事業
児童福祉法	児童福祉施設復旧事業
身体障害者福祉法	身体障害者更正援護施設復旧事業
老人福祉法	老人福祉施設復旧事業
知的障害者福祉法	知的障害者援護施設復旧事業
売春防止法	婦人保護施設復旧事業
砂防法等	土砂災害防止対策

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年 9 月 6 日法律第 150 号 以下「激甚法」という。）」の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚の基準については、「激甚災害指定基準（昭和 37 年 12 月 7 日中央防災会議決定）」と「局地激甚災害指定基準（昭和 43 年 11 月 22 日中央防災会議決定）」の二つがあり、この基準により指定を受ける。

また、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力し、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出するものとする。

第3節 災害復興

【対策の項目・担当】

項 目	担 当（○主務）
1. 災害復旧・復興本部	○企画政策部、各部局
2. 災害復旧・復興計画	○企画政策部、各部局
3. 各種事業の推進	各部局

1 災害復旧・復興本部

(1) 設置基準及び時期

市長は、習志野市災害復旧・復興本部設置要綱に基づき、次の基準において災害復旧・復興本部を設置する。

設置の時期については、災害による被害の発生が終息した頃を目安とし、災害の状況や応急対策の状況等に応じて、設置時期を決定する。

■災害復旧・復興本部の設置基準

- ① 災害対策本部が廃止された場合（災害の危険が解消・災害応急対策が概ね完了）
- ② 災害応急対策活動から市民生活の再建に移行する必要があると認めた場合
- ③ その他の状況により市長が必要と認めた場合

(2) 本部の設置・運営

災害復旧・復興本部は、国や県との調整、また、庁内の全体調整を図る必要があることから、企画政策部内に設置し、企画政策部長を中心として企画政策課が運営する。

また、必要に応じて、各部局から必要な人員を派遣し、運営の補助に当たらせるとともに、災害の規模に応じて、本部の運営機能を有する新たな組織の設置も考慮する。

(3) 災害復旧・復興本部の設置及び廃止の報告

本部長（市長）は、災害復旧・復興本部を設置又は廃止したときは、その旨を県及び防災関係機関等へ報告するとともに、広く市民へ広報する。

(4) 本部の所掌事項

災害復旧・復興本部の主な所掌事項は次のとおりとする。

■災害復旧・復興本部の所掌事項

- ① 復旧・復興方針の決定に関すること
- ② 復旧・復興事業の計画に関すること
- ③ 復旧・復興事業の推進管理に関すること
- ④ 被災者の生活再建支援策の決定に関すること
- ⑤ 二次的災害の対策に関すること
- ⑥ その他復旧・復興に関し必要なこと

(5) 組織及び事務分掌

災害復旧・復興本部の組織及び運営は、習志野市災害復旧・復興本部設置要綱の定めるところによる。

■災害復旧・復興本部の組織

① 本部の構成

本部に本部長（市長）、副本部長（副市長・教育長・企業管理者）、本部員（部長等）を置く。

② 本部会議

被災者の生活再建支援、災害復旧及び被災地区の復興を総合的に推進するため、本部会議を置く。本部会議の構成員は、本部長、副本部長、本部員の中から本部長（市長）が指名した者とする。

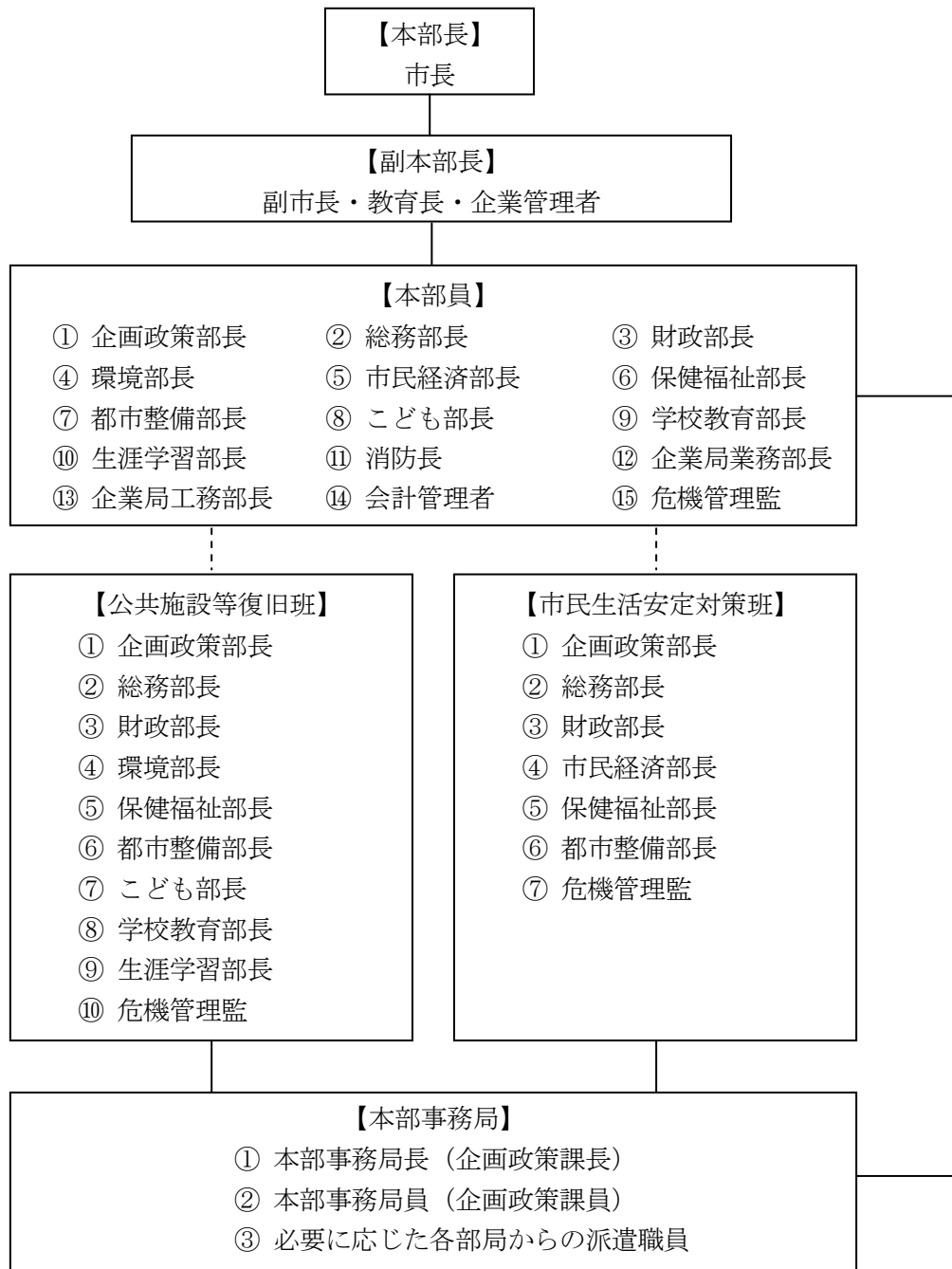
③ 本部事務局

国や県、関係機関、全庁にわたる連絡及び調整を行うため、本部事務局を置く。本部事務局長は、企画政策課長とし、本部事務局員は、企画政策課の職員及び必要に応じた各部局からの派遣職員によって構成する。

④ 班の設置

復旧・復興対策を円滑に進めるため、本部内に班を設置する。

■習志野市災害復旧・復興本部組織図



2 災害復旧・復興計画

災害復旧・復興計画の策定に当たっては、以下の点に重点を置き策定する。

(1) くらしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策などの被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やPTSD等、被災者に対する心のケアの重要性の認識など健康・福祉面でのきめ細かい支援を向上させる。

(2) 都市の復興

壊滅的な被害を受けた都市の復興については、生活の基礎地盤となる都市(地域)社会の継続の必要性和都市(地域)機能の回復の観点から、より質的向上を念頭に入れた、まちづくりを進める。そのためには、迅速で将来を見越した被災地の建築制限、行政と市民とが協働した都市計画の策定を目指す。また、都市(地域)の特性、それぞれの歴史、文化を途絶えることなく継承するとともに、さらに、その特性を考慮した対策をとり、より発展できるよう心がける。

(3) 住宅の復興

被災者が、生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は、被災者の自立を促すこととなり、復興の礎となる。被災者が自力での住宅再建が出来るための支援を中心に、民間住宅の斡旋・補助、公的住宅の建設など多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの復興を支援する。

(4) 産業の復興

地域の産業は、基幹産業のみならず、すべてにおいて地域の中心であり、地域の活力の源である。その産業(事業者)が被災し、操業(営業)の停止を余儀なくされた場合、融資制度の活用などによる財政的な支援とともに、賃貸工場・店舗の提供などの措置を検討する。また、産業間を結ぶ流通、通信の復興については、できるだけ迅速な復旧・復興を支援する。

3 各種事業の推進

国や県が実施する災害復旧・復興事業、また、市が実施する災害復旧・復興事業を円滑に進めるため、災害復旧・復興本部を中心として、全庁的な体制を確立し、連携の下各種事業を推進する。

各種復旧・復興事業については、担当部ごとに事業計画の策定や各事業の進捗管理等を行い、本部会議での報告により情報や認識の共有を図り、全庁へ周知する。

また、各種事業の計画や進捗状況等については、定期的にホームページや広報紙等を活用し、広く市民に広報する。